

パブリック・コメント用

調布市地域福祉計画（案）

（平成 30 年度～平成 35 年度）

本計画案は、公募による市民と、高齢者、障害者、子ども関係、保健医療関係団体、地域福祉団体、自治会等及び商工会から推薦された方と学識経験者からなる「調布市地域福祉推進会議」での検討を経て作成したものです。第 1 回～第 5 回の会議の議事録は、調布市ホームページで公開しています。

今回のパブリック・コメントの内容を踏まえ、さらに調布市地域福祉推進会議で検討を行い、平成 30 年 3 月に「調布市地域福祉計画」を作成する予定です。



平成 29 年 12 月

調布市

目次

第1章 地域福祉について.....	1
1 地域福祉の必要性について.....	1
2 これまでの調布市の地域福祉の推進について.....	3
第2章 調布の福祉の共通事項.....	6
1 将来像.....	6
2 基本理念.....	6
3 福祉圏域.....	7
第3章 計画の策定に当たって.....	8
1 計画の目的.....	8
2 計画の位置付け.....	9
3 計画の期間.....	11
4 計画の策定体制.....	12
5 地域の範囲の考え方.....	13
第4章 調布市の現状と課題.....	14
1 人口の状況.....	14
2 世帯の状況.....	19
3 地域活動・資源の状況.....	21
4 支援を必要とする人の状況.....	24
5 調査から見た状況.....	28
6 計画の振り返り.....	42
7 調布市の地域福祉に関する課題.....	46
第5章 計画の基本方向.....	48
1 基本目標.....	49
2 重点施策の推進.....	58
第6章 地域の状況(8つの福祉圏域).....	71
1 緑ヶ丘小学校・滝坂小学校地域.....	72
2 若葉小学校・調和小学校地域.....	76
3 上ノ原小学校・柏野小学校地域.....	80
4 北ノ台小学校・深大寺小学校地域.....	84
5 第二小学校・八雲台小学校・国領小学校地域.....	88
6 染地小学校・杉森小学校・布田小学校地域.....	92
7 第一小学校・富士見台小学校・多摩川小学校地域.....	96
8 第三小学校・石原小学校・飛田給小学校地域.....	100
第7章 計画の推進に向けて.....	104
1 協働による計画の推進.....	104
2 計画の周知・普及.....	106
3 計画の進行管理・評価.....	106

第1章 地域福祉について

1 地域福祉の必要性について

調布市ではこれまで、市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、個別の生活課題やニーズに即したサービス、並びに支援の拡充に努めるとともに、地域福祉の推進や、福祉分野ごとの専門的な相談体制の充実を図って参りました。

しかし近年、少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化、また、隣近所のつながりの希薄化などの社会状況の変容にとともない、市民生活の場である地域の状況も大きく変化し、人々が日常生活の中で抱える課題が、複合的なものへと変質しています。それにより、従来縦割りによる制度では充分に対応し切れない、制度の狭間となる問題や潜在的な生活困窮、また、子どもの貧困などの社会問題が顕在化しています。

こうした状況から、市が目指す「だれもが安心して住み続けられるまち」を実現するために、既存の福祉分野ごとの公的なサービスや支援に加え、市民の生活の基盤となる「地域」において、支え手・受け手という関係を超えた、市民、ボランティア、NPO、社会福祉法人をはじめとする福祉サービス事業者、社会福祉協議会、市など、多様な主体が、課題を自分事として受け止め、地域づくりに参画することが、強く求められています。

あわせて、その取組は、「自助、互助、共助、公助」を重層的に組み合わせて推進することが重要です。

★ 地域における課題解決への必要事項

- 身近な場所で相談できるところが必要です。
- 地域での助け合いや支え合いが必要です。
- だれでも参加できる（多世代交流）地域活動のしくみが必要です。
- 自分の居場所が地域の中にあることが大切です。
- 情報を共有して、困っている人を支援する仕組みが必要です。

■ 地域福祉の領域イメージ (社会福祉法第107条より)

高齢者の福祉



障害者の福祉



児童の福祉

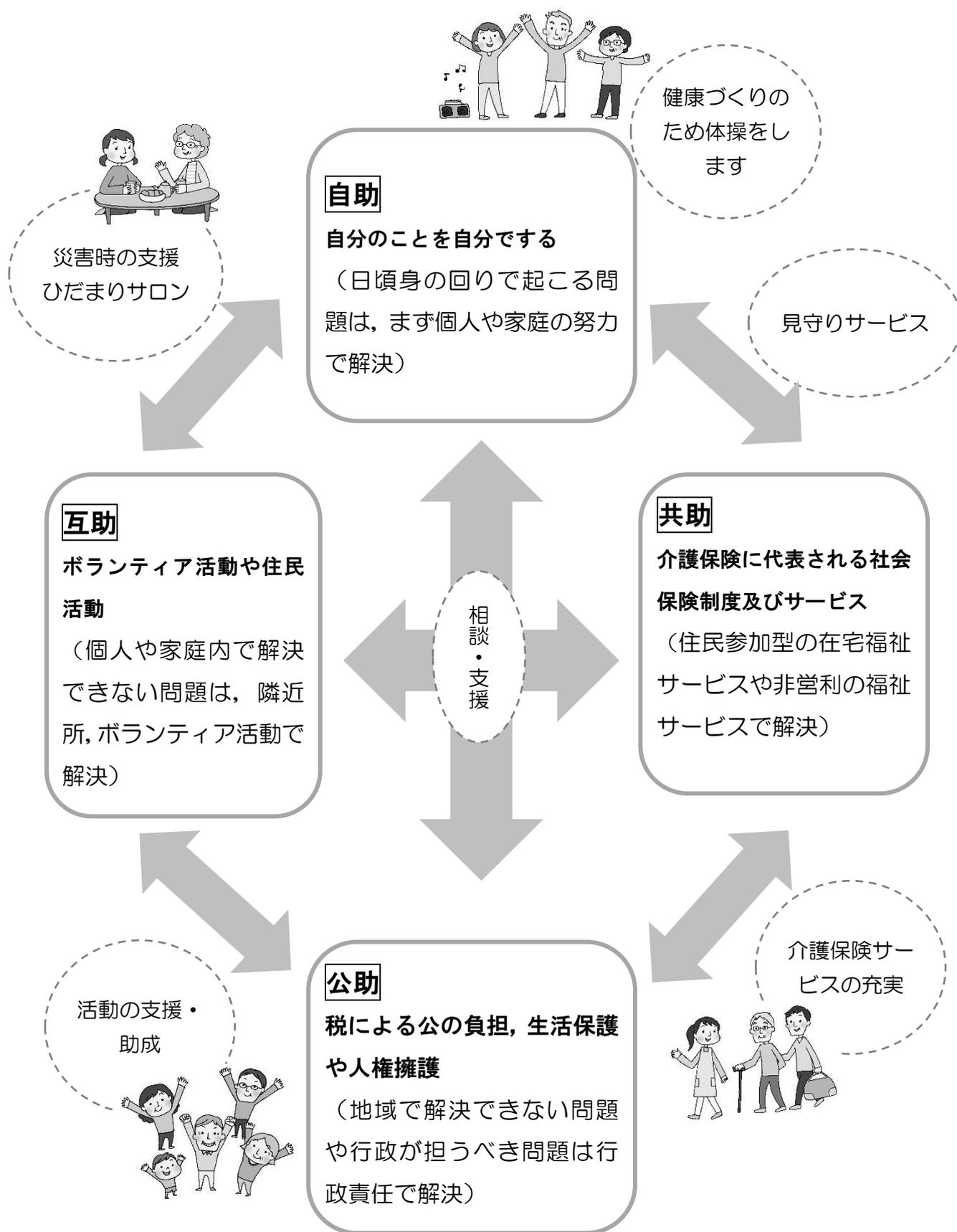


- ・福祉サービスの適切利用の推進
- ・社会福祉事業の健全な発達
- ・地域福祉活動への住民参加の促進 など

共通して取り組むべき事項

例) 制度の狭間の問題、生活困窮、子どもの貧困、権利擁護、虐待防止など

■自助，互助，共助，公助のイメージ



2 これまでの調布市の地域福祉の推進について

調布市では、国に先がけ市民参加による手法で、平成5年度を初年度とする調布市地域福祉計画を策定し、「生涯をつうじて、いきいきとした生活と、ゆたかで、あたたかい地域社会を実現する」ことを目指して地域福祉の推進に努めて参りました。

この時の、「行政計画が地域福祉計画の目標実現に即しているか否かを、福祉の施策の視点から検討するための市民参加型の常設委員会を設置されたい」との意見を受け、平成7年度から地域福祉推進会議を設置し、以降、計画の推進と進行管理を行っております。

平成12年度は、社会福祉法の改正を受け、地域福祉計画の見直しを行う中で、計画期間を平成13年度から18年度の5年間としました。また、平成13年度には、子ども家庭支援センター「すこやか」を開設し、子どもと家庭の総合相談事業や乳幼児交流事業、エンゼル大学などをスタートさせました。

平成15年度には、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の権利を擁護するために、近隣5市共同で多摩南部成年後見センターを設立しました。

平成17年度には、地域福祉計画を、別に定める高齢者、障害者、保健などの分野別福祉計画の基盤となる計画として位置づけるとともに、それら福祉計画の改定に合わせ1年前倒しして、改定しました。

平成19年度は、災害時に備え、民生委員・児童委員と協力して、災害時要援護者台帳の作成に取り組んだほか、精神障害者の自立及び社会参加を支援し、精神保健福祉サービスの向上を図るため、こころの健康支援センターを開設しました。

平成20年度は、75歳以上の高齢者を対象とする「後期高齢者医療制度」が開始されました。後期高齢者医療制度の保険者は、東京都後期高齢者医療広域連合ですが、保険料の徴収や健診事業などは市が実施することとされ、従来の健診事業や介護予防健診（生活機能評価）との整合性を図りながら、住民に分かりやすい事業の実施に取り組みました。

平成21年度は、「福祉のまちづくり条例」をユニバーサルデザインの理念に基づく条例として改正を行いました。

平成22年度は、災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）を基に、モデル事

業として災害発生時の地域の取組を実施しました。また、地域密着型サービスの基盤整備を進め、事業者選定を行い、東部圏域に認知症高齢者グループホーム等の整備を進めました。

平成23年度には、地域福祉計画、高齢者総合福祉計画、障害者総合計画の改定に取り組みました。地域福祉計画では、地域福祉の取組について先進事例を参考に研究・協議を進め、地域におけるトータルケアの推進によるネットワークの構築とコーディネート機能の強化を図る必要性を掲げました。

平成24年度には、高齢者福祉において、在宅で生活する方や病院から退院し在宅医療に切り替わる方が、介護サービスとともに医療サービスを円滑に受けられるように、在宅医療相談室について広く周知を行うなど、医療と福祉の連携推進を図りました。障害者福祉では、障害者自立支援法の改正を受け、新たに特定相談支援事業所を開設するとともに、基幹相談支援センターや障害者虐待防止センターを設置しました。

平成25年度にモデル事業としてスタートした地域福祉コーディネーターは、地域における、既存の公的福祉サービスや制度の下では、十分な対応ができない福祉課題、あるいは漏れてしまう福祉課題やニーズを掘り起こすなど、一定の成果を挙げ、地域での生活を支えるネットワークの中心として、地域に根付き始めています。

こうした取組は、「地域包括ケアシステム」や「地域共生社会」構築に向けた礎として、現在も注視され続けています。

平成26年度には、主に生活保護世帯の就労による自立を促進するため、ハローワークの窓口を庁舎内に常設するとともに、民間事業者を活用した就労意欲喚起や求人開拓等の就職サポート事業を開始しました。また、高齢者が在宅で安心して暮らすための支援として、支援する親族がいない方を対象とした「あんしん未来支援事業」を開始しました。

平成27年度には、専門性を備えた福祉人材の確保と質の向上、また、地域の福祉人材の育成を総合的に推進し、将来にわたる福祉・介護ニーズに的確に対応する目的で、新たな研修・育成拠点として福祉人材育成センターを開設しました。また、生活困窮者自立支援法の施行を受け、離職や失業など様々な事情で生活に困窮された方の生活再建の相談支援（調布ライフサポート）を開始しました。高齢者福祉では、介護保険制度の改正を受け、ボランティア育成など地域での支え合いの体制整備を進める目的で、新たに生活支援コーディネーターを配置しました。

平成28年度には、災害対策基本法の改正を受け、従前の計画の見直し等を図り、

「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」へ改定を行いました。

以上のような、25年間の歩みの中で、調布市においても、少子高齢化が進み、住民のつながりが希薄化しているといった地域の状況があります。一方で、この間、計画の策定年度の見直しや、福祉3計画の改定時期を合わせ、整合性を図るとともに、調布市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画とも策定時期を合わせるなど、計画連携の強化を図っています。

■調布市の計画と国の状況

調布市の計画		国の地域福祉計画に関する状況
平成5年	策定	
↓		平成12年 社会福祉法改正により、地域福祉計画の策定が明文化
平成13年	改定	
↓		平成14年 社会保障審議会「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」
平成18年	改定	
↓		平成19年 厚生労働省技術的助言「要援護者支援のあり方」
平成24年	改定	
↓		平成24年 厚生労働省通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」 平成26年 厚生労働省通知「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」 平成28年 厚生労働省通知「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について」及び「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置 平成29年 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」公布 地域力強化検討会 最終とりまとめ
↓		<div style="border: 1px solid gray; background-color: #f0f0f0; padding: 5px;"> <p>国の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域での困りごとを地域で発見・解決できるような“地域力の強化” ●複合的な課題に対応していくため“包括的”な支援の推進 </div>
平成30年	改定	



第2章 調布の福祉の共通事項

1 将来像

みんなが 自分らしく 安心して
つながりをもって 暮らし続けられるまち
— 支え合い 認め合い ともに暮らす —

2 基本理念

(理念1) 一人ひとりが生涯にわたって、その人らしく生活していける地域社会

市民一人ひとりが住み慣れた地域において、生涯にわたって安心していきいきと自分らしい生き方ができ、必要な支援を受けながら、自立して暮らしていける地域社会を目指します。そのために、必要なサービスや支援が行き届く体制づくりと、社会参加を促す取組を進めます。

(理念2) 誰もが社会の一員として互いに認め合い、尊重し合う地域社会

誰もが、孤立することなく、互いを尊重し合い、多様性を認め合いながらともに生きる地域社会を目指します。そのために、年齢、障害の有無、性別、人種その他の違いにかかわらず、市民一人ひとりが地域の一員としてつながりをもって暮らせる地域づくりを進めます。

(理念3) 住民全体で支え合う地域社会

市民一人ひとりが当事者として、地域や生活の課題などについてともに考え、サービスの受け手にとどまるのではなく、できる力を活用して、地域の担い手となり、支援を必要とする人を支え合う地域社会を目指します。そのための体制づくりについて行政、市民、ボランティア、地域組織、事業者など多様な主体と協働しながら取り組みます。

(理念4) 様々な課題を受け止め、包括的に支援する体制

個人や家族、地域が抱える問題は多様な側面を持っています。これらを解決していくためには、多くの担い手がそれぞれの強み専門性をいかした、より一体的、包括的な支援が必要です。そのため福祉のみならず他分野とも連携し、個人や地域の課題に応じた切れ目のない支援を提供できる体制構築を目指します。

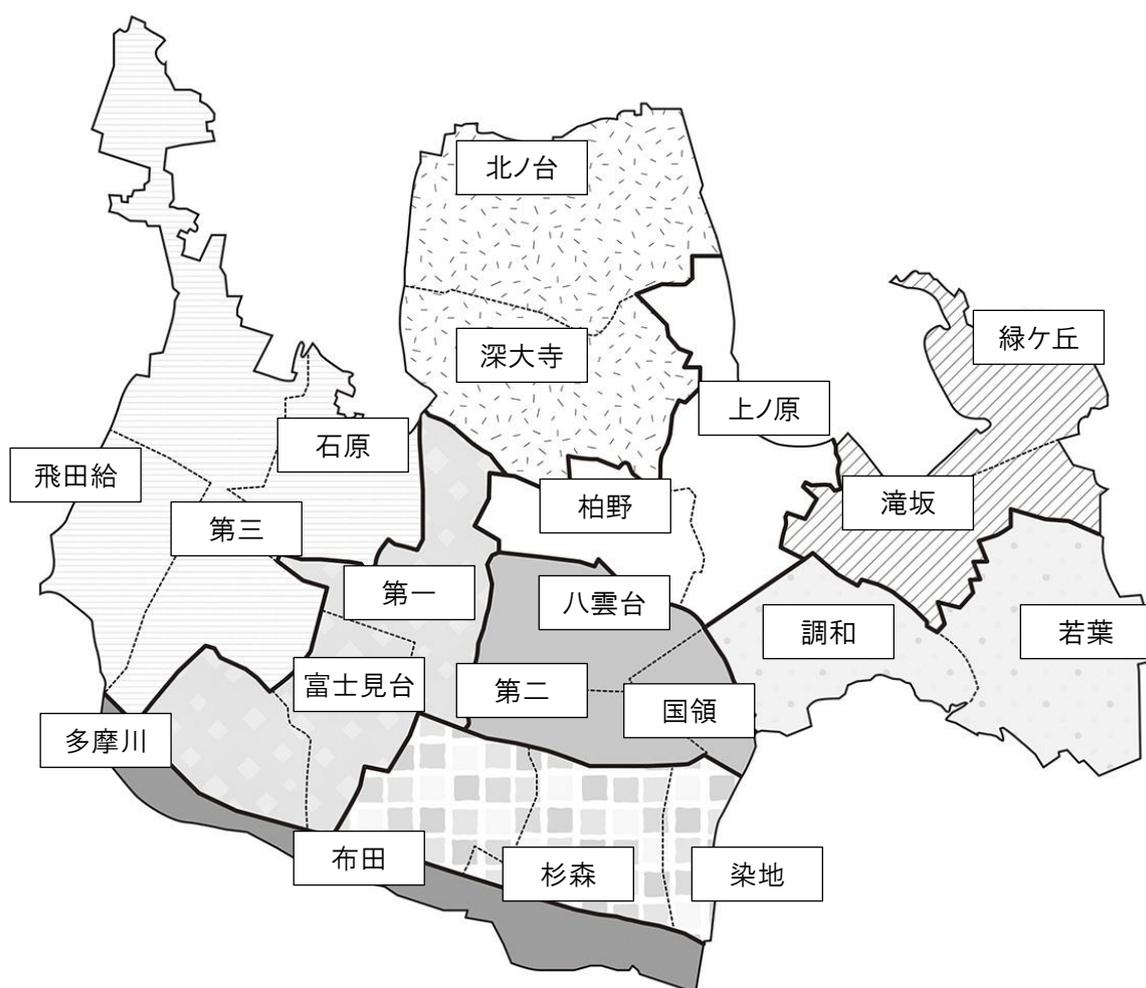
3 福祉圏域

福祉圏域は、福祉，教育，地域コミュニティ等の共通基盤である小学校区を基礎とし，それらの複数で構成される中学校区規模の8つの圏域です。

多問題を有する個人や家庭が抱える福祉課題に対応するため，専門機関等の担当エリアの整合や地域での顔の見える関係づくりを行うことで，より重層的な支援による解決を図る必要性があること等を踏まえ，地域福祉計画，高齢者福祉総合計画及び障害者福祉総合計画の福祉3計画の圏域の整理・統一化を図り，共通の福祉圏域とします。

■福祉圏域の地域区分

下記  内の記載は 小学校区の名称です。



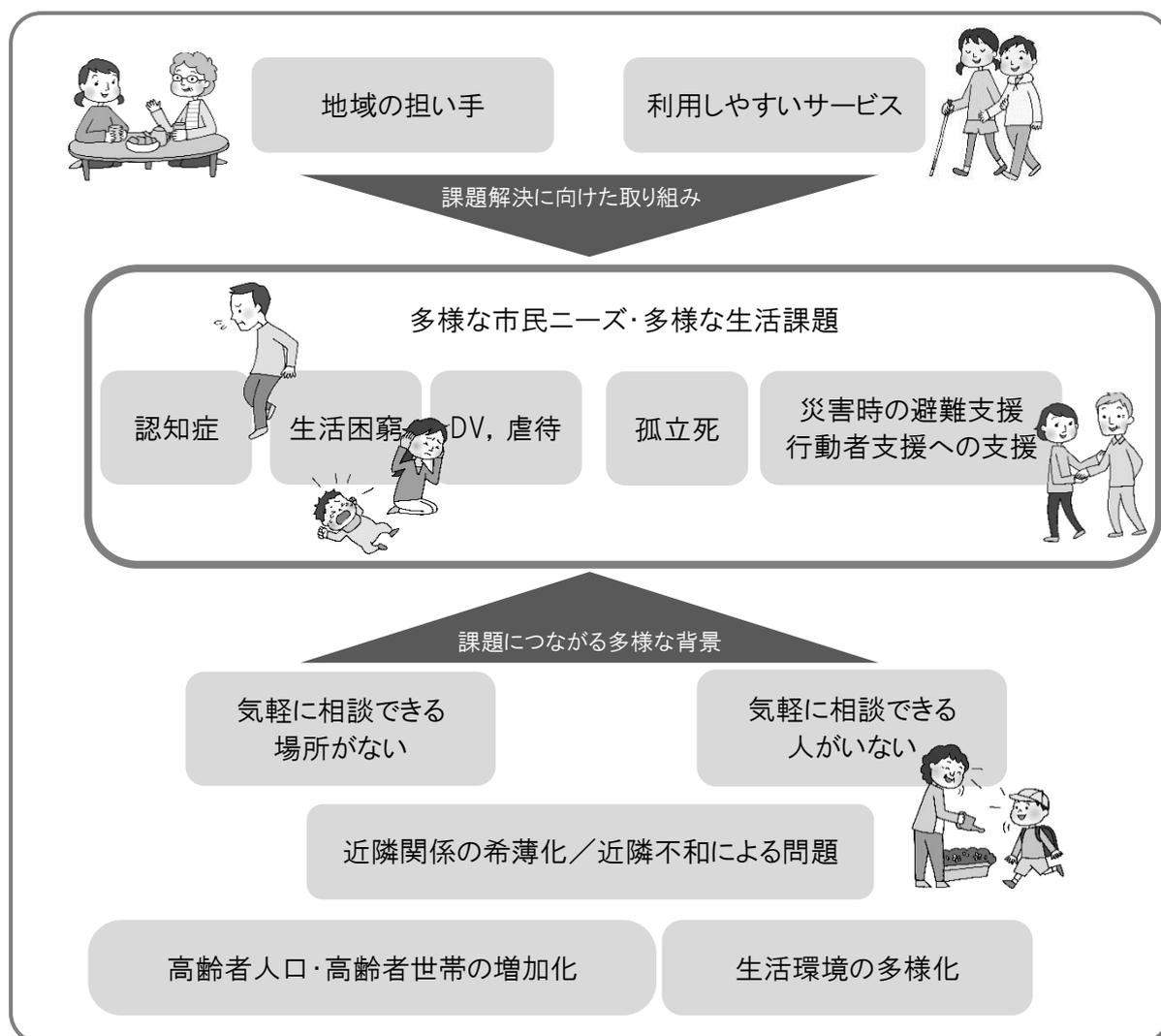
第3章 計画の策定に当たって

1 計画の目的

地域福祉計画は、保健福祉に関する分野別の計画を地域福祉という視点で横断的に繋ぐもので地域福祉の理念やしきみをつくっていくもので、対象者は、市内で暮らす全市民となります。

地域の中には、生活困窮やDV、虐待などの問題を抱えながらも、制度の狭間に落ち込み、社会的孤立に陥っている人がいます。

調布市で生活する市民誰もが、様々な課題を抱えたまま社会的に孤立することなく安心して暮らせるよう、市民、ボランティア、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、行政等の公的機関が相互に協力しながら、地域福祉に関わるすべての人が一体となり、ともに認め合い、助け合い、支え合うしきみをつくるためのものです。



2 計画の位置付け

この計画は、社会福祉法第 107 条が定める市町村地域福祉計画として位置付けられます。

また、「調布市総合計画」を最上位の計画とし、保健福祉に関する他の分野別計画（「調布市高齢者総合計画」、「調布市障害者総合計画」、「調布市民健康づくりプラン」、「調布市子ども・子育て支援事業計画」）を地域という視点で横断的につなげるとともに、「調布市福祉のまちづくり推進計画」とも連携を図り、地域福祉の理念や仕組みをつくるものです。

さらに、調布市社会福祉協議会が策定する「調布市地域福祉活動計画」と地域福祉の推進という理念を共有するとともに、様々な施策や事業を進めるうえで、互いに連携・補完を図ることとします。

なお、この計画は対象者を限定するものではなく、調布市に暮らす全ての市民を対象とした地域の福祉活動を進める計画です。

改正社会福祉法 [平成 30 年 4 月施行]

（市町村地域福祉計画）

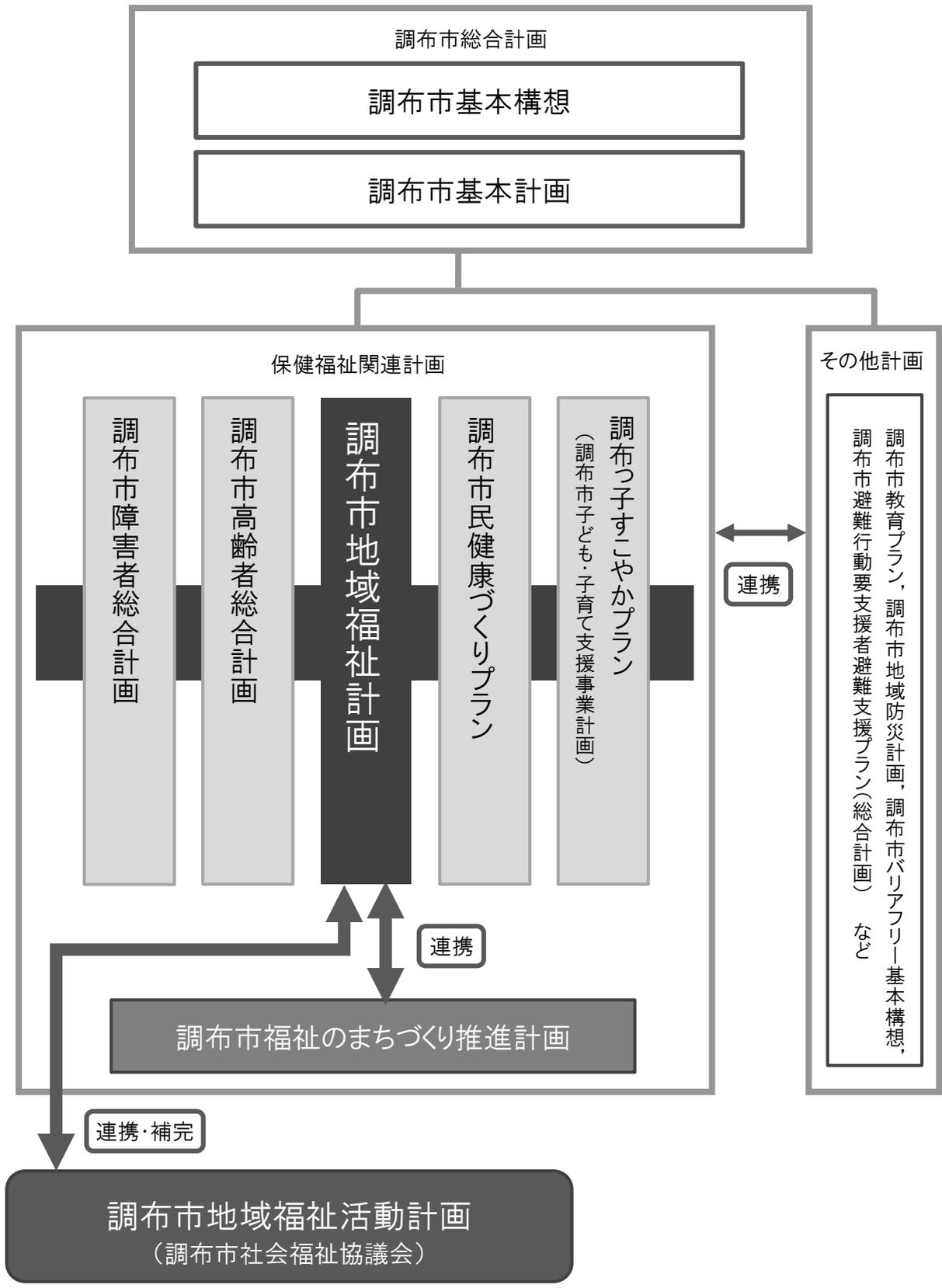
第 107 条市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

■ 計画の位置付け



3 計画の期間

この計画は、平成30年度から平成35年度までの6箇年計画とします。

また、変化する社会情勢や、関連する他の個別計画との整合を図るため、必要に応じて見直しを行うものとしてします。

計画名		年度	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
		基本構想											
調布市総合計画		前期基本計画											
		改定基本計画						後期基本計画					
調布市地域福祉計画								本計画期間					
調布市高齢者総合計画 (老人福祉計画, 介護保険事業計画)								計画期間					
調布市 障害者 総合計画	調布市障害者計画							計画期間					
	調布市障害福祉 計画							計画期間					
	調布市障害児福祉 計画							計画期間					
調布市民健康づくりプラン								計画期間					
調布っ子すこやかプラン (調布市子ども・子育て支援事業 計画)								計画期間					
調布市福祉のまちづくり 推進計画								計画期間					
調布市教育プラン								計画期間					
調布市住宅マスタープラン								計画期間					
調布市バリアフリー基本構想								計画期間					
調布市地域防災計画								修正計画					
調布市避難行動要支援者避難 支援プラン(総合計画)		調布市災害時要援護者 避難支援プラン(全体計 画, 住民編, 庁内編)											
調布市社会福祉協議会 調布市地域福祉活動計画		見直し計画						計画期間					

4 計画の策定体制

(1) 調布市地域福祉推進会議

調布市地域福祉計画に基づく地域福祉を，市民参加により推進するために設置された調布市地域福祉推進会議において，計画の検討を行いました。

(2) アンケート調査の実施(平成28年度に調布市民福祉ニーズ調査として実施)

市内に住む一般市民，高齢者，障害のある方を対象に，生活実態や地域の福祉に対する意識や意見，ニーズを把握するために，アンケート調査を実施しました。併せて，小地域交流事業の開催地のうち，9箇所でミニアンケートを実施し，地域の現状や課題の把握に努めました。

(3) 住民懇談会の開催(平成28年度に調布市民福祉ニーズ調査として実施)

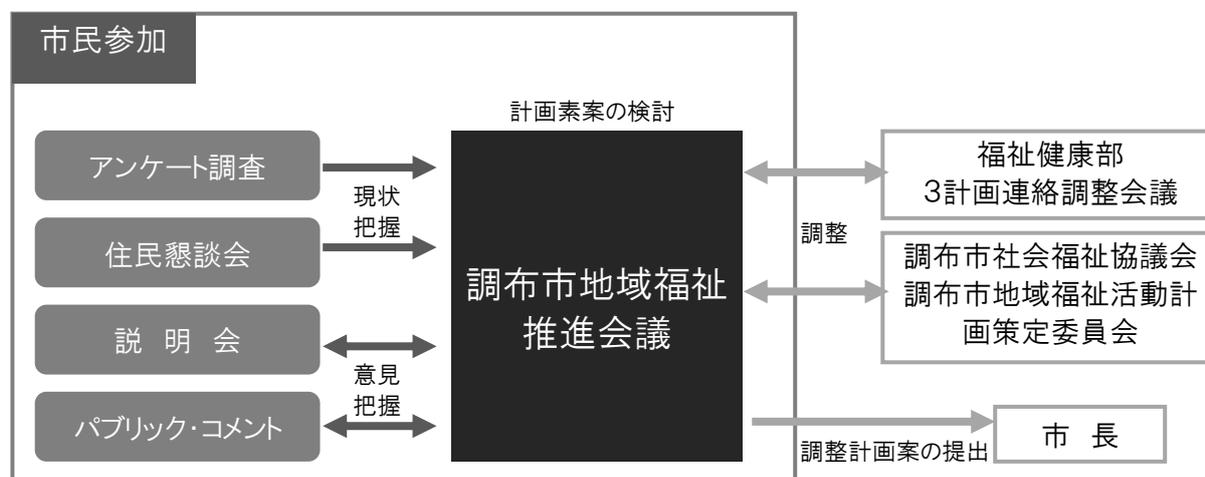
東西南北の地域ごとに，地域の福祉課題を認識し，どう取り組むとよいか，住民同士でできる支え合いを検討するために，住民懇談会を開催しました。

(4) 説明会の開催 12月に実施予定

計画の案について，市民からの意見等を幅広く募集するため，福祉圏域の8地域で説明会を開催し，意見の把握に努めました。

(5) パブリック・コメントの実施 12月に実施予定

■計画の策定体制



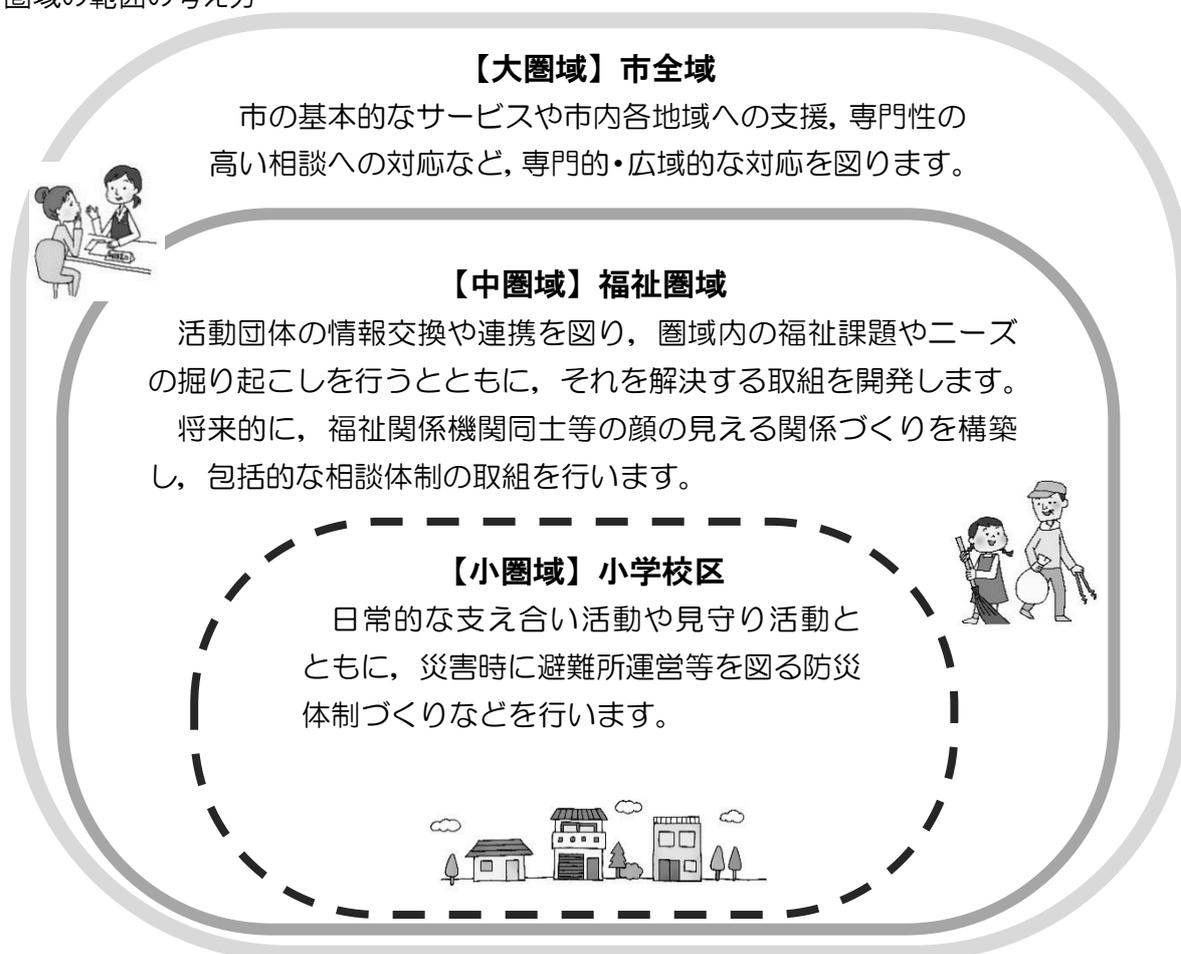
5 圏域の範囲の考え方

地域福祉を進めていくためには、市全体で取り組むこと、市内各地域で取り組むこと、市民が暮らす身近な地区で取り組むことなど、それぞれのエリアに応じた体制を整備し、効果的な活動を図ることが必要です。

そのため、調布市では、3層からなる圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた機能、体制を整備していくこととします。

(1) 3層構造の圏域

■ 圏域の範囲の考え方



上記、市内の3層からなる圏域の他に、市単独では対応が困難なケースや専門性の高い対応が必要な場合は、東京都や近隣市などとの広域連携を図ります。

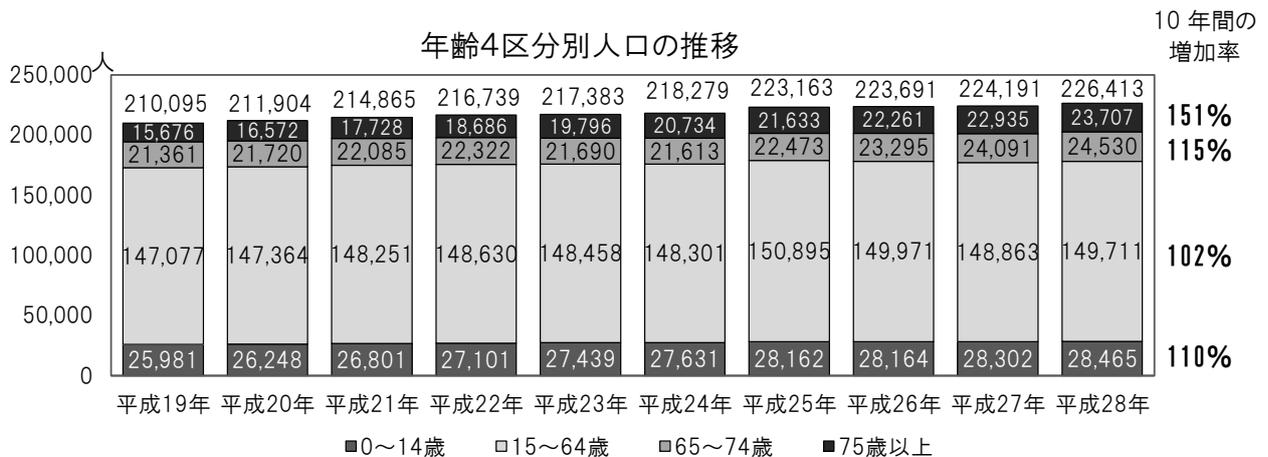
【中圏域】福祉圏域については、複数の小学校区で構成される中学校区規模の圏域で、基本計画における東西南北の広域的地域を参酌し設定しています。

第4章 調布市の現状と課題

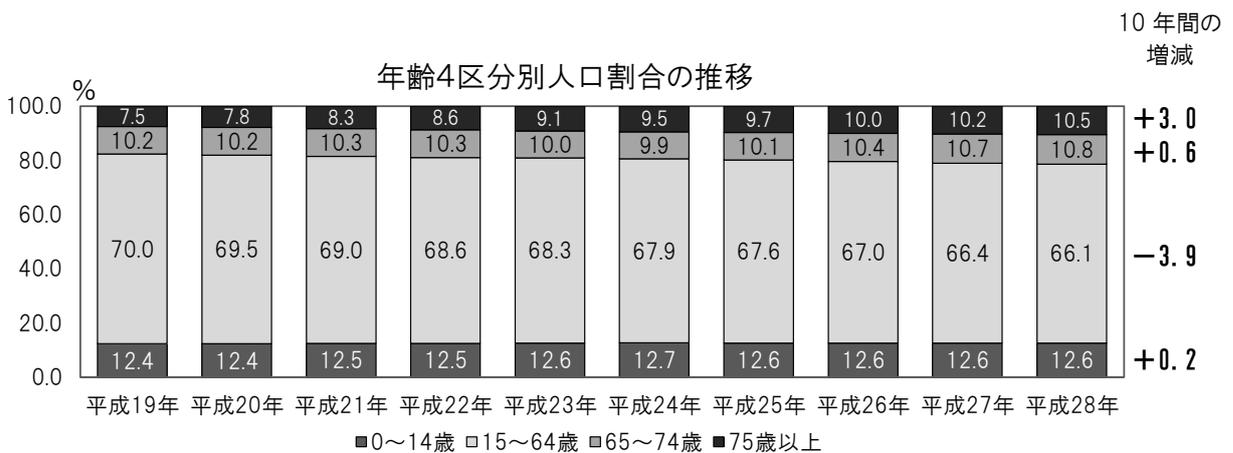
1 人口の状況

(1) 人口の状況

調布市の総人口は、過去10年間で増加しており、平成28年時点で226,413人となっています。年齢4区分別に見ると、15～64歳はほぼ横ばいであるのに対し、65～74歳では115%、75歳以上では151%の増加率であり、高齢化の傾向となっています。



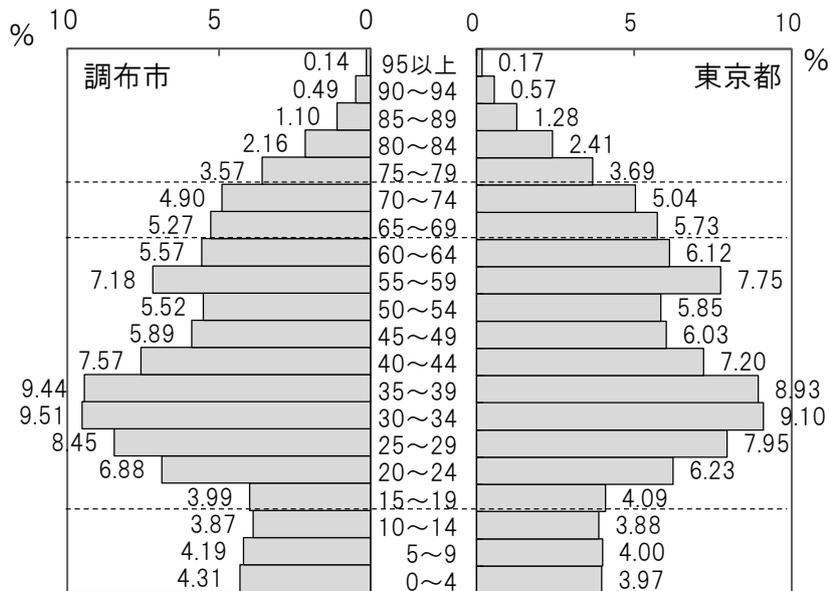
年齢4区分別人口割合を見ると、過去10年間で15～64歳の占める割合は3.9ポイント減少していますが、75歳以上の占める割合は3.0ポイント増加しています。



人口の構造を平成19年と平成28年で比較すると、特に65～69歳と40～44歳の割合が多くなっています。

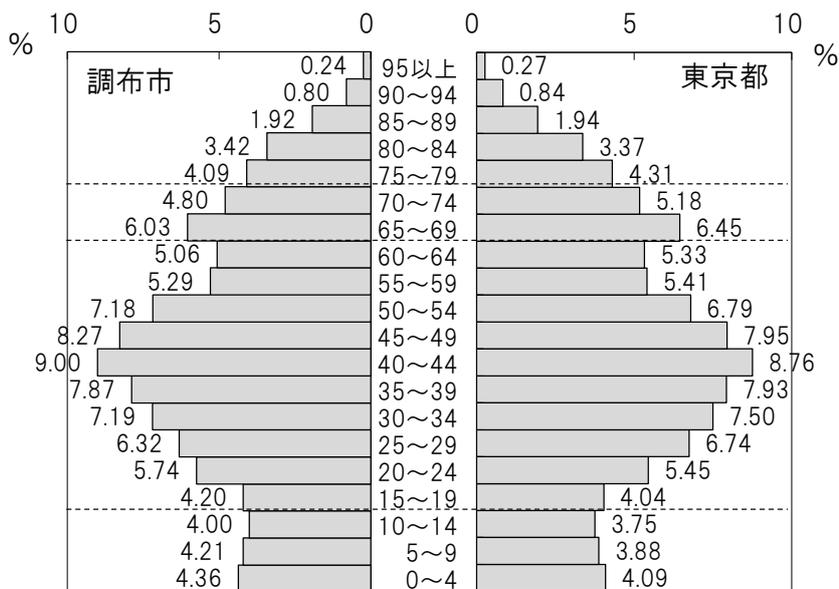
また、都と比較すると、調布市は若い年代の割合がわずかに高いものの、概ね同程度の状況です。

人口ピラミッドの推移
平成19年



資料：住民基本台帳による東京都の世帯と人口(1月1日現在)

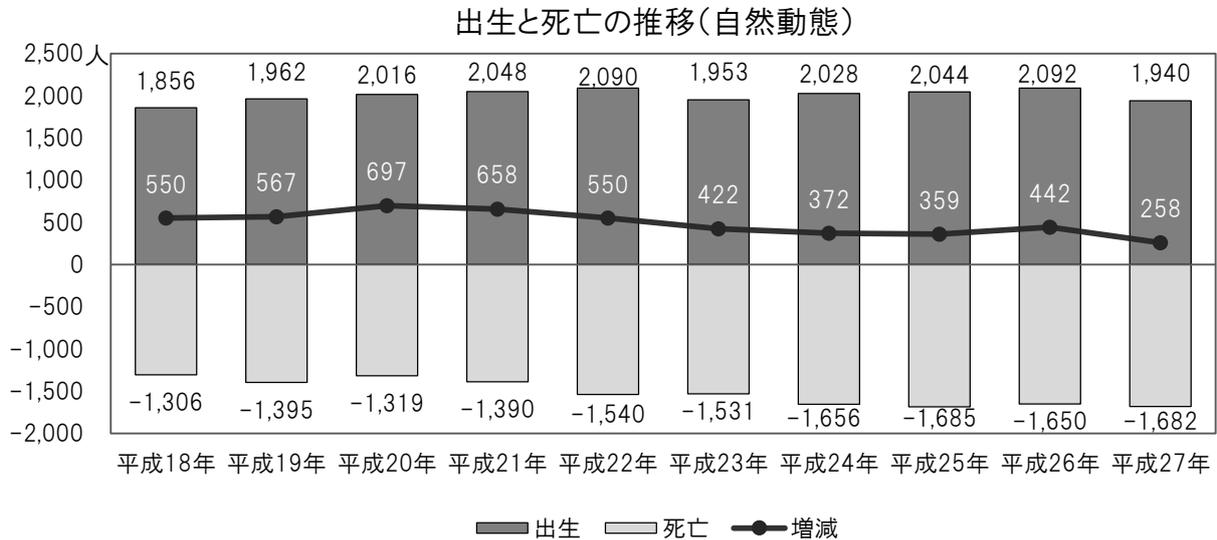
平成28年



資料：住民基本台帳による東京都の世帯と人口(1月1日現在)

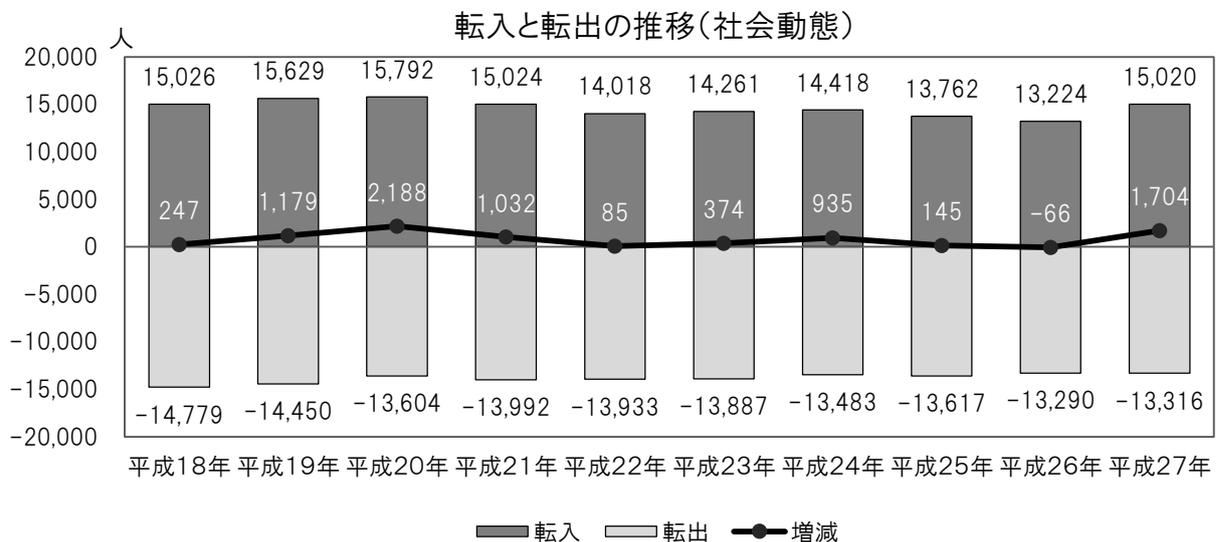
(2) 自然動態と社会動態の状況

自然動態については、出生数が死亡数を上回っていますが、過去10年間でゆるやかに出生と死亡の増減は少なくなっています。



資料:調布市統計書

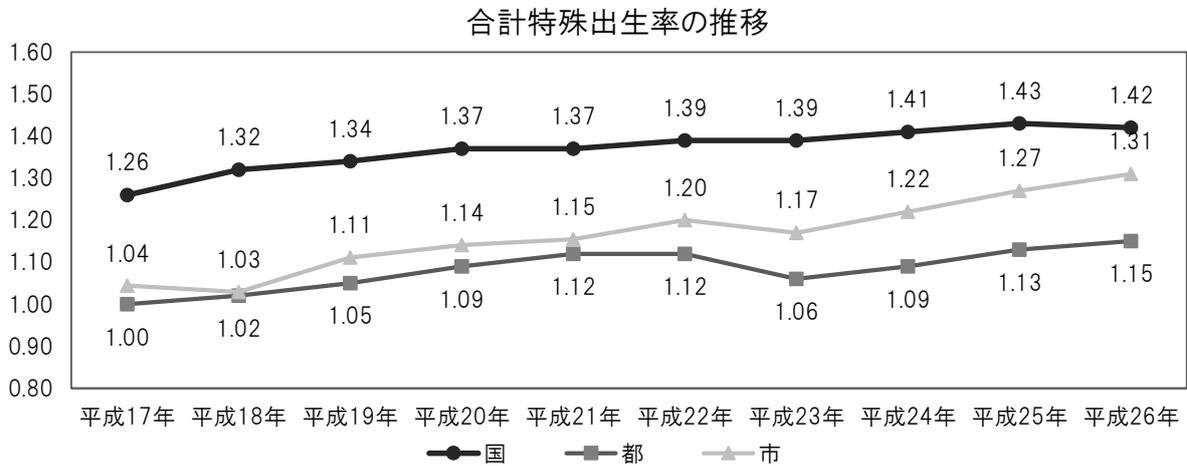
社会動態については、平成26年以外は転入数が転出数を上回っていますが、年により増減を繰り返しています。



資料:調布市統計書

(3) 合計特殊出生率の状況

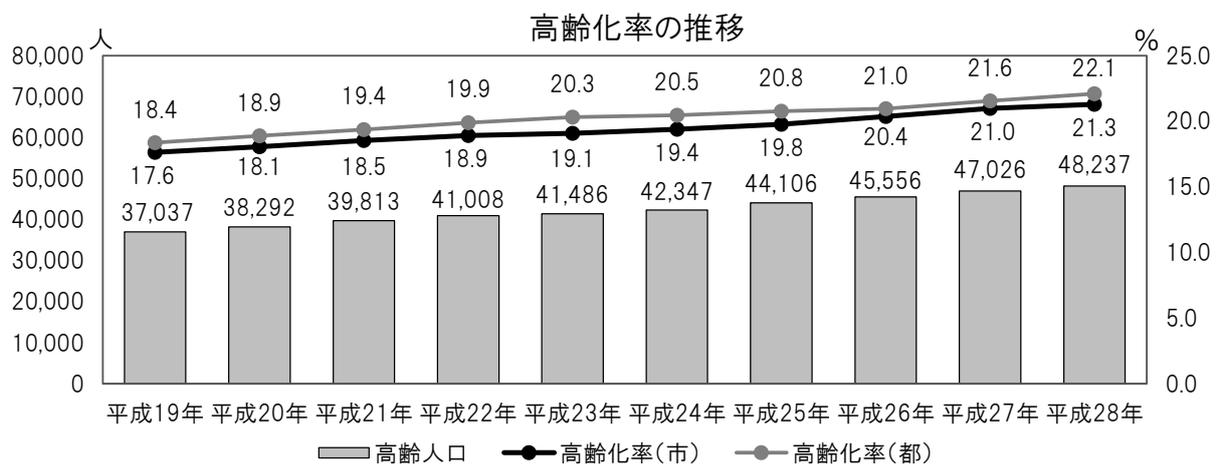
合計特殊出生率は、市では平成23年に一度落ち込んだものの、やや回復傾向にあり、平成26年時点で1.31となっています。また、都に比べるとやや多いですが、国に比べると少なくなっています。



資料：厚生労働省，調布市統計書

(4) 高齢化率の状況

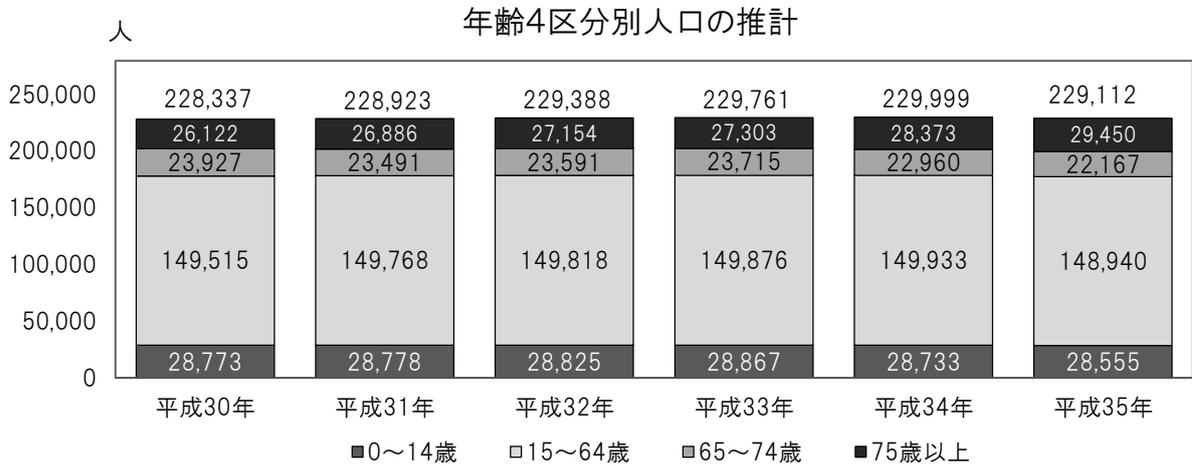
高齢化率は過去10年間で増加傾向にあり、平成28年時点では21.3%となっています。東京都に比べるとやや低く推移しています。



資料：住民基本台帳による東京都の世帯と人口(各年1月1日現在)

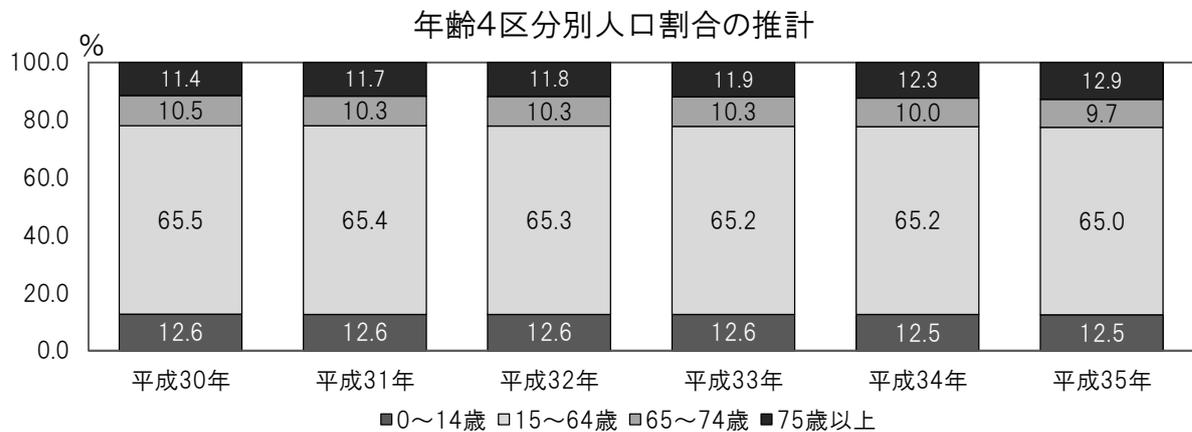
(5) 人口推計

年齢4区分別人口の推計を見ると、総人口は、平成34年までは微増傾向となっておりますが、平成35年からは一転して減少傾向に転じています。また、内訳としては75歳以上のみ増加していくことが予測されます。



資料：調布市の将来人口推計

年齢4区分別人口割合の推計を見ると、75歳以上の割合が増加し、それ以外の年代は減少していくことが予測されます。



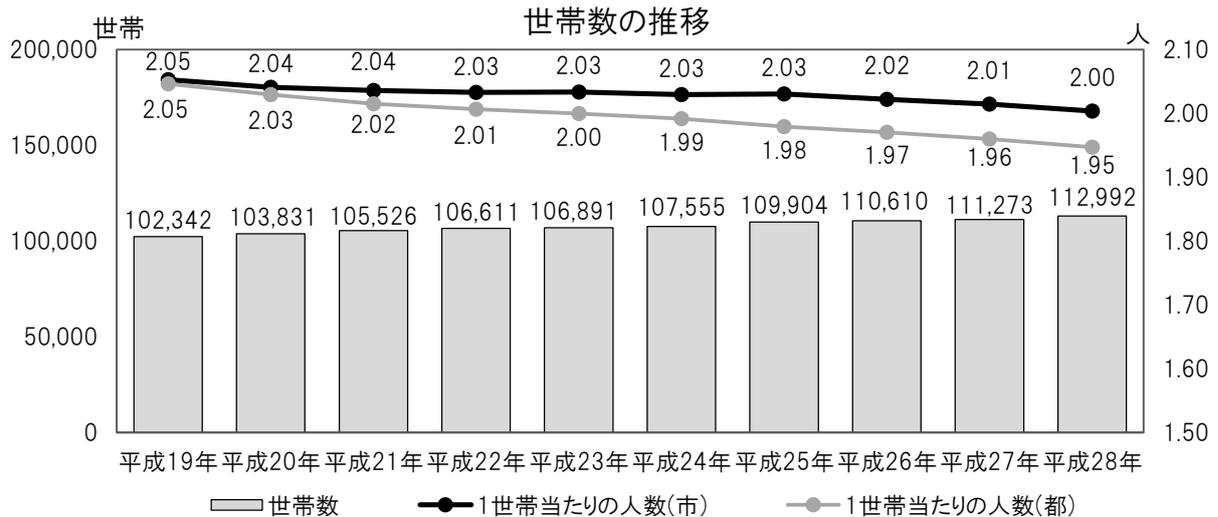
資料：調布市の将来人口推計

※ 本推計は、平成25年10月1日を基準年とし、平成42年までを1年ごとに推計したのから抜粋しています。なお、平成29年1月1日現在の実人口数は、229,886人となっており、推計値を超えて人口が増加しています。

2 世帯の状況

(1) 世帯の状況

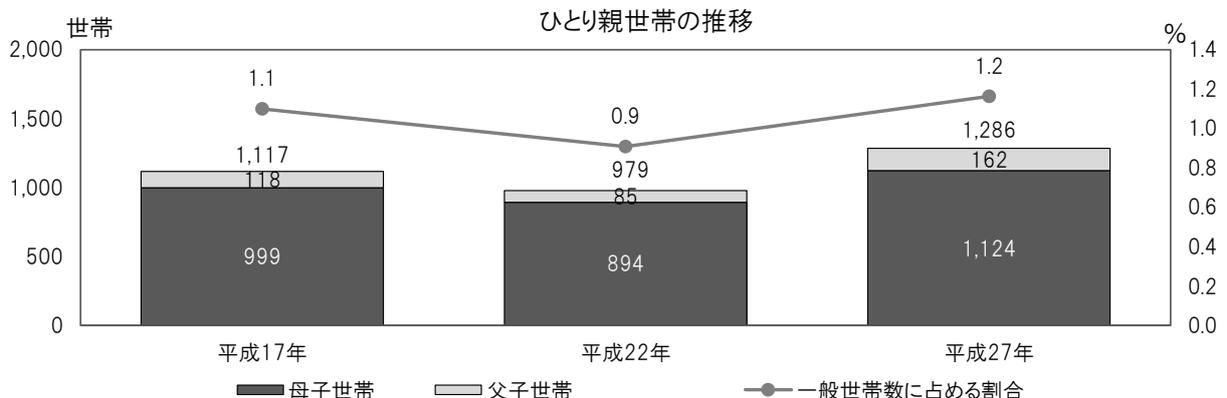
世帯数は過去 10 年間で増加傾向にあり、平成 28 年時点では 112,992 世帯となっています。一方、1 世帯当たりの人数は微減傾向にありますが、平成 28 年時点では 2.00 人と、都よりやや多くなっています。



資料：住民基本台帳による東京都の世帯と人口(各年1月1日現在)

(2) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯は平成 17 年に比べ平成 27 年では増加傾向にあり、1,286 世帯となっています。また、内訳としては母子世帯が多くなっています。

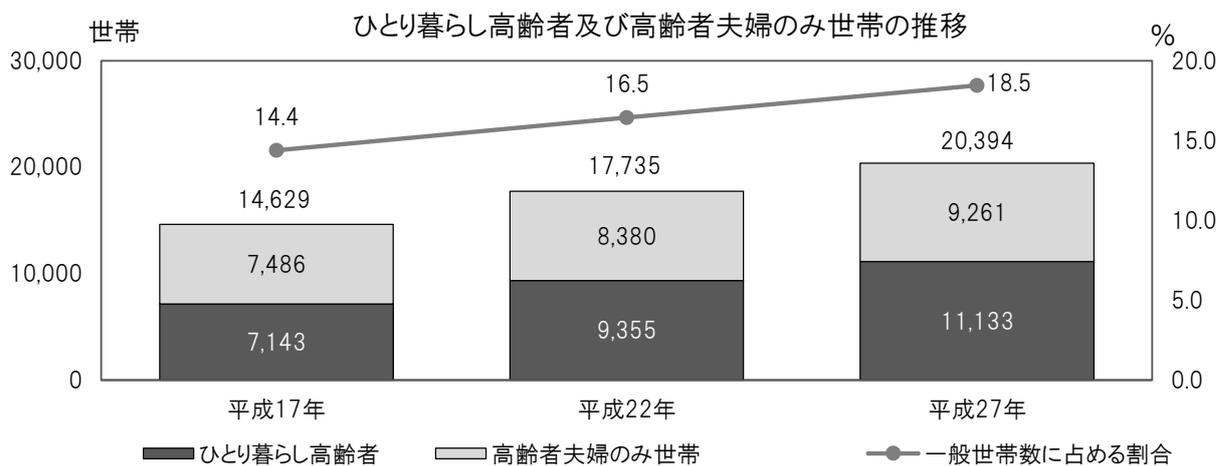


資料：国勢調査

※ひとり親世帯では、仕事と育児の両立が忙しく地域行事への参加する時間がなく孤立しやすいケースや、生活困難を抱えるケースが多いことが社会問題となっています。

(3) ひとり暮らし高齢者及び高齢者夫婦のみ世帯の状況

ひとり暮らし高齢者及び高齢者夫婦のみ世帯は、平成17年以降一貫して増加しており、平成27年時点では20,394世帯、一般世帯数に占める割合は18.5%となっています。また、内訳としては、ひとり暮らし高齢者が特に多くなっています。



資料：国勢調査

3 地域活動・資源の状況

■ 主な地域活動・資源の概要

身近な地域での組織的な活動



自治会

生活環境の向上, 防犯・防災など地域の共助力向上を目指して, 様々な活動を行う組織です。

地区協議会

地域のまちづくりのために自主的に活動するネットワーク組織です。

老人クラブ

ボランティア活動, 生きがい活動, 健康増進活動などを中心に幅広く活動する組織です。

地域を限定しない活動

ボランティア

個人の自発的・主体的な意思により, 福祉などの事業活動に参加する人のことです。市内では様々なボランティアの方や団体が存在します。

ファミリーサポート

子どもを預けたい方(依頼会員)と, 預かってくださる方(協力会員)が地域の中で子育てについて助け合う会員組織です。



見守りや緊急時に備える活動

民生委員・児童委員

様々な相談に応じ, 相談者と行政機関とのパイプ役として地域に根ざした広範囲な活動をする厚生労働大臣から委嘱された方です。

みまもっと

日常生活や業務活動の中で, 地域の高齢者等の異変や生活上の支障等に気付いたら通報・相談するネットワークです。

防災市民組織

災害時等に, 「自分たちのまちは自分たちで守る」地域の協力体制づくりのための組織です。

罪を犯した人の更生を助ける活動

保護司

罪を犯した人の立ち直りを地域で支える, 法務大臣から委嘱された方です。社会復帰を果たしたとき, スムーズに社会生活を営めるように調整や相談を行っています。

更生保護女性会

一人ひとりが人として尊重される社会, だれもが心豊かに生きられる社会を目標に, 女性の持つ温かさや細やかさで更生保護に協力するボランティア団体です。

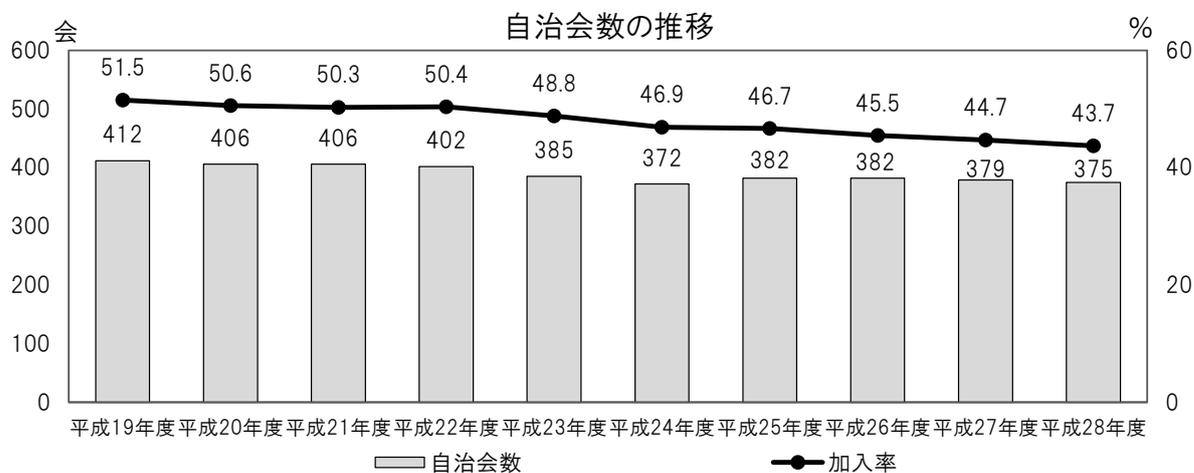
ひだまりサロン

地域の中で一人ひとりが孤立することなく, お互いに支え合い助けあって, 健康で安心した生活が送れるような憩いの場です。

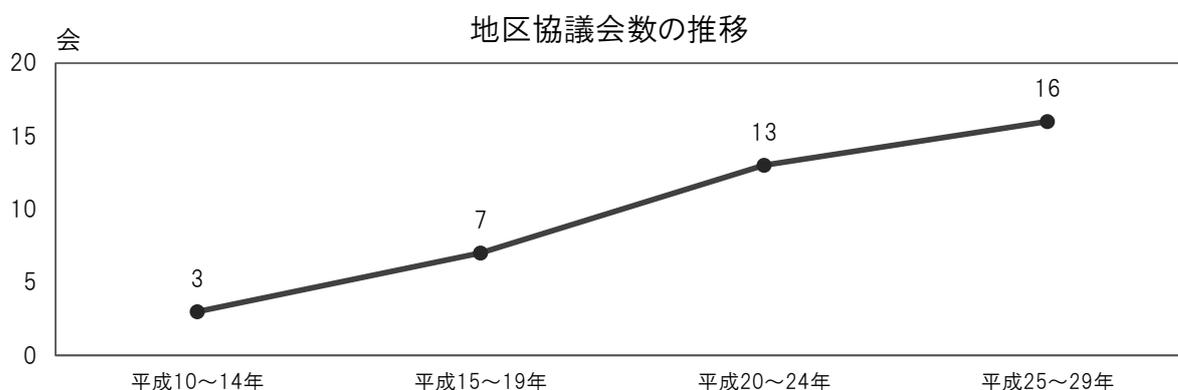


(1) 自治会・地区協議会等の状況

自治会数及び加入率は過去10年間で減少しており、平成28年時点で375会、43.7%となっています。



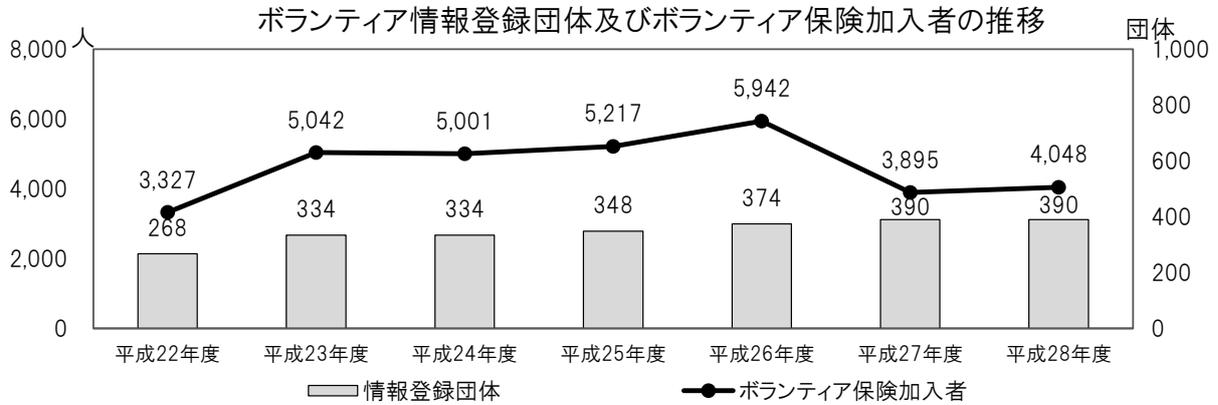
地区協議会は、平成11年に初めて設立されて以来、毎年度増えており、平成29年時点で16団体が設立されています。



※地区協議会とは、小学校区をコミュニティエリアとして、地域で活動する各種団体や地域住民が連携・協力し、地域のまちづくりのために自主的に活動するネットワーク組織です。地域の団体の上に立つ組織ではなく、団体同士や地域住民を横糸でつなぐ組織です。

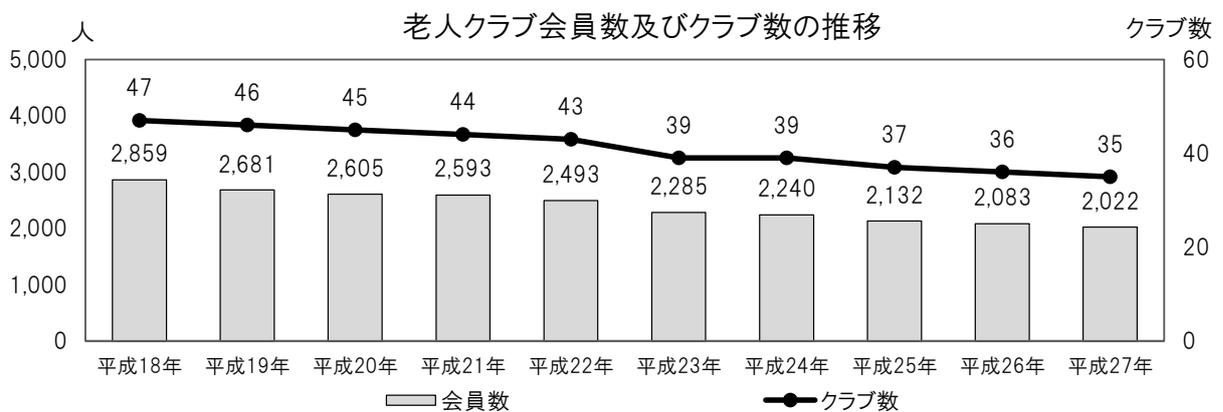
(2) ボランティアの状況

ボランティア情報登録団体は増加傾向にありますが、ボランティア保険加入者は増減を繰り返しており、近年はやや減少傾向にあります。



(3) 老人クラブの状況

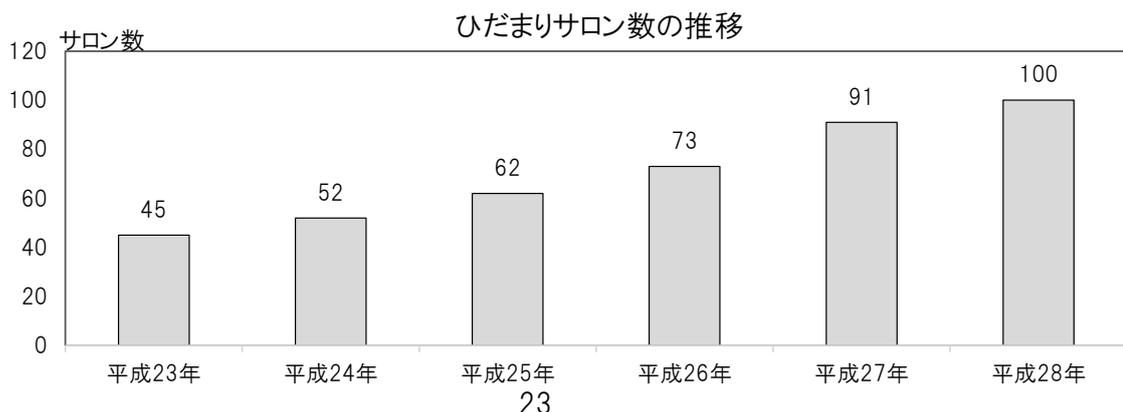
老人クラブの会員数及びクラブ数は過去10年間で減少しており、平成27年時点で35クラブ、2,022人となっています。



資料：調布市統計書

(4) ひだまりサロンの状況

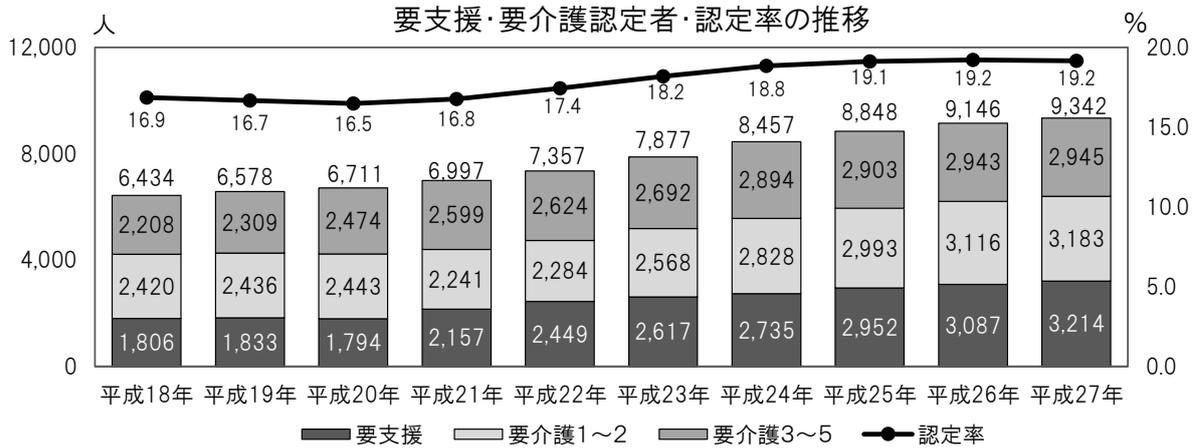
ひだまりサロン数は増加傾向にあり、過去6年間で倍以上となっています。約810人のサロンスタッフが活動、延べ33,000人以上の方が利用しています。



4 支援を必要とする人の状況

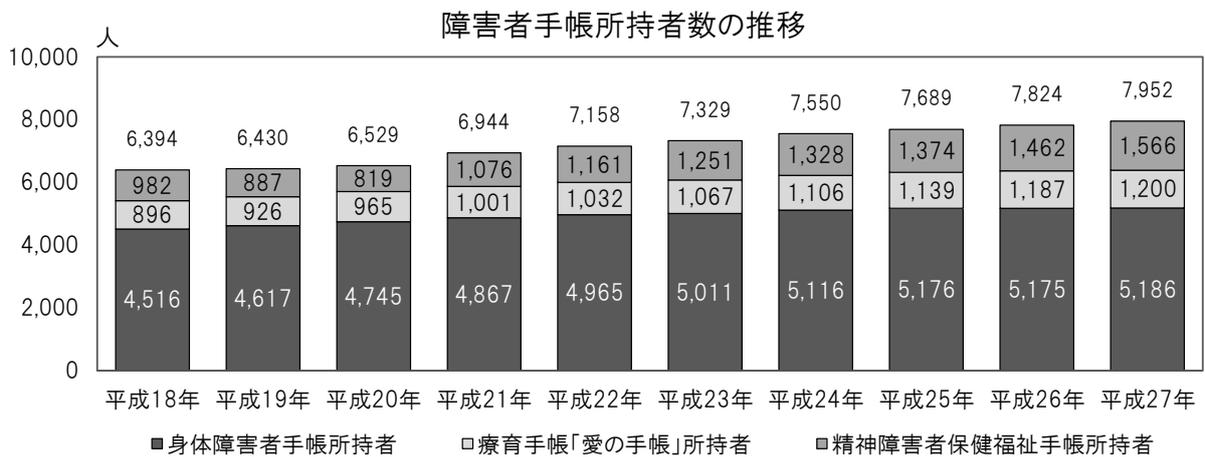
(1) 要支援・要介護認定者の状況

介護保険の要支援・要介護認定者は過去10年間で増加しており、平成27年時点では9,342人となっています。



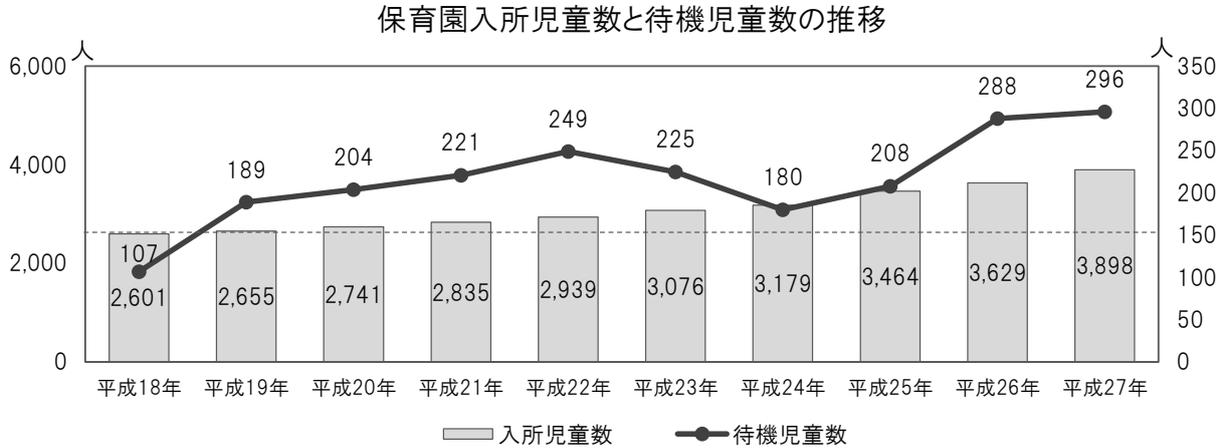
(2) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は過去10年間で増加しており、平成27年時点では7,952人となっています。



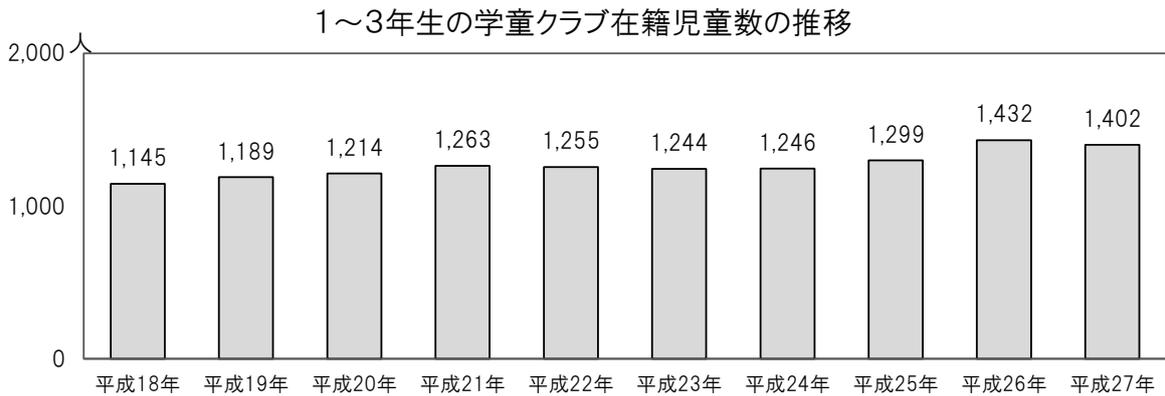
(3) 保育園・学童クラブの状況

保育園の入所児童数は過去 10 年間で約 1,300 人と増加していますが、一方で待機児童数は 200~300 人前後で変わらず推移しています。



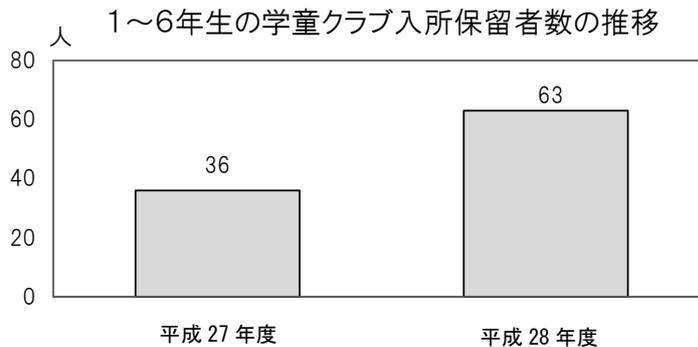
資料：調布市統計書

小学校 1~3 年生の学童クラブ在籍児童数は増加しています。



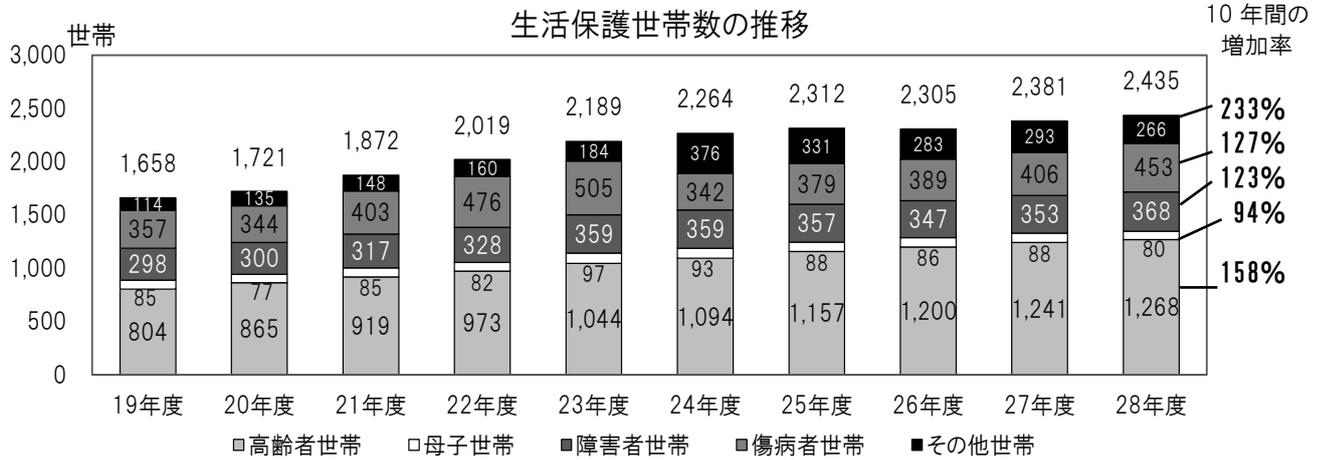
資料：調布市統計書

小学校 1~6 年生の学童クラブ入所保留者数は、対象が 3 年生までから 6 年生までに拡大された平成 27 年度以降増加しています。



(4) 生活保護の状況

生活保護世帯数は、平成24年度以降やや横ばいとなりながらも、平成27年度以降再び微増傾向となっています。また、内訳としては特に「高齢者世帯」の伸びが多くなっています。



*各年度末現在

(5) 相談状況

高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉といった制度の狭間となる方への相談窓口として、調布ライフサポートでの相談と、地域福祉コーディネーターの個別支援相談及びここあ（調布市子ども・若者総合支援事業）での相談件数は、下記のとおりとなります。

調布ライフサポートでの相談（生活困窮者自立相談支援事業）

	新規相談 受付件数(件)	支援プラン 作成件数(件)	就労支援 対象者数(人)	就職者数(人)
平成 27 年度	133	73	72	45
平成 28 年度	119	50	49	59

資料：調布市事務報告書

※生活困窮者の生活に関する包括的な相談を受け付け、相談の中で生活上の課題整理を行ったうえで支援プランを作成し、就労支援等の各種支援を実施しています。

※生活困窮者自立相談支援事業は、平成 27 年からの新規事業です。

地域福祉コーディネーター 個別支援相談件数

	南部	北部	東部	西部	合計件数	1地区当たり
平成 25 年度	22	21	—	—	43	21.5
平成 26 年度	37	32	—	—	69	34.5
平成 27 年度	41	30	41	58	170	42.5
平成 28 年度	46	29	42	73	190	47.5

資料：地域福祉コーディネーター活動報告書

※地域の課題やニーズを発見し、受け止め、地域の資源(情報・人・場所等)をつなぎ、地域で生活を支える人のネットワークの中心になる人材として、「地域福祉コーディネーター」があり、分野横断的な相談に応じています。

※地域福祉コーディネーター事業は、平成25・26年度はモデル事業として2人配置、平成27年度からは4人に拡充配置しています。

ここあでの相談（調布市子ども・若者総合支援事業）

	相談個別 受付件数(件)	相談個別のうち 中学生の件数 (件)	相談全件に対する相 談対応延べ回数(電 話・来所・訪問等)	関係機関等から の紹介で相談に 至ったケース
平成 27 年度	55	43	528	25
平成 28 年度	135	112	2,097	51

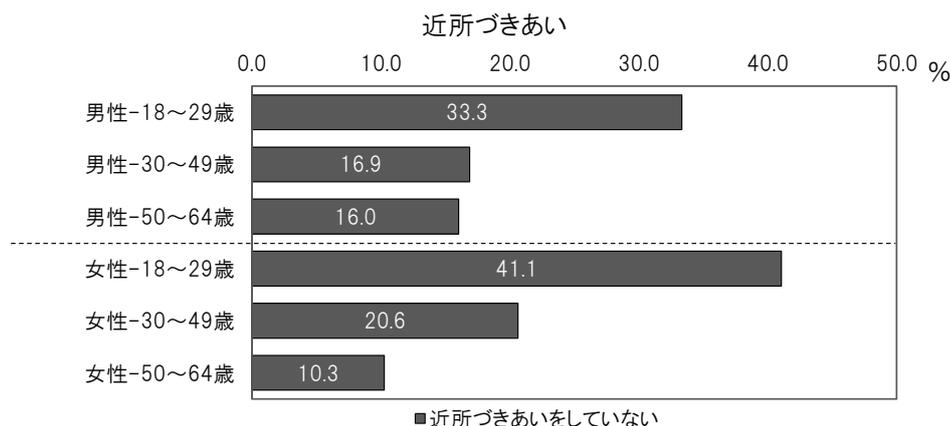
資料：調布市社会福祉協議会事業報告書

※調布市子ども・若者総合支援事業は、平成 27 年からの新規事業で、相談事業は 11 月から開始しています。

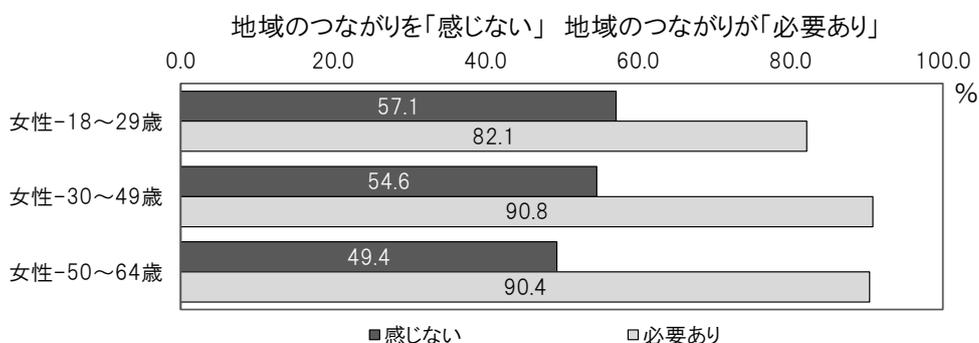
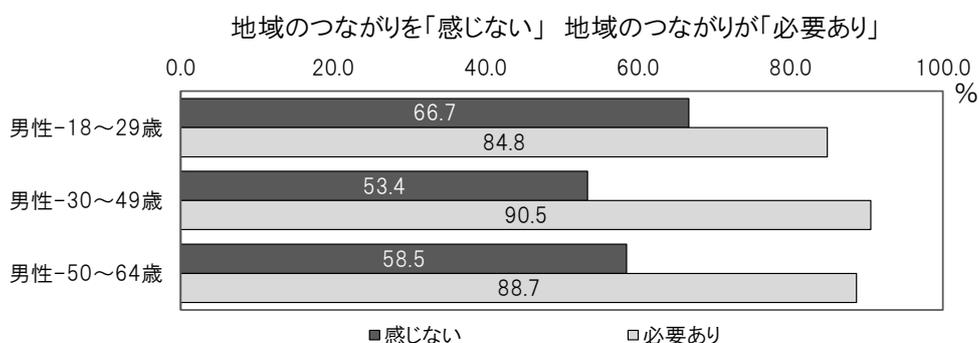
5 調布市民福祉ニーズ調査（アンケート調査）から見た状況

（1）調布市民の福祉意識と地域生活について

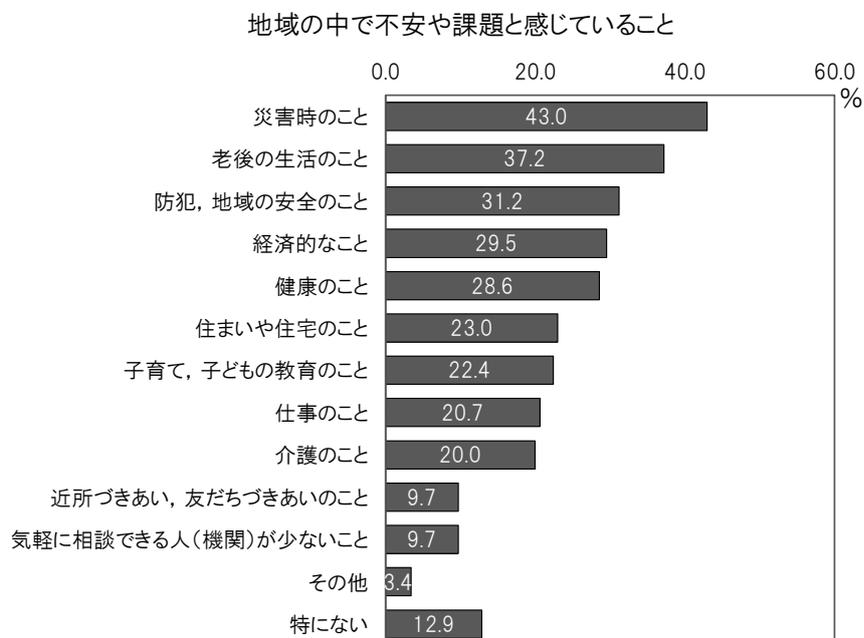
- 近所づきあいをしていない割合は、18～29歳で特に多く、男性で3割台前半、女性で4割台前半となっています。



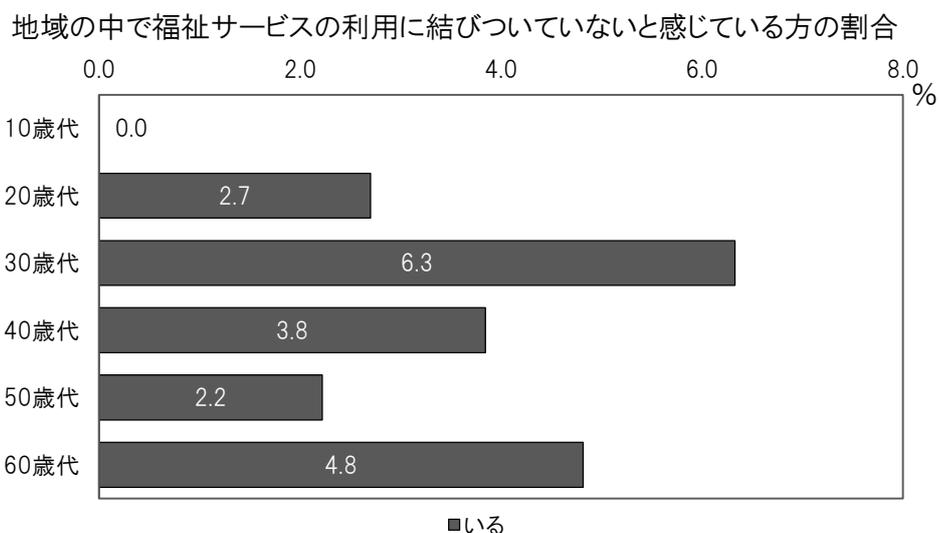
- 地域のつながりを感じないとの割合は概ね5割～6割台となっていますが、一方で地域のつながりが必要だと感じている割合は、概ね8割～9割台と高くなっています。



- 地域の中で不安や課題と感じていることは、「災害時のこと」が4割台前半で最も多く、次いで「老後の生活のこと」が3割台後半、「防犯，地域の安全のこと」が3割台前半と続いています。また、「気軽に相談できる人（機関）が少ないこと」が1割弱となっています。

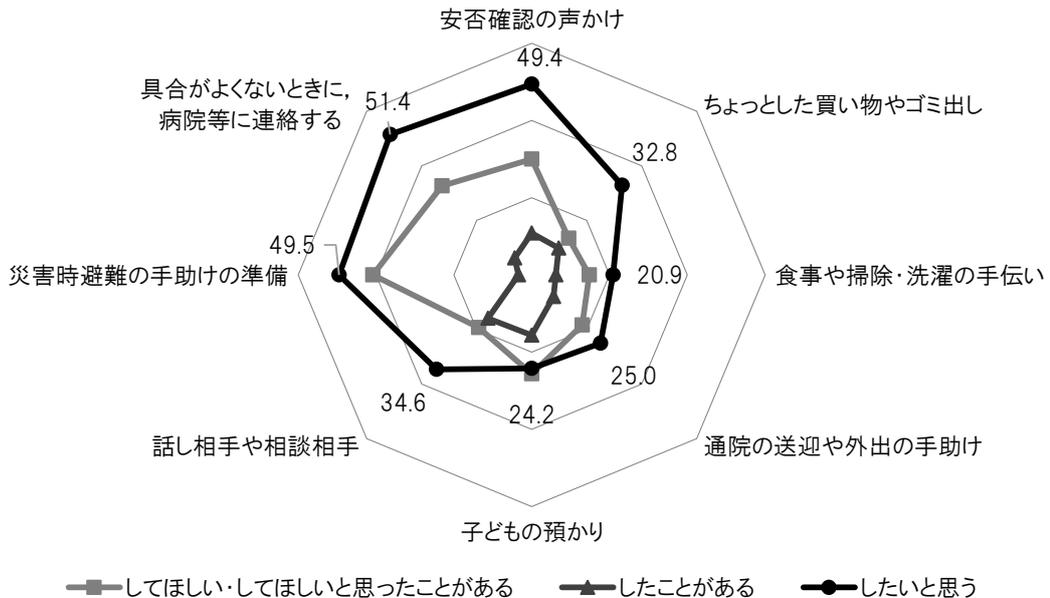


- 自分を含め、地域において支援が必要であるにもかかわらず、福祉サービスの利用に結びついていないと感じている方についての問いで、特に 30 歳代では、結びついていないと感じている方が 6.3%と他の年代に比べ多くなっています。



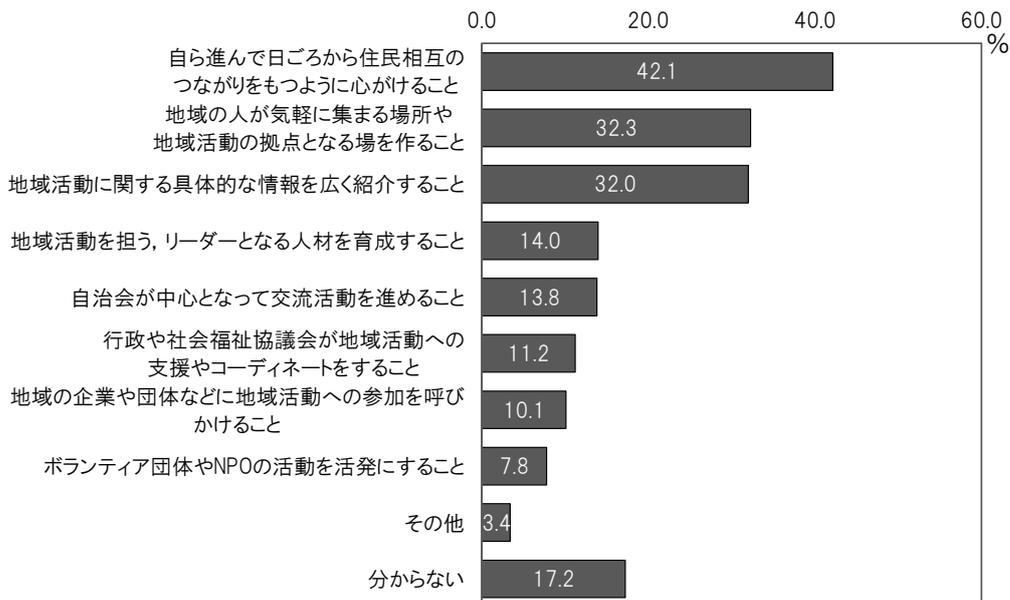
- 地域で困っている人への手助けの経験は、いずれも少なくなっていますが、してほしい・してほしいと思ったことがある手助けや、したいと思う手助けは、多くなっています。中でも、「安否確認の声かけ」、「災害時避難の手助けの準備」、「具合がよくないときに、病院等に連絡する」などの緊急時に関する項目は、してほしい・したいと思う割合がいずれも高くなっています。

地域の人にしてほしい・したことがある・したいと思う手助け

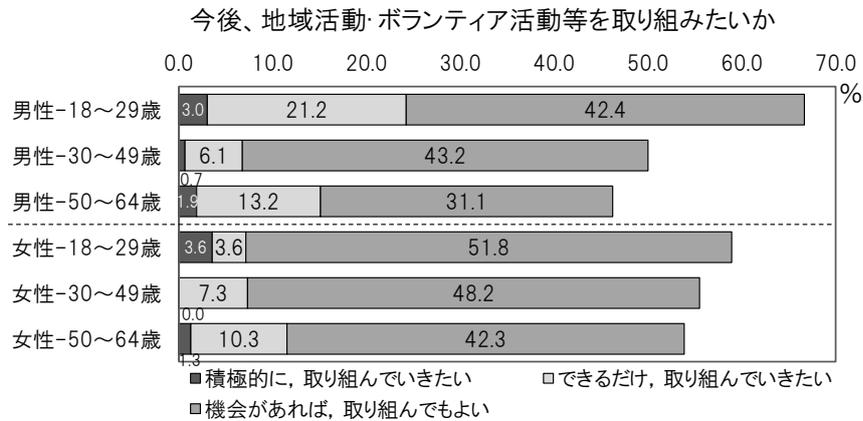


- 地域で住民の協力関係を築くために必要なことは、「自ら進んで日ごろから住民相互のつながりをもつように心がけること」が4割前半となっています。

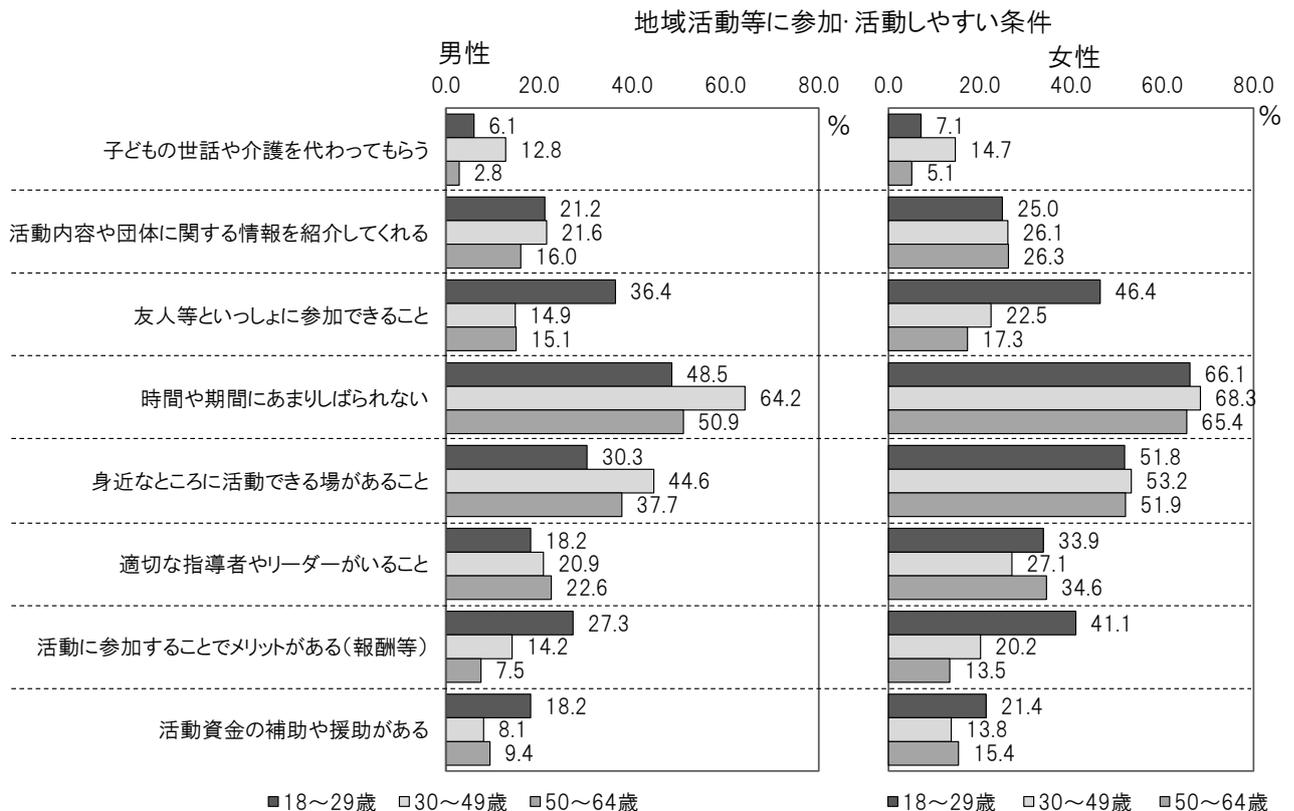
地域で住民の協力関係を築くために必要なこと



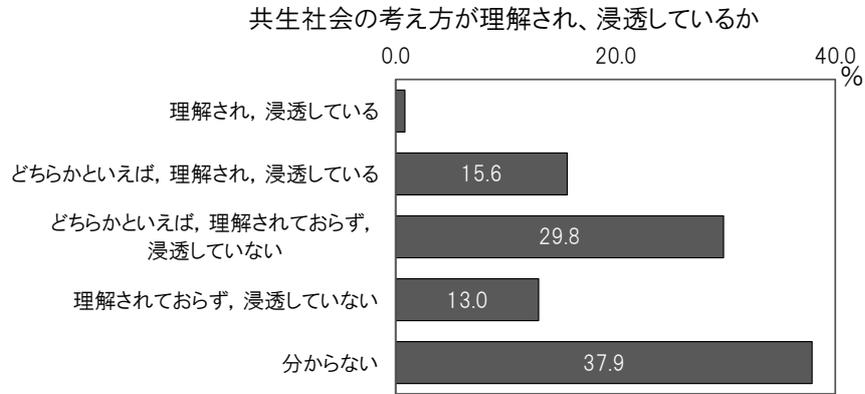
- 今後、地域活動・ボランティア活動等を取り組みたい割合は、男女共に 18～29 歳が最も多くなっています。



- 地域活動等に参加・活動しやすい条件は、いずれの性・年代も「時間や期間にあまりしぼられない」が最も多くなっています。18～29 歳では「友人等といっしょに参加できること」や「活動に参加することでメリットがある（報酬等）」などが他の年代に比べ多くなっています。

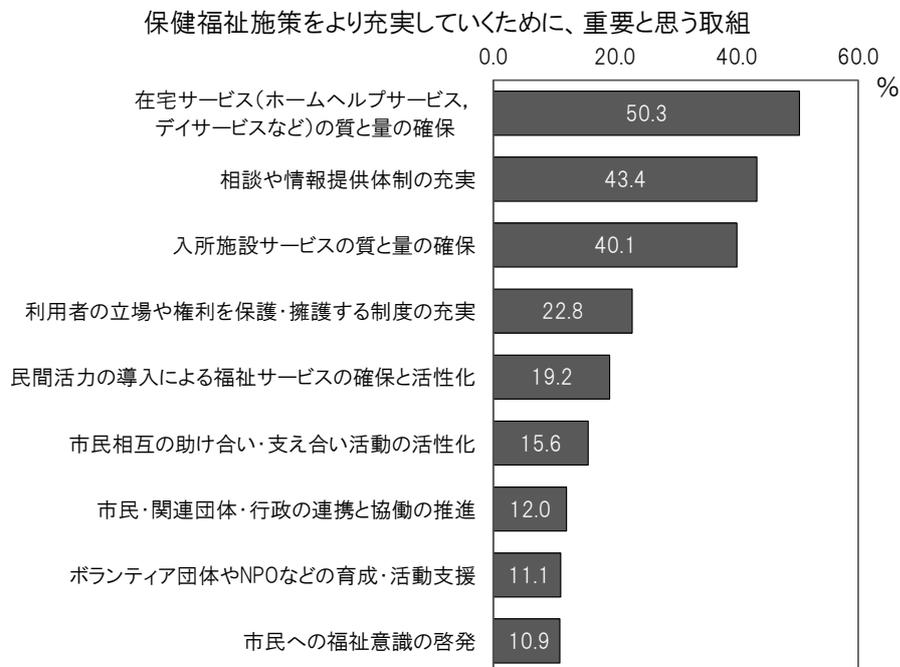


- 共生社会の考え方については、「分からない」が3割台後半と最も多くなっています。また、「どちらかといえば、理解されておらず、浸透していない」と「理解されておらず、浸透していない」を合わせると、4割台前半となっています。



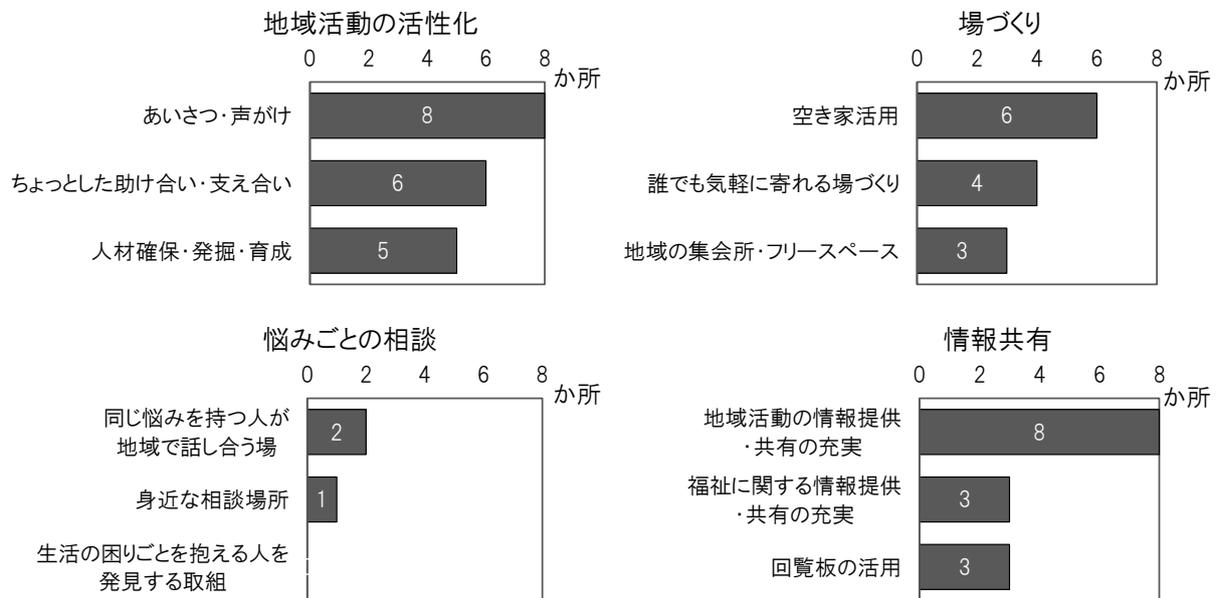
※ 共生社会＝すべての人が年齢や障害の有無によって分け隔てられることなく、互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会

- 保健福祉施策をより充実していくために、重要と思う取組は、「在宅サービス（ホームヘルプサービス、デイサービスなど）の質と量の確保」が5割台前半で最も多く、次いで「相談や情報提供体制の充実」や「入所施設サービスの質と量の確保」が4割台前半と多くなっています。



- 住民懇談会で出た「地域でできること」の意見としては、地域活動の活性化に関する取組は多く出されたものの、悩みごとの相談に関する取組は少なくなっています。

住民懇談会で出た「地域でできること」の意見(4か所×2回)



まとめ

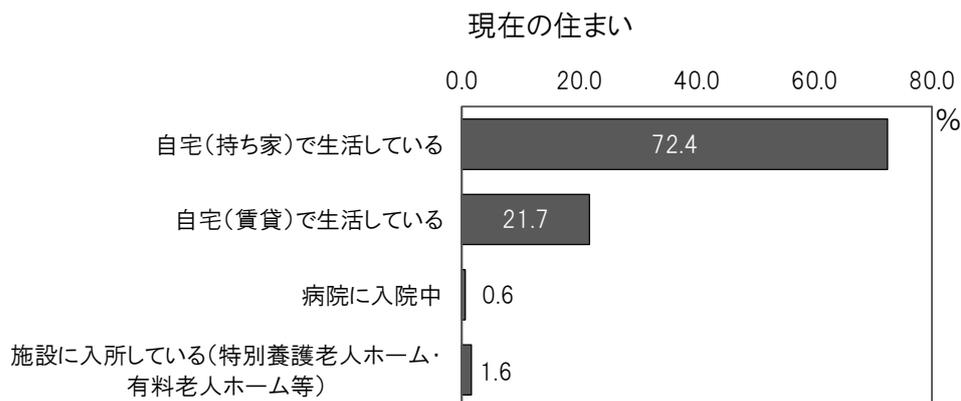
- ① 身近に相談できる人や場所を増やす支援をする必要がある。
- ② 地域での助け合い・支え合いの輪を広げる必要がある。
- ③ 子育て世代を含む多世代が地域活動に参加できる仕組みをつくる必要がある。
- ④ 地域活動の拠点となる場を増やし、地域に居場所を作る必要がある。
- ⑤ 情報を共有し、困っている人を支援につなげていく必要がある。
- ⑥ 地域住民が高齢者や障害者をはじめとした人に対する理解を深めていく必要がある。

(2) 高齢者の生きがいと地域生活について

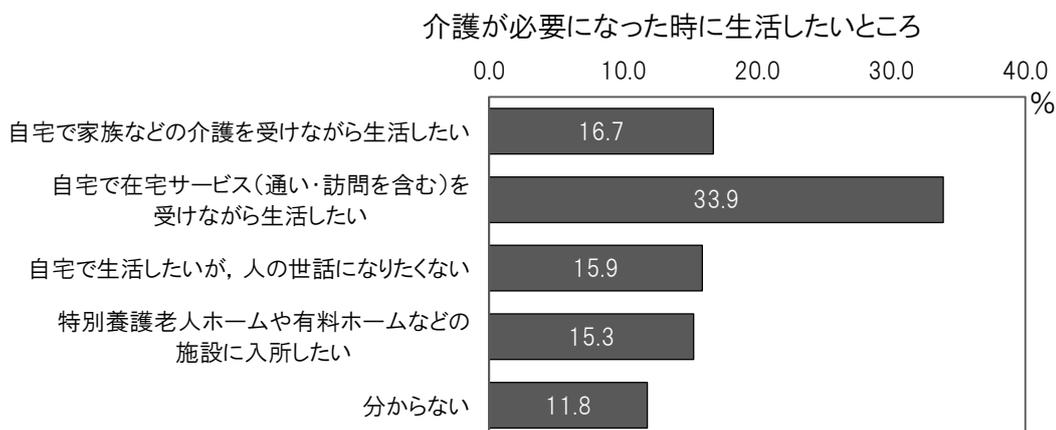
- 現在介護を受けているとの回答は、85歳以上では4割台後半と特に多くなっています。



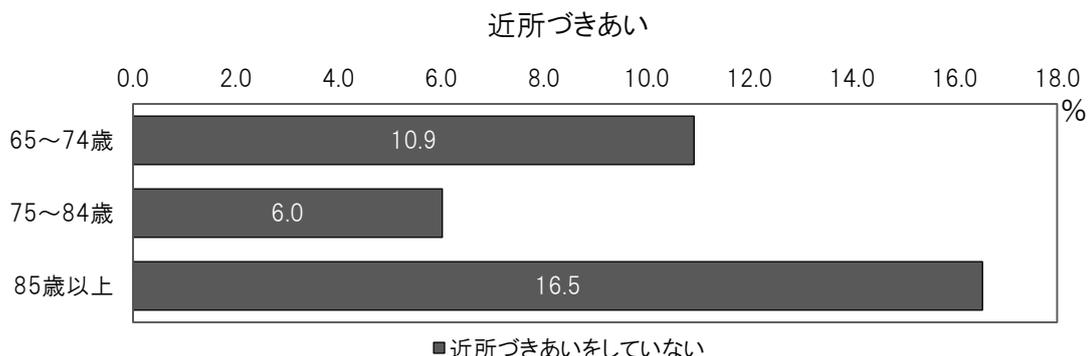
- 現在の住まいは、「自宅（持ち家）で生活している」が7割台前半と最も多いものの、「自宅（賃貸）で生活している」についても2割台前半と、5人に1人が賃貸での生活となっています。



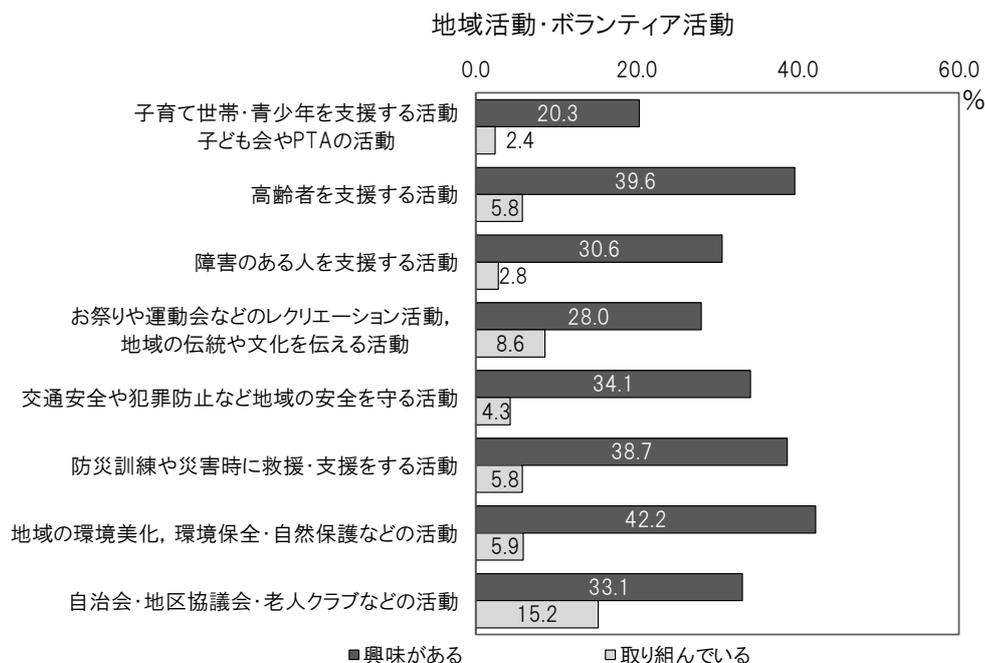
- 現在介護を受けていない人が、今後介護が必要になった時に生活したいところとしては、「自宅で在宅サービス（通い・訪問を含む）を受けながら生活したい」が3割台前半で最も多く、その他「自宅で家族などの介護を受けながら生活したい」や「自宅で生活したいが、人の世話になりたくない」と合わせると、6割台後半が自宅での生活を希望している状況です。



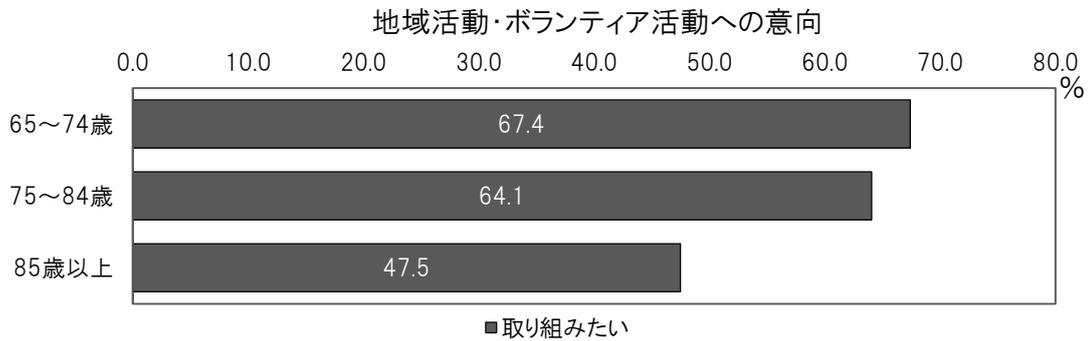
- 近所づきあいをしていない割合は 85 歳以上では 1 割台後半と特に多くなっています。



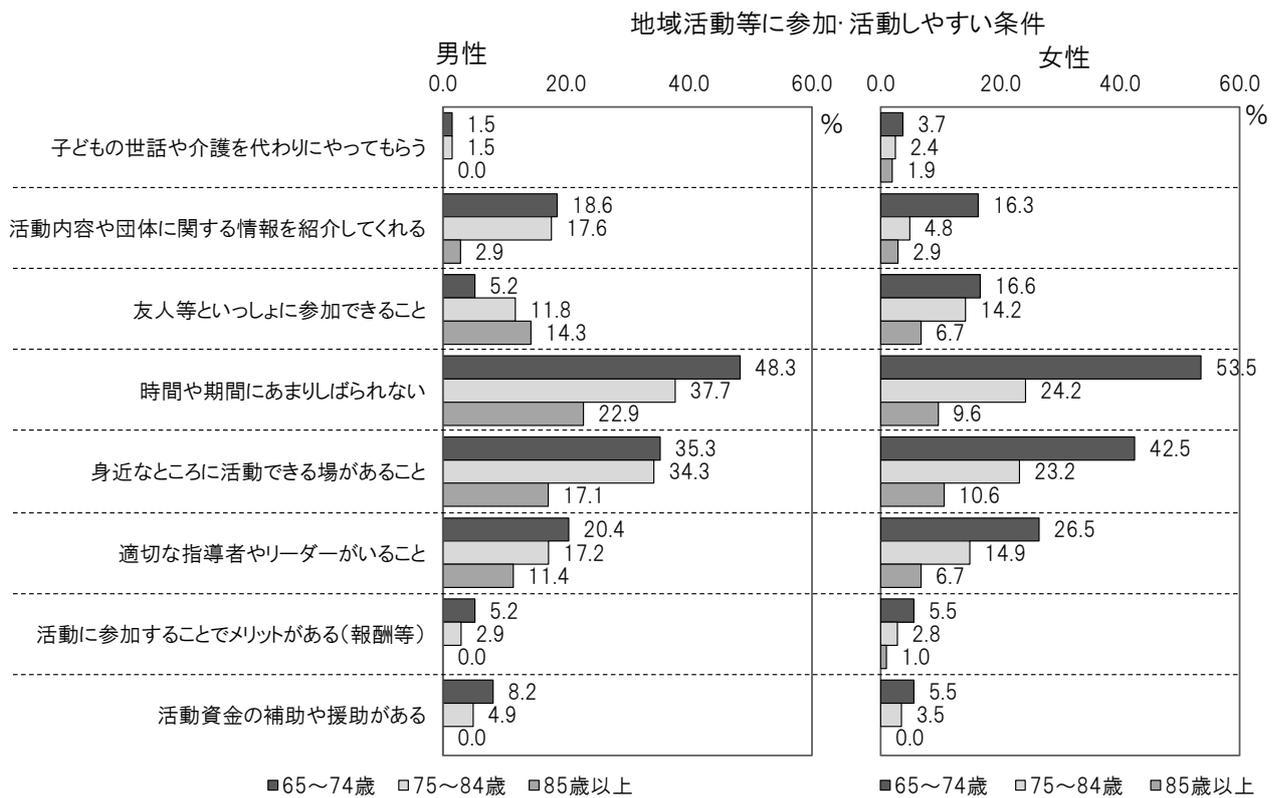
- 地域活動・ボランティア活動については、いずれの活動も興味があるとの回答が2~4割台と高いのに対し、現在取り組んでいるとの回答は「自治会・地区協議会・老人クラブなどの活動」以外は1割未満と少なくなっています。



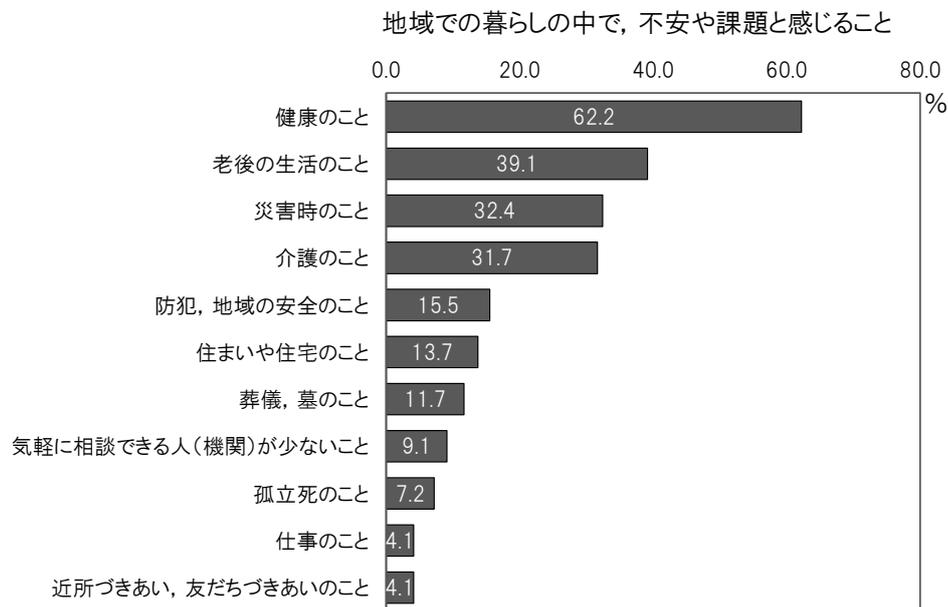
- 今後地域活動・ボランティア活動へ取り組みたいとの割合は、84歳以下では6割台と高くなっています。



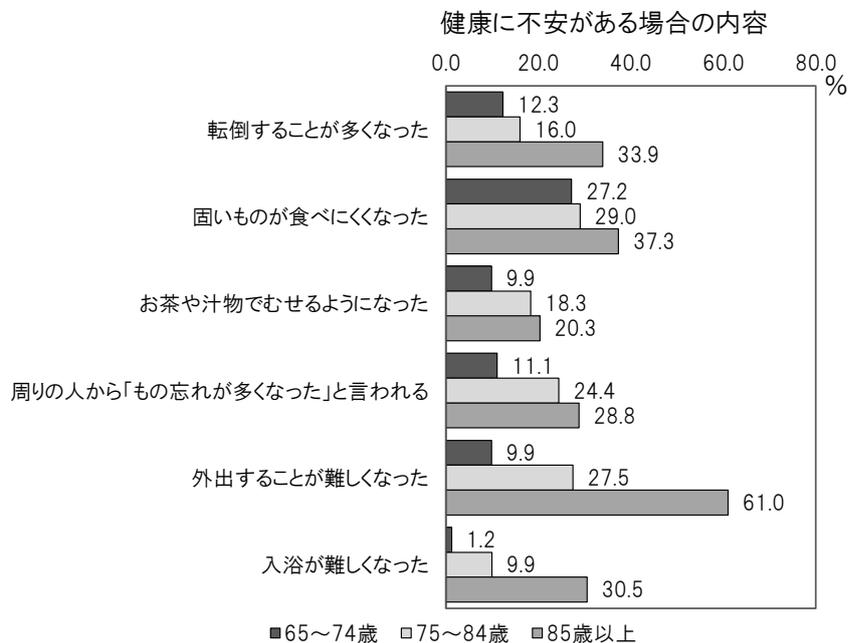
- 地域活動等に参加・活動しやすい条件としては、男女共に「時間や期間にあまりしぼられない」が多くなっていますが、中でも65~74歳において特に多くなっています。



- 地域での暮らしの中で、不安や課題に感じることは、「健康のこと」が6割台前半で最も多く、次いで「老後の生活のこと」が3割台後半、「災害時のこと」、「介護のこと」が3割台前半となっています。



- 健康に不安がある場合の内容は、いずれの項目も加齢とともに多くなっており、中でも「外出することが難しくなった」は85歳以上では6割台前半となっています。

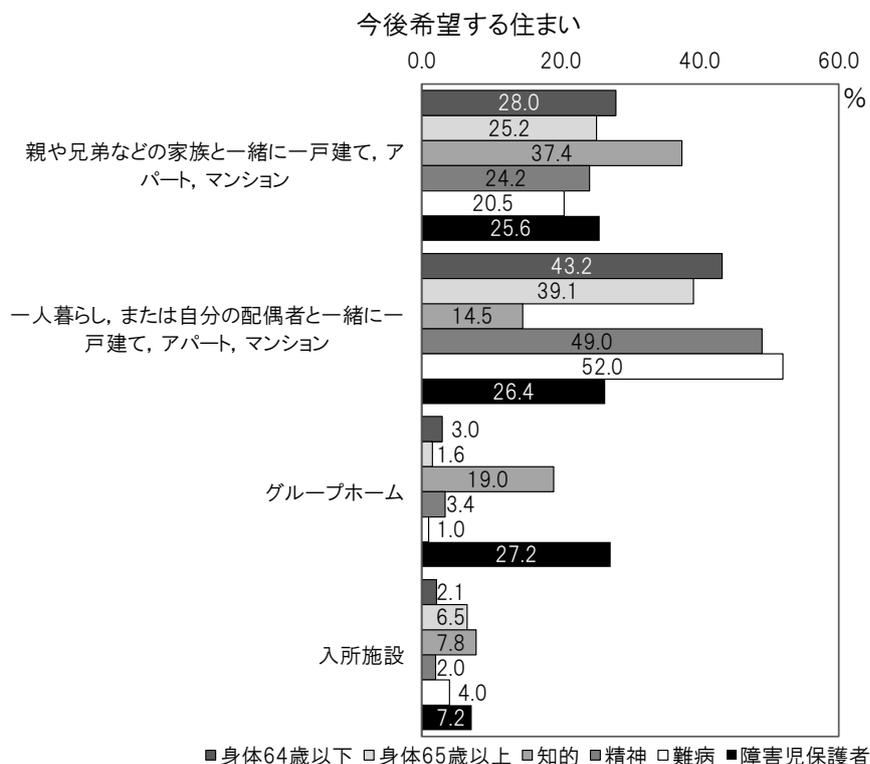


まとめ

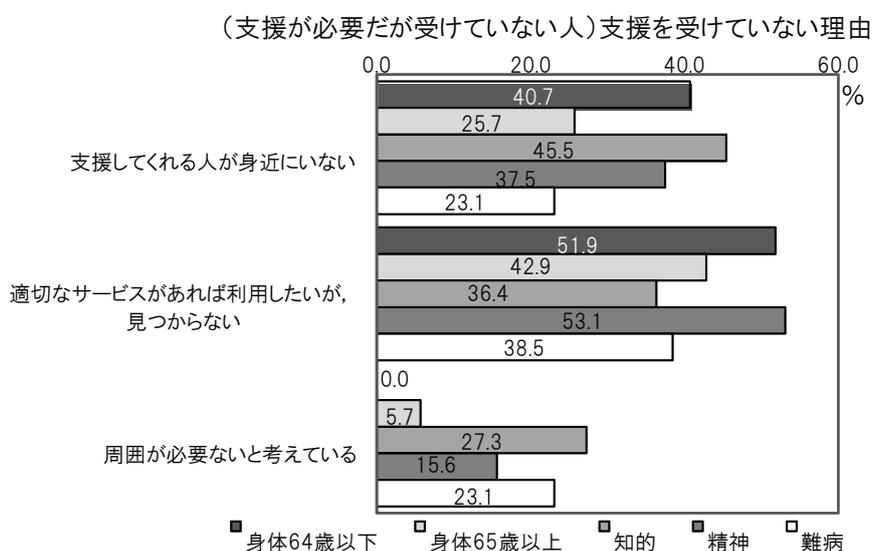
- ① 住民が行う健康づくり・介護予防活動への支援が必要である。
- ② 社会参加, 地域参加の意向がある高齢者への支援が必要である。
- ③ 自宅や住み慣れた地域で暮らし続けるための支援を充実させる必要がある。

(3) 障害のある方の地域生活について

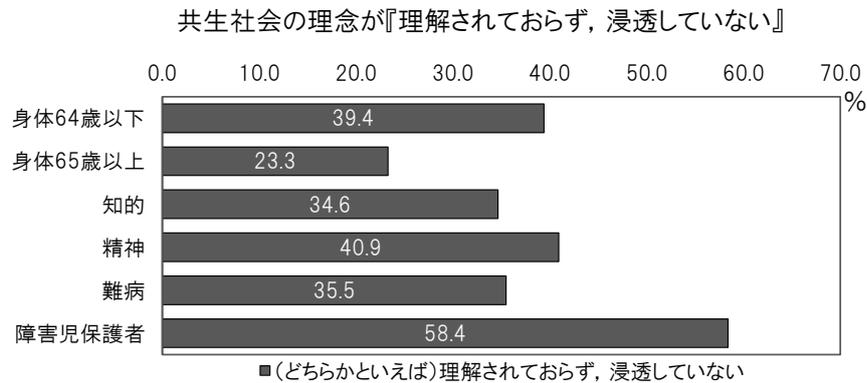
- 今後希望する住まいとしては、身体、精神、難病では「一人暮らし、または自分の配偶者と一緒に一戸建て、アパート、マンション」が、知的では「親や兄弟などの家族と一緒に一戸建て、アパート、マンション」が、障害児保護者では「グループホーム」が最も多くなっています。



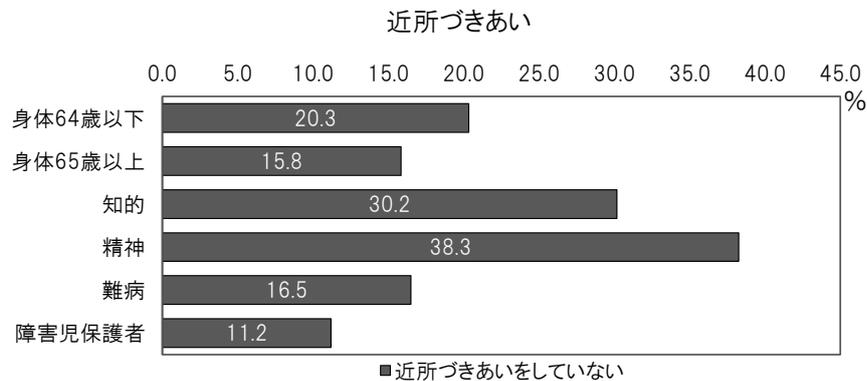
- 支援が必要だが受けていない人の、支援を受けていない理由は、「適切なサービスがあれば利用したいが、見つからない」や「支援してくれる人が身近にいない」が多くなっています。



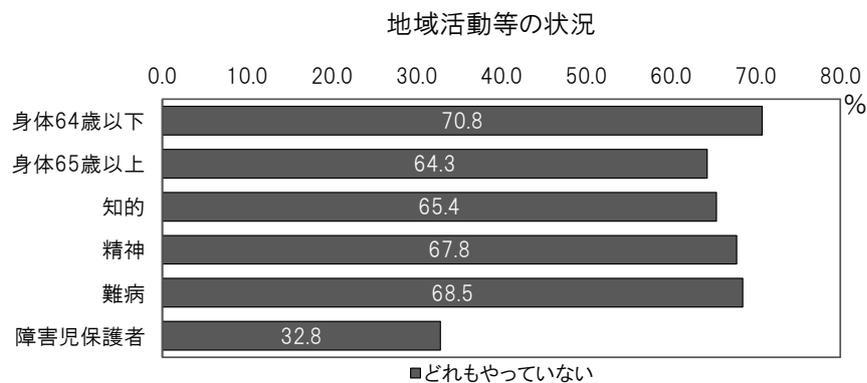
- 共生社会の理念が『理解されておらず、浸透していない』との回答は、特に障害児保護者では5割台後半と多くなっています。



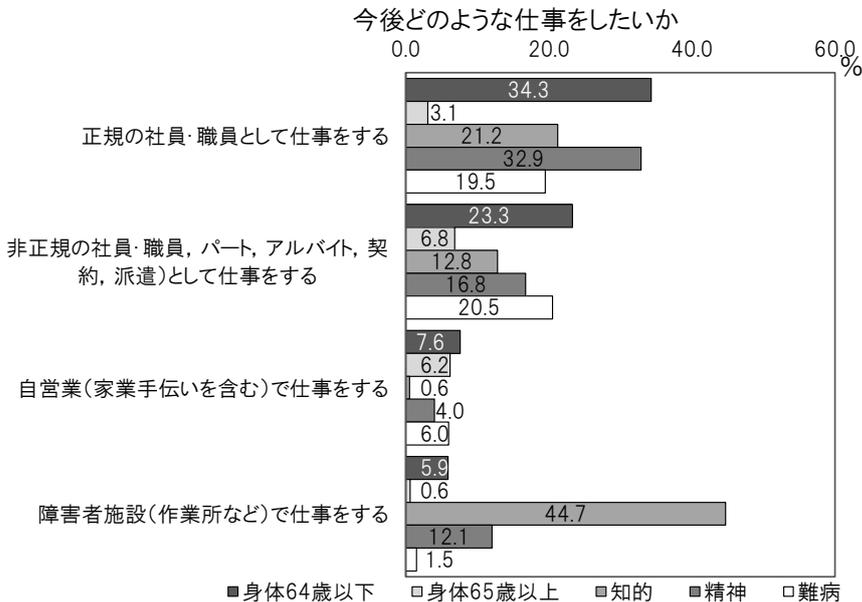
- 近所づきあいをしていない割合は、精神で3割台後半、知的で3割台前半と特に多くなっています。



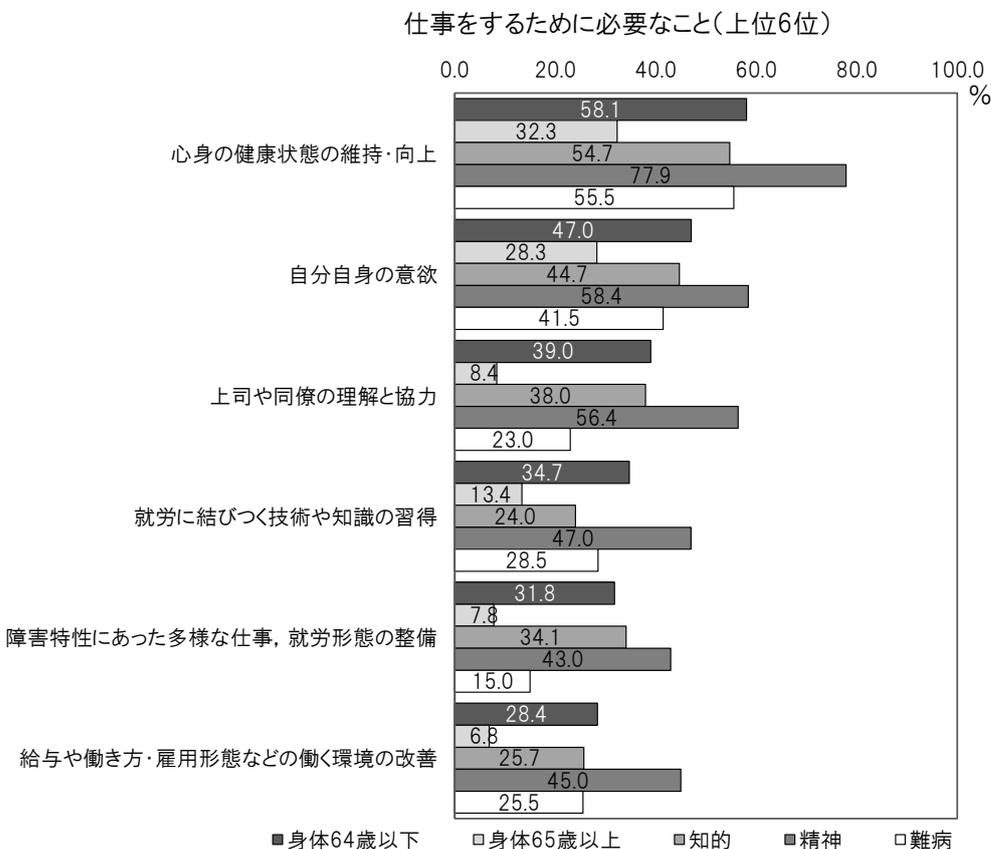
- 地域活動等を何もしていない割合は、障害児保護者以外は6割以上と多くなっています。



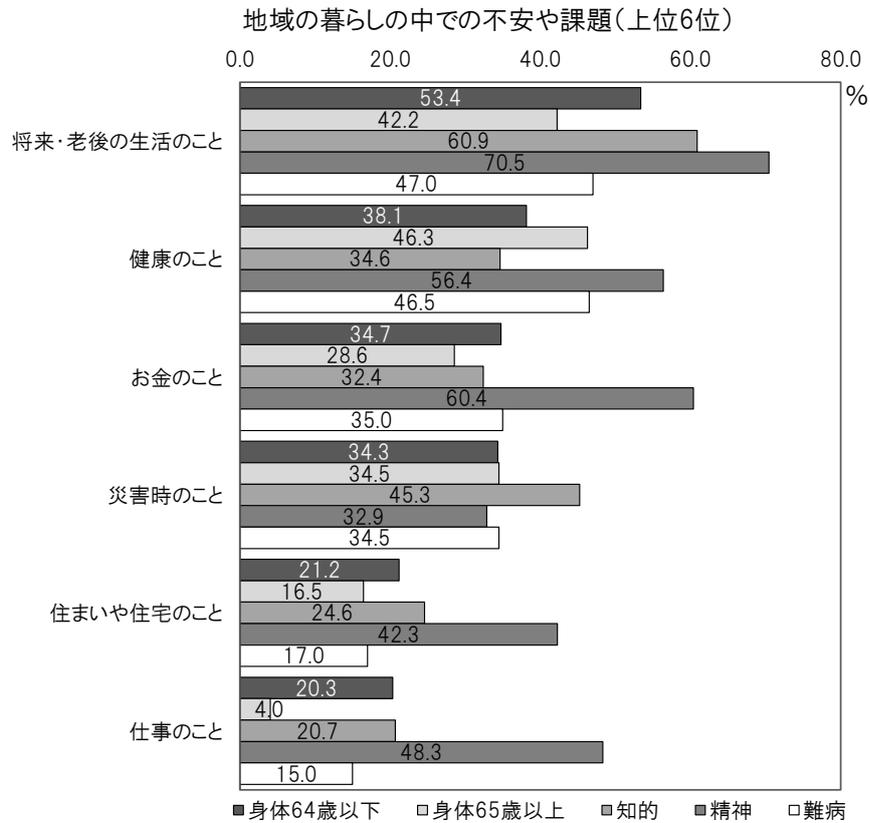
- 今後の仕事の希望としては、身体 64 歳以下と精神では「正規の社員・職員として仕事をする」が、知的では「障害者施設（作業所など）で仕事をする」が最も多くなっています。



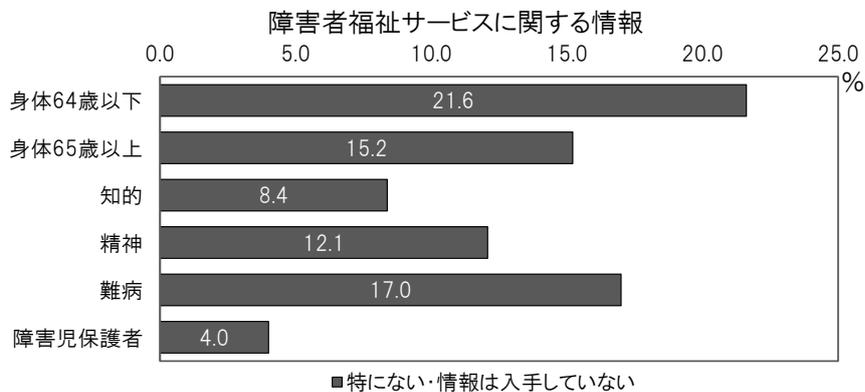
- 仕事をするために必要なこととしては、「心身の健康状態の維持・向上」や「自分自身の意欲」など自身の取組のほか、「上司や同僚の理解と協力」や「障害特性にあった多様な仕事、就労形態の整備」なども上位に挙げられました。



- 地域の暮らしの中での不安や課題は、「将来・老後の生活のこと」や「健康のこと」がいずれも上位にきています。



- 障害者福祉サービスに関する情報を入手していない割合は、特に身体 64 歳以下では2割台前半と多くなっています。



まとめ

- ① 就労支援のさらなる充実と企業への働きかけが求められている。
- ② 障害のある人と介護者が地域で暮らし続けられるよう、支援の充実が必要である。
- ③ 障害のある人の地域活動への参加の支援や居場所づくりが必要である。
- ④ 障害のある人に、法律や市の取組等の情報提供をする必要がある。
- ⑤ 障害のある子どものいる家庭が、地域でつながりを持てる取組や居場所づくりが必要である。

6 計画の振り返り

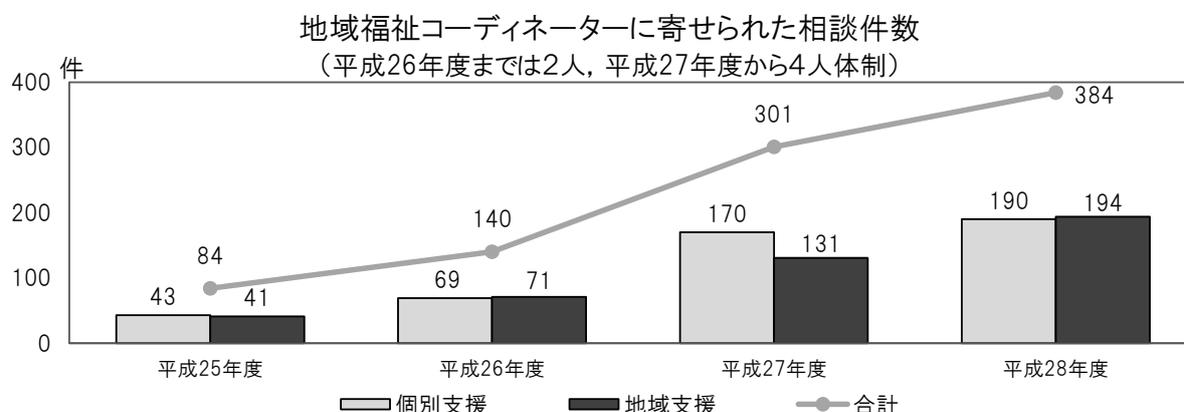
前計画では、将来像として「生涯をつうじて、いきいきとした生活と、ゆたかで、あたたかい地域社会を実現する 一身近な地域で未来を創る一」実現するため、重点施策として掲げていた2つの取組について、下記のとおり進めました。

(1) 地域福祉コーディネーター事業

前計画では、重点施策のひとつとして「地域におけるトータルケアの推進」を掲げ、その中心として地域福祉コーディネーター事業の新規実施を目指していました。

平成25年度にモデル事業として市内2地域に1人ずつ合計2人配置、平成27年度からは市内4地域に1人ずつ合計4人配置し、制度の狭間で苦しんでいる方や既存の公的な福祉サービスだけでは十分な対応ができない方などに対して、専門機関と連携して個別支援を行いました。

また、地域の生活課題やニーズを発見し、受け止め、地域住民や関係機関と協力しながら、「ひだまりサロン（住民主体の活動交流の場）」や子ども食堂の立ち上げ支援をするなど、住民同士の支え合いの仕組づくりや地域での生活を支えるネットワークづくりなどの地域支援の充実が図られました。



個別支援は、平成27年度には、人員に比例して倍増、そして、翌年も増加していることから、地域における個人や世帯の課題・ニーズを発見し、受け止めていることが読み取れます。一方で、地域支援は年々増加し、平成28年度は個別支援を上回っています。その中では、ひだまりサロンなど、各地域で立ち上がった活動を見た方が、「自分も始めたい」と相談するという波及効果を生んでいることも挙げられ、地域の中で住民の主体的な活動が進展していることが推察されます。

地域	個別支援	地域支援	関係づくり	連絡調整	人材育成	PR	一般事務	研修	その他	合計
東部	700	494	181	1,219	22	135	53	4	81	2,889
西部	318	566	427	1,253	33	147	47	4	28	2,823
南部	358	869	192	1,360	23	92	85	15	130	3,124
北部	273	1,047	219	1,403	18	85	134	16	40	3,235
合計	1,649	2,976	1,019	5,235	96	459	319	39	279	12,071

個別支援や地域支援等の課題については、それぞれのケースにもよりますが、地域福祉コーディネーターが多くの行動回数を重ねながら対応しています。また、北部・南部地域は、地域支援が個別支援を大幅に上回り、研修回数も多いことから、先行して配置されている分、地域に根付いた行動を展開していることが読み取れます。

○今後の課題

- ・ 複合的な福祉課題を有する個人や世帯への対応

地域福祉コーディネーターや地域包括支援センター等の相談に対応する福祉機関の担当エリアが異なっていることで、複数の福祉課題を有している方への対応を行う際には上手く機能しないケースも生じることも考えられます。また、今後、増加する福祉の多問題を有する個人や世帯に対応するため、担当者はもとより地域での顔の見える関係づくりを行うことで、より重層的な支援による解決を図る必要があります。

- ・ 地域での支え合いの仕組みづくり

近年、福祉の課題は、多様化し、人間関係の希薄化を背景とした「社会的孤立」の問題や、制度が対象としないような身近な生活問題への支援ニーズなどが顕在化しています。また、団塊の世代の全てが後期高齢者となる「2025年問題」等、将来的に「支えられる」方の増加が予想されております。そのため、住み慣れた地域における住民同士での支え合いの仕組みづくりをより一層推進する必要があります。

コメント 地域福祉推進会議委員から

- 行政や専門機関では対応できない問題に対し、思いを持つ住民の意識を喚起し、住民主体の諸活動（朝市や子どもの居場所、子ども食堂、サロンの開設等）を定着させたことは大きく評価できる。
- 個別支援から地域課題を抽出し、その課題解決に向けて計画し実行している。さらに、その取り組みの中で当初の目的よりもより広がった役割を担い波及している。このことから地域福祉コーディネーターの取り組みは地域の住民が地域の問題を住民自らが解決しようという意欲を高め、それが良い方向に動いている。

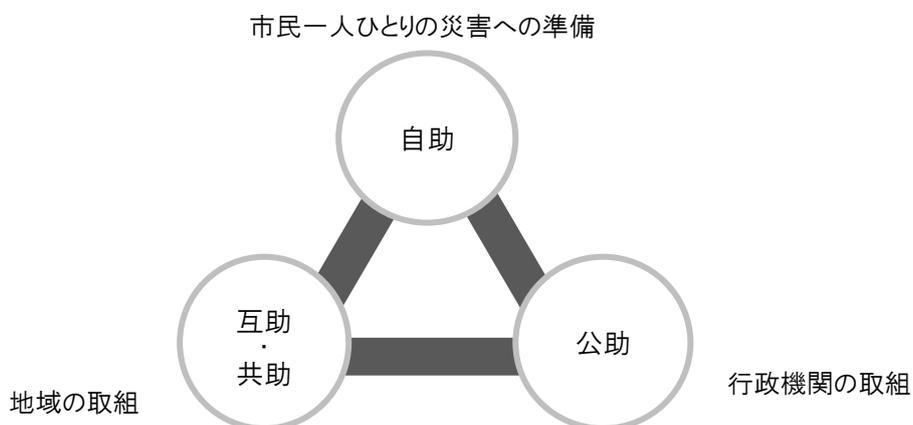
(2) 避難行動要支援者避難支援プラン

平成24年3月に、避難支援行動計画のうち、地域で活動されている地域組織(自治会・地区協議会・マンション管理組合・防災市民組織等)の災害時に安全な場所に一人で避難することが難しい方への支援体制を整備するため、その方針についてまとめた「調布市災害時要援護者避難支援プラン 行動計画(住民編)」を策定しました。「行動計画(住民編)」に基づき、平成25年度から自治会等と「災害時要援護者の支援に関する協定」の締結を開始し、順次締結を進めております。また、協定締結団体同士の情報共有・交換の場として、平成28年度から「避難支援者連絡会」を開催し、災害時の取組について講演や事例共有を行いました。

平成25年10月には、市関係機関における支援体制を整備するため、その方針についてまとめた「調布市災害時要援護者避難支援プラン 行動計画(庁内編)」を策定しました。

平成29年3月には、平成25年6月に改正された「災害対策基本法(平成26年4月施行)」及び平成27年に修正された「調布市地域防災計画」と整合を図り、地域防災力の向上や互助・共助の体制づくりを推進するため、「調布市災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)」、「行動計画(住民編)」、「行動計画(庁内編)」の3つの計画を再編・統合し「調布市避難行動要支援者避難支援プラン(総合計画)」を策定しました。

災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の整備と活用が自治体に義務付けられ、調布市地域防災計画に記載されている避難行動要支援者に対して、平成27年度から順次同意確認を行いました。また、同意を得た方だけの名簿を作成し、避難支援等関係者(警察、消防、民生委員・児童委員等)に対して提供し、災害時に自助、互助・共助、公助がそれぞれの力を発揮できる体制の整備に努めました。



○今後の課題

・地域の互助・共助の体制づくりの推進

避難行動要支援者の支援に関する地域組織との更なる協定の締結を進め、地域による互助・共助の体制づくりを充実していく必要があります。

コメント 避難支援者連絡会参加者から

- 地域が、取組を進められるように事例紹介など、市が支援して欲しい。
- 防災マニュアルを作成するときに、他団体の情報が大変参考になります。参加することで、防災に対する意識が高まると思う。
- 避難支援者の把握を急ぐとともに、当該者への接触方法を知りたい。
- 取組事例の発表時間や質問時間、他の自治会との意見交換時間を確保して欲しい。

※ 安否確認等に、活用いただけるよう災害時支援ガイドを作成しました。



7 調布市の地域福祉に関する課題

1～6までの状況を踏まえた課題は下記のとおりです。

(1) 地域福祉の意識や人材を育むことが必要

世帯の少人数化が進む中、近所付き合いなどの希薄化が進行しており、アンケート調査では近所づきあいをしていない割合は若い年代を中心に多くなっています。一方で、多くの市民が地域のつながりが必要だと感じており、障害等に対する偏見や差別を持たないよう、子どもの頃から地域には様々な人がともに暮らしていることを把握して、理解できるよう地域共生社会の考え方や地域福祉の意識を育むことが必要です。

また、支え合いのある地域をつくるためには、若い世代の参入や元気な高齢者の活躍促進などを図り、人材を育むことが必要です。

(2) 交流・見守り等の支え合いの場が必要

地域で住民の協力関係を築くために、自ら進んで日ごろから住民相互のつながりをもつように心がけることが大切です。つながりを持つ一つの場として、ひだまりサロンは増加傾向にあり、今後も交流・見守り等の支え合いの場が必要となります。

(3) 地域活動の活性化が必要

介護保険の要支援・要介護認定者や障害者手帳所持者、生活保護世帯など、支援を必要とする世帯は増えています。支援活動を行う団体としてボランティア情報登録団体は増加傾向にあり、アンケート調査や住民懇談会では、地域活動・ボランティア活動等に取り組みたい意思を持っている方が多いことが判明していることから、今後、新たな参加者を増やしながら、地域活動の活性化をしていくことが重要です。

また、改正社会福祉法により、社会福祉法人による地域における公益的な取組が求められており、地域福祉の担い手の1つとして、社会福祉法人との連携を深めることが必要です。

(4) 地域での支え合いの仕組みづくりが必要

地域の生活課題や相談内容は複雑化・多様化しており、中には福祉サービスの利用に結びつきにくい人もいる状況です。地域での顔の見える関係づくりを行い重層的な支援による解決を図るため、地域福祉コーディネーターを中心に、住み慣れた地域での住民同士での支え合いの仕組みづくりを、より一層推進する必要があります。

(5) 複合的な課題への対応が必要

生活保護世帯数が増加する中、生活保護に至る前段階の複雑多岐にわたる生活課題を抱えた方の自立を支援する取組や、子どもの学習支援事業や子ども食堂など、子どもの貧困問題への対応も重要です。

また、判断能力に不安のある方の権利擁護や高齢者や障害者、子どもに対する統一的な虐待への対応の在り方などと併せて、一つの分野だけの働きかけでは難しい複合的な課題への対応が必要となっています。

(6) 社会から孤立させない取組が必要

「再犯の防止等の推進に関する法律」の成立に見られるように、罪を犯した人が、社会から孤立することなく、適切な指導や支援を行うことで円滑な社会復帰につながるような取組が近年求められるようになってきています。

また、障害者や生活困窮者の子どもの貧困等への理解の推進も必要です。

(7) 専門機関等における包括的な支援体制が必要

「中高年の引きこもりの子を抱えた高齢者の問題」など複合的な福祉課題を抱えている世帯が増加傾向にあり、その対応が課題となっています。これらの課題に対応していくためには、福祉サービスを提供する専門機関等による連携強化を図り、福祉分野ごとに異なる圏域や各専門機関等での異なった担当区域を整理・統一化し、顔の見える関係の中での包括的な支援体制の構築が必要となります。

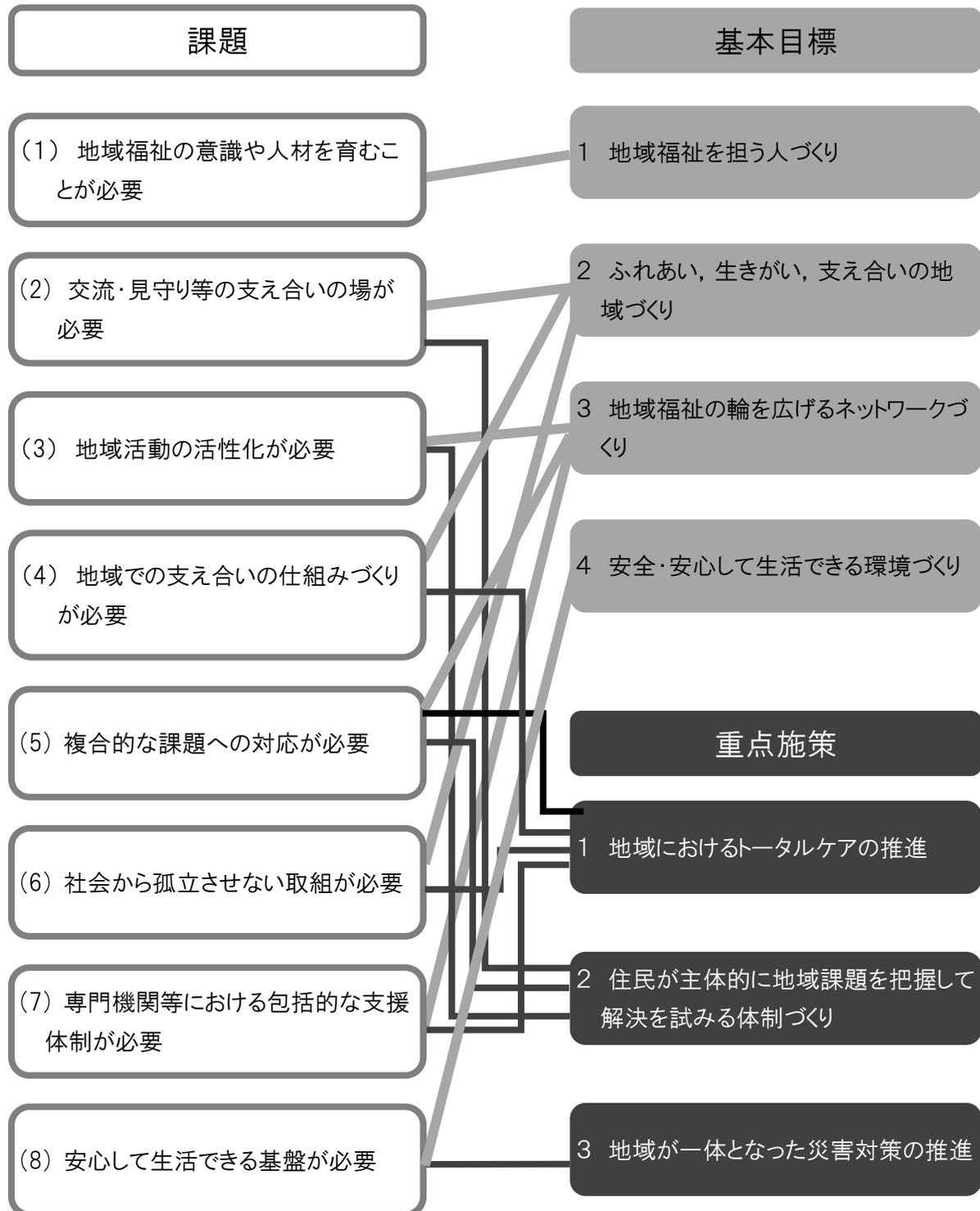
(8) 安心して生活できる基盤が必要

自然災害や犯罪行為は、すべてを予測できず、未然の対策は難しく、災害や防犯、地域の安全が、地域の中での不安や課題となっています。

いざという時に備えて、地域での互助・共助の連携が図れるよう、地域内でのあいさつや声かけなどの取組で顔見知りを増やすなど、安心して生活できる基盤づくりが必要です。

第5章 計画の基本方向

■体系図



1 基本目標

基本目標1 地域福祉を担う人づくり

地域での交流を通じた心のふれあいが少なくなっている中、福祉意識が育ちにくく、隣近所や周囲の生活課題に気づく機会も少なくなっており、認めあい、支えあう関係づくりが難しくなっています。また、支援を必要とする人が増加する一方、地域で活動する担い手や福祉人材が不足している現状もあります。

そのため、学校教育や生涯学習など多様な分野と連携した福祉教育を推進するとともに、地域で活躍するリーダー・福祉人材の養成や団体活動への支援によって、市民の自発的・主体的な活動の活性化を促進します。



(1) 学校教育や生涯学習と連携した、福祉教育の推進

市立小中学校における福祉教育や道徳教育の実施などにより子どもの頃から福祉の心を育むとともに、生涯学習に関する各種講座やイベント等の開催を工夫し、一層の福祉意識の醸成やまちづくり活動への参加を促進します。

〔参考事業〕

- 命の教育活動の推進
- シニア世代の学習活動及びまちづくりへの参加の促進
- 地域人材を活用した教育活動の推進
- 生涯学習出前講座の実施

など

(2) 地域福祉活動を担う新たな人材の発掘と養成

青少年期の各年代に応じたリーダー養成講習会や修了生へのフォローアップ等を通じて地域で活躍できる人材養成を行うとともに、各地区間の連携を強化し、相互に協力して活動する体制づくりに努めます。

また、福祉人材育成センターを中心に、市民や専門職を対象とした研修や講座等を実施し幅広い福祉人材の発掘と養成を図るとともに、地域で活動する福祉団体の立ち上げ支援と団体間の連携を促進します。

〔参考事業〕

- ・リーダー養成講習会の実施
- ・福祉人材育成の推進
- ・地域福祉活動団体への支援
- ・社会貢献型後見人（市民後見人）養成

など

（３）ボランティア活動の促進

身近な地域に密着した相談・活動の拠点であるボランティアコーナーにおいて、ボランティア活動の活性化や団体間の交流を促進します。

また、社会福祉法人による地域貢献の取組推進や共同募金による地域福祉推進のための配分金の活用などにより促進を図ります。

〔参考事業〕

- ・ボランティアコーナーの運営支援
- ・社会福祉法人の地域社会への貢献（地域における公益的な取組）
- ・共同募金の活用

など

基本目標2 ふれあい、生きがい、支え合いの地域づくり

世帯構成や生活様式等が変化する中で、若い年代を中心に近所づきあいをあまりしていない人が多いなど、住民同士のつながりが希薄化してきている中、地域での孤立等が社会問題となっています。一方、調布市民福祉ニーズ調査のアンケート調査では地域でのつながりが必要であると感じている人も多く、地域の中で社会的な孤立を防ぐ仕組みが重要となっています。

そのため、自治会活動や地区協議会などの小地域活動の活性化や地域の交流機会、交流拠点等を充実するとともに、地域ぐるみで日常的な見守りを行う体制を充実します。



(1) 地域活動の中心となる地域組織との連携による住民活動の活性化

自治会、自治会連合協議会や、概ね小学校区の単位で組織する地区協議会などの地域組織におけるコミュニティとの連携により、住民の生きがいや居場所づくりを創出します。

〔参考事業〕

- ・地区協議会の設立と支援
- ・コミュニティづくりの推進
- ・自治会の活性化に向けた支援

など

(2) 見守りネットワーク（みまもっと）等による見守り・支え合い体制の充実

見守りネットワークの取組を周知するとともに、見守りサポーターの養成や事業協力者を拡大するなど、高齢者や障害者、生活困窮者等が住み慣れた地域で安全・安心に暮らせる体制を充実します。

〔参考事業〕

- ・見守りネットワークの推進
- ・配食サービスの実施
- ・ホームヘルプサービス、
- ・生活支援事業「ちょこっとさん」

など

(3) 地域サロンの開催等による地域交流や世代間交流の促進

各種講座やイベント等により地域活動への参加を促すとともに、地域での活動に関心がある市民が気軽に相談できるサロンの開催を行うことで、地域間や世代間の交流を促進します。

〔参考事業〕

- ・シニア世代の学習活動及びまちづくりへの参加の促進
- ・市民活動支援センターの運営
- ・農業体験ファームの充実
- ・ひだまりサロン

など

(4) 身近な地域交流拠点の充実

仲間づくりや健康づくりの拠点として、民間施設や学校施設などの既存施設の活用を促進するとともに、公民館、地域福祉センターやふれあいの家等のコミュニティ施設の他、空き家や空き店舗についても地域住民の交流の場として活用していきます。

〔参考事業〕

- ・高齢者健康づくり事業の推進
- ・地域コミュニティ施設の整備・維持管理（地域福祉センター・ふれあいの家）
- ・高齢者会食
- ・子ども食堂

など

(5) 罪を犯した者等への社会復帰支援

平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、高齢者、障害者、未成年等をはじめ、保健医療・福祉等の支援を必要とする罪を犯した者等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労等、その他生活困窮への支援などを提供するため、地域における立ち直り支援ネットワークの構築を検討します。

〔参考事業〕

- ・（仮称）再犯防止の推進

など

基本目標3 地域福祉の輪を広げるネットワークづくり

地域の中の課題は複合化しており、制度の狭間で苦しんでいる方や支援に結びつきにくい人がいることも明らかになっています。また、地域の様々な課題を共有し、連携することが必要な場面も多くなっている中、個人や地域の課題に応じた切れ目のない支援を提供できる体制整備が必要となっています。

そのため、市民に対する情報提供体制や権利擁護体制を充実するとともに、地域で活動する様々な団体や関係機関と連携しながら、地域福祉コーディネーターを中心としたネットワークを充実します。



(1) 地域活動団体や関係機関、行政等の多様な主体の連携・協働の仕組みづくり

地域福祉コーディネーターの取組や市民活動支援センターにおいて、市民や地域の各種団体、関係機関等多様な主体との連携・協力を推進し、地域の生活課題の解決や地域における活動の活性化を支援します。

〔参考事業〕

- ・地域福祉コーディネーター事業の推進
- ・市民活動支援センターの運営

など

(2) 多様なメディアを活かした情報提供の充実

市の福祉に係る制度やサービス、情報について、各種冊子や、市報、ホームページ、ツイッター、メールマガジン、エフエム放送、ケーブルテレビなど多様なメディアの特性を活かした情報提供に努めます。

〔参考事業〕

- ・子育てに関する情報提供の充実
- ・多様な媒体による市政情報の提供

など

(3) 複合化した地域課題を解決するための体制づくり

地域包括支援センターでの高齢者に関する相談や、障害者相談支援、子ども家庭支援センターでの子育てに関する相談など、各分野における専門的な相談体制を充実します。また、複合化した課題や制度の狭間となる課題については、地域福祉コーディネーターを中心とした相談・解決支援を充実します。

〔参考事業〕

- ・ 障害者相談支援の推進
- ・ 子育て総合相談と支援ネットワーク事業の推進
- ・ 地域福祉コーディネーター事業の推進

など

(4) 誰もが利用しやすい権利擁護の推進

利用者サポート事業において各種相談や関係機関との連携、成年後見制度の利用促進を行います。また、認知症、知的障害、精神障害などにより判断が不十分な方への権利擁護支援の担い手として、多摩南部成年後見センターと連携した社会貢献型後見人（市民後見人）の養成・支援を実施し、福祉サービスを安心して選択・利用できる体制を充実します。

また、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されたことから、法の趣旨を踏まえて、多摩南部成年後見センターや運営する5市で連携しながら、成年後見制度の利用促進に努めます。

このほか、判断の能力が十分でない方の権利を擁護し支援する取組や、高齢者や障害者で、頼れる親族がない場合でも、安心して地域で暮らし続けられるように支援を行います。

〔参考事業〕

- ・ 利用者サポート事業の実施
- ・ 利用者支援事業
- ・ 社会貢献型後見人（市民後見人）の養成
- ・ 成年後見制度の利用支援
- ・ 地域福祉権利擁護事業
- ・ あんしん未来支援事業

など

基本目標 4 安全・安心して生活できる環境づくり

地域の中で不安を感じていることとして災害時の対応は上位に挙がっており、犯罪や災害から市民の生活を守るため、地域や関係機関・団体、行政等が連携した活動が重要となっています。また、高齢化が進む中、認知症など何らかの支援や介護を必要とする人が増えており、安心して生活できる体制の整備が必要です。

そのため、地域の中で生活支援のサービスを行う体制の整備や、地域における防犯・防災の取組を充実します。また、あらゆる課題に柔軟に対応するため、保健・医療・福祉が一体となり、協働してサービスを提供できる仕組みづくりを推進します。



(1) 地域力を最大限活かした防犯・防災等の安全なまちづくりの推進

ペットとの散歩時間を活用した防犯パトロールや、自治会や学校における防犯パトロールへの支援を行うとともに、パトロール実施団体同士の情報共有を図り、地域の防犯力強化につなげます。

また、日頃の防災意識の高揚や防災市民組織の育成・活動支援を充実するとともに、自治会等と連携し要援護者支援に係る協定締結や避難行動要支援者名簿の同意確認などを推進し、災害時に備えます。

日常的にあいさつや声かけを互いに交わすことにより、知り合いの方の様子や心境等伺い知ることができたり、お困りごと等を互いに相談しやすい関係ができるなど、振り込め詐欺等の犯罪を未然に回避できることもあります。

〔参考事業〕

- 地域での防犯パトロールの支援
- 防災市民組織の育成
- 調布市避難行動要支援者避難支援プランの推進

など

(2) 介護予防や生活支援サービスの充実

地域支え合い推進員や協議体を中心に、市民が主体となった高齢者の生活支援・介護予防のサービスの充実や、地域全体で高齢者を支える体制づくりを推進します。

また、障害のある方が地域で安全に安心して生活できるよう、地域で支える体制づくりに取り組みます。

〔参考事業〕

- ・生活支援体制整備事業
- ・障害者を地域で支える体制づくり

など

(3) 保健・医療・福祉が連携した総合的なケアマネジメント体制の確立

市と地域包括支援センター・医師会で連携して在宅医療と介護の連携に関する取組を行うほか、特定健康診査・特定保健指導等の保健分野と医療機関の連携など、保健・医療・福祉の連携を推進します。

〔参考事業〕

- ・在宅医療・介護連携事業
- ・地域包括支援センターの充実
- ・国保ヘルスアップ事業の推進
- ・発達障害者支援体制整備事業
- ・認知症総合支援事業

など

(4) 多様な参加と活躍の促進

生活困窮者等への就労機会の確保と就労支援の推進などにより、多様な社会参加を促進します。

〔参考事業〕

- ・生活困窮者自立相談支援事業
- ・発達障害者支援体制整備推進事業
- ・障害者の就労支援
- ・若者の職業的自立、就労の支援

など

(5) 地域での相談支援

問題や困りごとを抱えている方の中には、それを口に出して相手に傾聴してもらうことで不安解消などにつながるケースもあります。今後、高齢者の更なる増加により、このようなケースは増加するものと推測されるため、地域住民が安心して生活できるよう相談体制を地域の中で充実していきます。

〔参考事業〕

- ・ 民生委員・児童委員活動
- ・ 地域包括支援センターの充実
- ・ 認知症支援の充実
- ・ ふれあい福祉相談

など

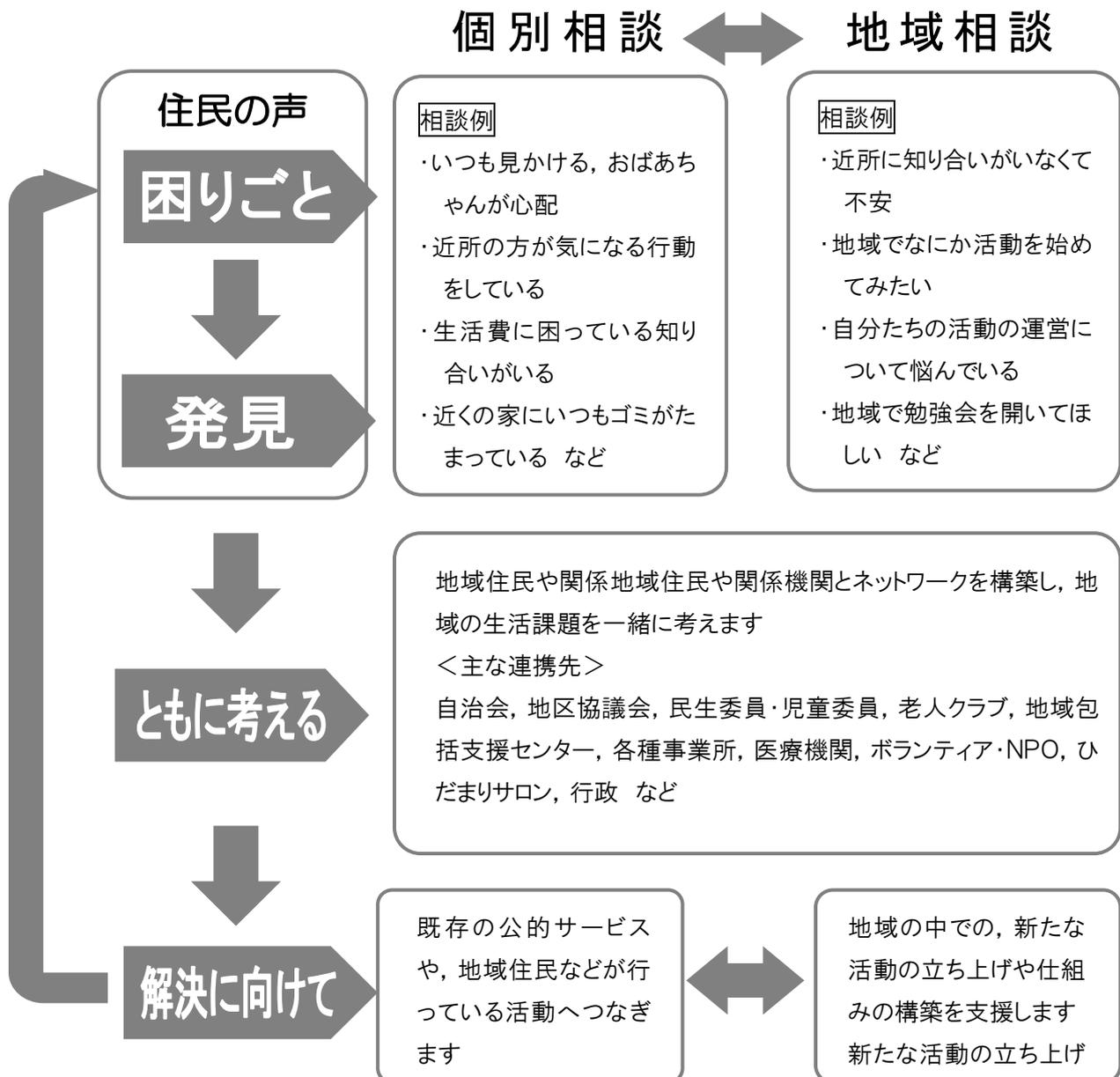
2 重点施策の推進

重点施策1 地域におけるトータルケアの推進

地域で複合的な課題を抱える人や、制度の狭間に落ち込み、社会的孤立に陥っている人が増えており、それらの困っている人を発見し、支援につなげていく体制が一層必要となっています。

そのため、地域における「自助、互助、共助、公助」の役割分担を踏まえながら、地域福祉コーディネーターを中心として、有機的に連動して支援が提供される調布版トータルケアを一層充実していきます。

■地域福祉コーディネーターの役割



調布版トータルケアシステムでは、支援を必要としている人に対してまずは家族等による「自助」の取組を促進しつつ、隣近所やボランティア、自治会等による見守り活動や住民参加型の在宅福祉サービスの充実等（互助や共助）を図ります。

また、各地域では、身近な相談窓口である地域包括支援センターや児童館、保育所等の機能充実を図りつつ、その他の地域資源（自治会、ボランティア、民生委員・児童委員、事業者、医療機関等）が連携して、支援の必要な人を支援するネットワークづくりを行います。

一方、専門的な支援を必要とする場合には、地域内のみならず、地域と市、社会福祉協議会、専門拠点施設等が連携し、より適切な支援へとつないでいきます。

福祉のみならず、多機関の協働による包括的支援体制を構築するため、相談支援包括化推進会議を設置して参ります。この推進会議は、各相談支援機関の業務内容の相互理解や具体的な連携方法、福祉ニーズの把握、地域に不足している社会資源の創出などについて意見交換を行うものとされています。

(1) 支援につなぐ体制の構築とコーディネート機能の強化

支援を必要としている人を早期に発見し、その人に対して、制度外のサービスを含めた保健・医療・福祉等の様々なサービスを迅速かつ適切に提供できるよう、地域の見守り体制の強化を図ります。

また、制度の狭間で苦しんでいる方や既存の公的な福祉サービスだけでは十分な対応ができない方などのニーズを発見し、解決に向けた取組を行う地域福祉コーディネーターについては、将来的に各圏域に配置してまいります。

■主な事業

事業名	概要	担当課
見守りネットワーク事業	<p>高齢者や障害者、生活困窮者等が住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう、地域全体での見守りを推進します。</p> <p>地域住民や関係機関・協力団体などが、日常生活又は業務の中で、見守りが必要な方々の異変に気付いた時にその情報を地域包括支援センターに連絡し、連絡を受けた地域包括支援センターが、その情報により対象者の現状把握と必要な対応を行います。</p>	高齢福祉担当
地域福祉コーディネーター事業の推進(多機関協働による包括的相談支援体制の構築事業)	<p>複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、相談支援機関を総合的にコーディネートするための、相談支援包括化推進員(地域福祉コーディネーター兼務)を配置します。</p>	福祉総務課
相談支援包括化推進会議の設置	<p>福祉のみならず、多機関・多分野に渡る支援機関のネットワーク構築し、支援内容の調整等を図ります。</p>	福祉総務課

(2) 保健・医療・福祉が連携したサービスの充実

複合化・多様化する市民の保健・医療・福祉に関するニーズに適切に対応できるよう、保健・医療・福祉の連携体制を強化し、総合的なサービスの提供の充実を図ります。

■主な事業

事業名	概要	担当課
地域包括支援センターの充実	地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核を担う機関で、身近な相談窓口として充実を図るとともに、地域や関係機関との連携を強化し、ネットワークを活かした取組を充実させていきます。	高齢福祉担当
障害者相談支援事業	障害者及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を提供するとともに、障害者に対する権利擁護のために必要な援助を行い、障害者の自立と社会参加の促進を図ります。	障害福祉課
在宅医療・介護連携拠点事業	市内における在宅医療連携を推進し、継続的かつ包括的な在宅医療を行う環境の整備を促進します。	高齢福祉担当

(3) 制度外のサービス・支援の充実

介護保険サービスや障害福祉サービスなどの制度内のサービスでは手の届きにくいニーズに対して、きめ細かいサービスを展開するため、住民参加型の生活支援サービスやNPO法人等による非営利の福祉サービスの充実を図ります。

■主な事業

事業名	概要	担当課
生活支援体制整備事業	「介護予防・生活支援サービスの充実」「高齢者の社会参加」を推進するため、生活支援体制整備事業を充実し、地域支え合い推進員の活動充実と協議体の活性化を図ります。	高齢福祉担当
社会福祉協議会による高齢者福祉事業への支援	高齢者会食サービス・高齢者会食ミニデイサービス・訪問理美容サービス・電話訪問・友愛訪問・あんしん未来支援事業などについて、実施を支援します。	高齢福祉担当

(4) 生活困窮者の自立支援の取組と社会参加の促進

生活に困難を抱える方に対し、相談支援を行い、個々の状況に応じた就労支援や生活支援等を継続的に行い、自立と社会参加を促進します。

■主な事業

事業名	概要	担当課
生活困窮者自立相談支援事業	生活に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方を早期に発見し、状況に応じた就労支援、生活支援等を行うことで、生活の立て直しを図り、早期の自立を促進します。 また、ワンストップ型の相談窓口を設置し、様々な相談支援や関係機関との連絡調整等を行うことにより、生活困窮者の自立を支援します。	生活福祉課
子ども・若者総合相談事業	高校中退者、無業者等生活に課題を有する子ども・若者に対して相談を受け付けるとともに、居場所を提供します。	児童青少年課
ひとり親世帯の子ども学習・相談支援事業	家庭の経済的困窮により、進学や就職を諦めることがないよう学習・相談支援を行います。	子ども家庭課
子どもの学習支援事業	生活に困窮する世帯の中学生を対象に、進学や就職に繋げるため、子ども生活部と連携しながら学習指導や相談などの支援を行うなど、貧困の連鎖の防止に向けて取り組みます。	生活福祉課

重点施策２ 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり

地域で生活する人の課題の複合化・多様化が進む中、身近な地域において住民自身が地域の課題を自分事として捉え、自分たちで解決したいという主体的な気持ちで課題解決に取り組むことが重要となっています。

そのため、住民主体の交流の場や地域活動・ボランティア活動の活性化支援を行うとともに、地域福祉コーディネーターを中心とした地域で課題を解決する仕組みを一層充実します。

(1) 地域課題の解決力の強化

地域福祉コーディネーターを通じて、地域住民や関係機関とネットワークを構築し、地域の生活課題を地域の中で考え、解決につながる仕組みを強化します。

■主な事業

事業名	概要	担当課
地域福祉コーディネーター事業の推進(地域力強化事業)	住民の身近な地域で、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを住民や関係機関と連携し、支援します。	福祉総務課
生活支援体制整備事業	「介護予防・生活支援サービスの充実」「高齢者の社会参加」を推進するため、生活支援体制整備事業を充実し、地域支え合い推進員の活動充実と協議体の活性化を図ります。	高齢福祉担当

(2) 住民主体の交流活動の場の拡充

各種講座やイベント等により地域活動への参加を促すとともに、地域での活動に関心がある市民が気軽に相談できるサロンの開催を行い、交流を促進します。

■主な事業

事業名	概要	担当課
シニア世代の学習活動及びまちづくりへの参加の促進	地域活動参加のきっかけづくりとして、各種イベントや講座などを実施します。	生涯学習交流推進課
ボランティアコーナーの運営支援	身近な地域に密着した相談・活動の拠点として設置したボランティアコーナーで、各地域のボランティア団体による交流事業の企画・運営支援を行います。	福祉総務課
ひだまりサロン事業	地域の中で一人ひとりが孤立することなく、お互いに支え合い助けあって、健康で安心した生活が送れるような憩いの場として、ひだまりサロンの立ち上げ・運営を支援します。	社会福祉協議会

(3) 地域住民相互の支え合いによる互助，共助の取組の活性化（地域活動やボランティア活動の充実）

自治会などの地域活動やボランティア活動について、ボランティアコーナーや市民活動支援センターを中心とした支援や、新規活動団体の立ち上げなどにより、各種活動の活性化を図ります。

■主な事業

事業名	概要	担当課
地域福祉活動団体への支援	地域で高齢者福祉，障害者福祉，児童福祉等に関する活動を行う民間の非営利団体の新たな取組や，新規活動団体の立ち上げに対する助成を行います。	福祉総務課
ボランティアコーナーの運営支援	身近な地域に密着した相談・活動の拠点として設置し，各地域のボランティア団体による交流事業の企画・運営支援を行います。	福祉総務課
市民活動支援センターの運営	市民活動の中間支援組織として，情報の収集，提供，各種相談，啓発事業，交流事業等を実施し，市民活動の活性化を図るとともに，行政とNPO等との協働の仕組みづくりを進めます。	福祉総務課

(4) 誰もが認めあい、生きがいのある地域社会づくり

誰もがその尊厳や基本的人権を尊重され、地域の一員として互いに認め合い、生きがいのある地域となるよう、交流の取組を進めます。

■主な事業

事業名	概要	担当課
障害者を地域で支える体制づくり	地域で安心して暮らし続けられるよう、地域への障害者理解や相談機関の普及啓発・協働活動、知的障害者へのアウトリーチ支援など地域で支える仕組みづくりを行います。	障害福祉課
老人クラブ	老人クラブの加入促進や、活動・運営支援を行います。	社会福祉協議会
小地域交流事業	地域の中で一人ひとりがお互いに支え合い、助け合って健康で安心した生活が送れるような集いの場づくりや地域の特徴をいかした世代間交流活動を行っています。	社会福祉協議会

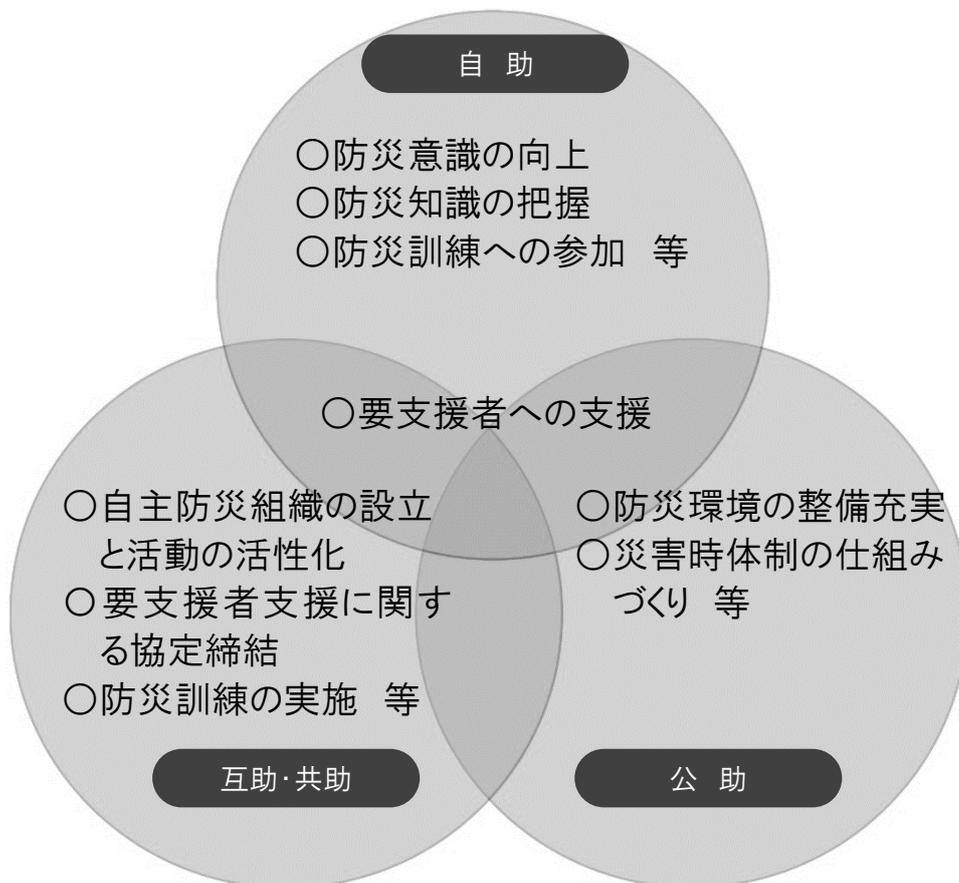
重点施策3 地域が一体となった災害対策の推進

大規模地震や水害などの災害発生直後は、安否確認や被災者の救出など、地域の互助・共助活動が果たす役割が極めて重要となっています。特に、自力では避難することのできない高齢者や障害者などの要支援者への支援体制を充実していくことが必要となります。

そのため、自分の身を自分の努力で守る「自助」、地域や近隣の人が互いに協力しあう「互助・共助」の意識、災害時の被害を最小に抑えるための対策・仕組みを構築する「公助」の取組をそれぞれ充実するとともに、「自助」「互助」「共助」「公助」が連携しあいながら地域が一体となった災害対策を進めることが必要です。

また、地域内で日常的にあいさつや声かけを実施するなど、ご近所でのつながりや顔の見える関係づくりを大切にすることは、避難行動や避難所生活等災害時の互助・共助の活動が円滑に実施できることにつながります。

■それぞれの主体に求められる役割



(1) 防災意識の高揚（自助の精神の育成）

災害や防災についての正しい知識の習得や防災意識の向上，地域で行われる防災訓練への積極的な参加を促進するなど，災害時に備えた地域での助けあいの取組を進めます。

■主な事業

事業名	概要	担当課
防災意識の啓発	講演会や研修，出前講座の実施，地域防災訓練の支援などにより，「自分の命は自分で守る」，「自分たちのまちは自分たちで守る」という自助・互助・共助の精神を育みます。	総合防災安全課
防災ハザードマップの配付	震災時に向けて必要な情報を掲載した防災マップや洪水ハザードマップを随時配付するとともに，必要に応じて見直します。	総合防災安全課
防災教育の日	防災教育の日に，命の授業の実施や，児童・生徒及び教員に対する救命講習を実施するほか，防災に係る地域対象の講座を実施しています。 また，保護者による引き取り訓練や地域の方の防災訓練を実施するなど防災力の向上に努めています。	教育委員会 総合防災安全課

(2) 地域防災力の向上（互助・共助活動の活性化）

防災市民組織の結成と運営支援をはじめ，様々な互助・共助活動の活性化を図ります。また，災害時に迅速かつ冷静に対応できるよう，地域における防災訓練の活性化や，小中学校等の避難所運営マニュアルの策定等の支援及び周知を図ります。

■主な事業

事業名	概要	担当課
防災市民組織の育成	防災意識の高揚と生活の安全確保のため，防災市民組織に対する補助金の交付や講演会・出前講座等の実施により，防災市民組織の育成と充実を図ります。	総合防災安全課
総合防災訓練・水防訓練の実施	大地震対策として総合防災訓練を，風水害対策として水防訓練を実施し，地域の防災力の強化を図ります。また，職員の発災対応能力の向上のため，図上訓練を行います。	総合防災安全課

(3) 地域防災体制の構築（公助による取組）

防災資機材の充実や情報伝達手段の確保、防災拠点の整備など、防災環境の充実に図ります。また、「調布市地域防災計画」に基づき、地域や関係機関、行政等による連携体制の構築等を図ります。

■主な事業

事業名	概要	担当課
防災備蓄品の確保・充実	<p>災害時の被害を最小限にするために必要な食糧品や資機材を備蓄・管理するとともに、備蓄品の充実に図ります。</p> <p>また、災害協定に基づき、専門資機材の更新や、調布市医師会等が備蓄に必要な医薬品や医療資機材を揃えるための補助金を交付します。</p>	総合防災安全課
災害情報システムの維持管理・充実	<p>災害時の迅速な情報伝達手段確保のため、無線機等の整備と維持管理を行うとともに、防災フリーダイヤルや防災・安全情報メールなどにより迅速な防災情報を提供します。</p>	総合防災安全課
避難所の指定	<p>大地震等の災害時に住居の倒壊、焼失等で被害を受けた方等の一時的な避難先として、市立の小中学校等を指定しています。避難所には、食料の備蓄や必要な資機材等を整備するなど、避難所機能の強化を図ります。また、高齢者、障害者等の要配慮者に対しては、状況に応じて、避難場所として学校等で定める教室も使用するなど配慮します。</p>	総合防災安全課
二次避難所（福祉避難所）対策	<p>要介護高齢者や障害者などは、一般の方と長期に同一場所での避難生活を送ることは困難が予想されます。そのため、地域福祉センターや協定による民間の社会福祉施設等を二次避難所（福祉避難所）として活用して参ります。</p>	総合防災安全課 福祉健康部
緊急医療救護所の設置	<p>災害が発生した場合、市内8か所と慈恵第三病院において、緊急医療救護所を立ち上げ、発災から72時間、傷病者の対応を行います。</p>	健康推進課

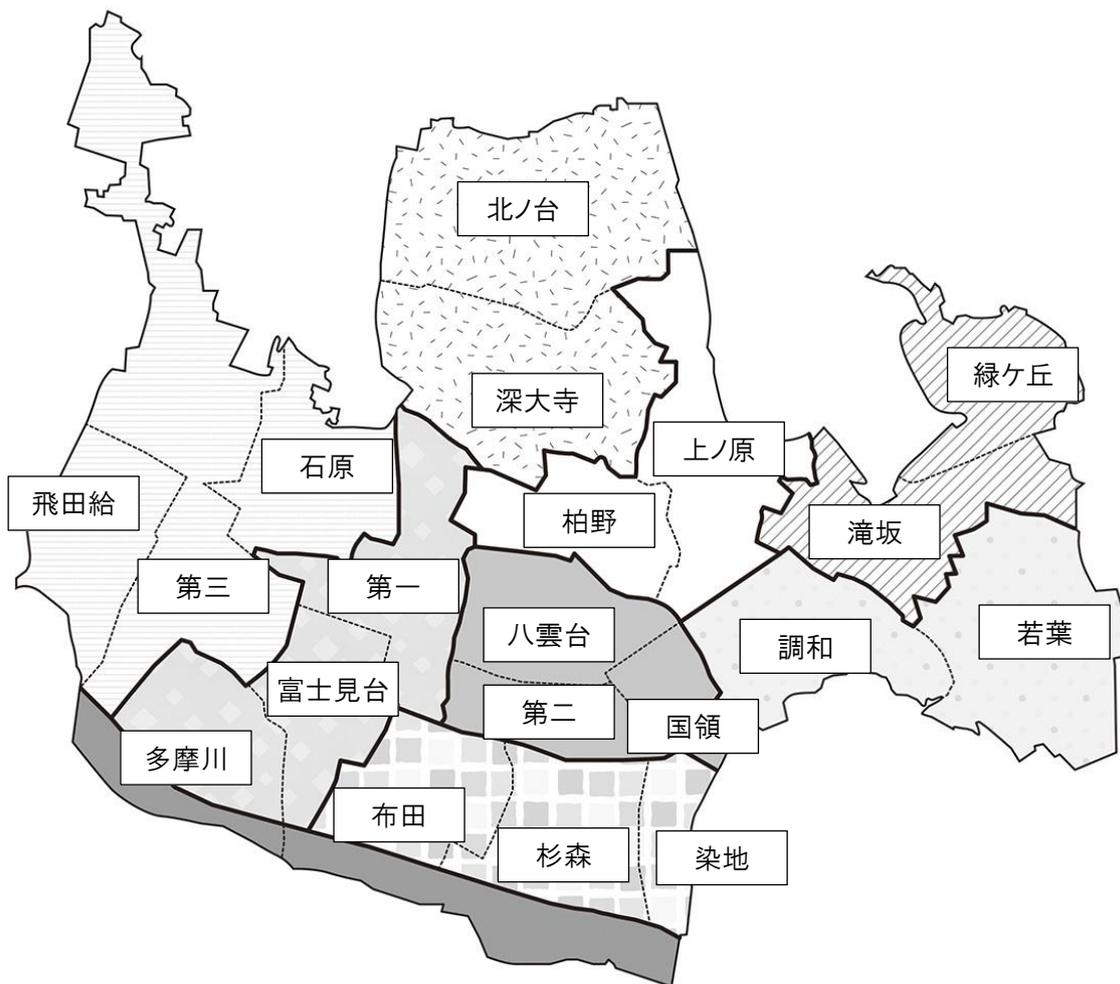
(4) 避難行動要支援者への支援（自助，互助，共助，公助による連携）

地域における日常的な見守りや地域組織との要支援者支援に関する協定締結など，災害時に備えた互助・共助の取組を進めます。また，関係者による検討会議等の開催により，庁内と福祉関係団体等の連携体制を充実し，自助，互助，共助，公助が相互に機能する安全・安心の体制づくりを進めます。

■主な事業

事業名	概要	担当課
調布市避難行動要支援者 避難支援プランの推進	<p>地域組織との要支援者支援に関する協定締結を進めるとともに，「避難支援者連絡会」を活用して地域組織同士による情報共有・意見交換を行い，互いの連携を深めます。</p> <p>また，関係者による検討会議等を開催し，自助・互助・共助・公助が相互に機能する安全・安心の体制づくりを進めます。</p> <p>さらに，避難行動要支援者施策の検討，要支援者の名簿作成・更新に向けて，関係機関との連絡会の設置や情報共有体制の整備に取り組みます。</p>	福祉総務課

第6章 地域の状況（8つの福祉圏域）

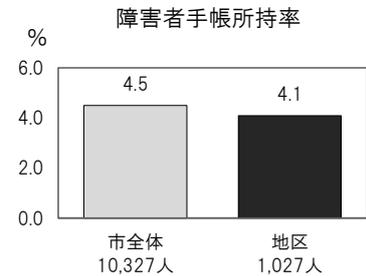
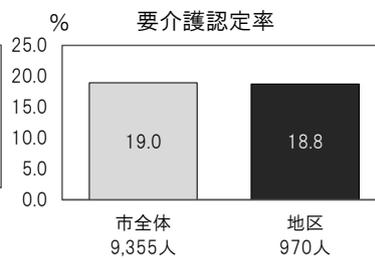
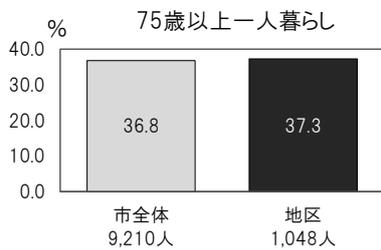
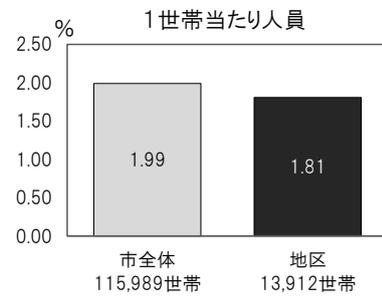
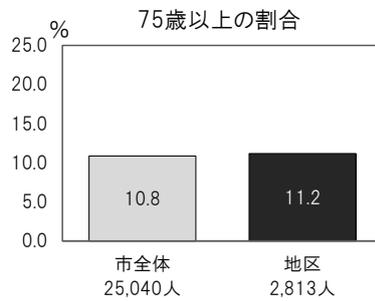
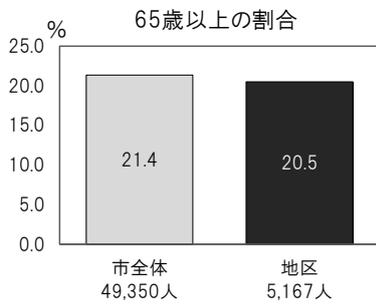


1 緑ヶ丘小学校・滝坂小学校地域

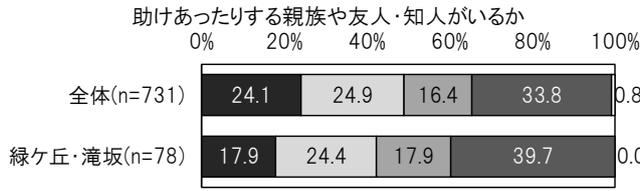
この地域は、市の北東部に位置し、都営緑ヶ丘二丁目団地の建替えが進んでいます。白百合女子大学やせんがわ劇場などの教育文化施設が立地するほか、仙川商店街などの商業施設の集積度も高くなっています。



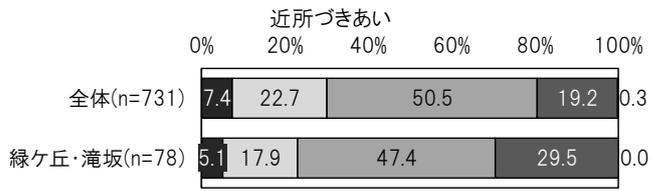
人口・世帯	人口	25,174
	世帯	13,912
組織・活動	自治会	19
	地区協議会	2
	市民活動団体	43
	ひだまりサロン	15
	老人会	4
	民生委員児童委員	17
福祉施設	児童福祉施設	22
	高齢者・介護保険施設	8
	障害者(児)福祉施設	3
医療施設	病院・診療所	28
	歯科医院	35



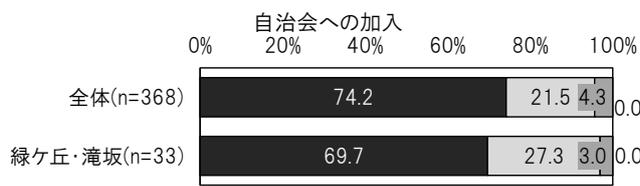
アンケート調査



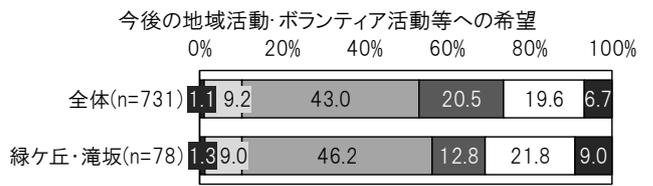
- 近くに気軽に頼める人がいる
- 気軽ではないが、いざという時には頼める人が近くにいる
- 近くにはいないが、頼める人がいる
- 特に頼める人はいない
- 無回答



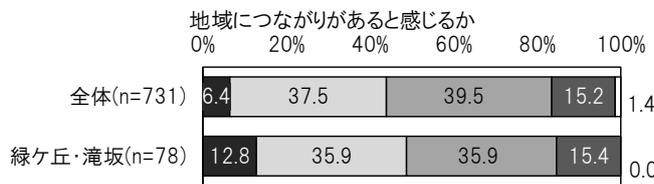
- 家を行き来するなど、親しく近所づきあいをしている
- 立ち話をする程度のつきあいをしている
- あいさつをする程度のつきあいをしている
- 近所づきあいをしていない
- 無回答



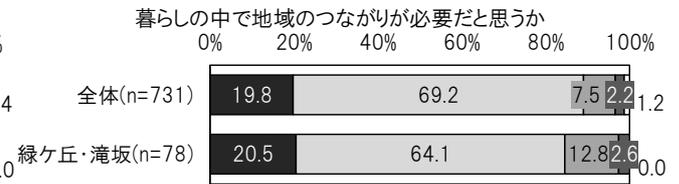
- 加入している
- 加入していない
- 分からない
- 無回答



- 積極的に、取り組んでいきたい
- できるだけ、取り組んでいきたい
- 機会があれば、取り組んでもよい
- 取り組みたいが、できない
- あまり取り組みたくない
- 無回答



- とても感じる
- 少し感じる
- あまり感じない
- 感じない
- 無回答



- とても必要だと思う
- どちらかといえば、必要だと思う
- どちらかといえば、必要ないと思う
- 必要ないと思う
- 無回答

地域の中で不安や課題と感じていること

	合計	こ 子 と 育 て 、 子 ど も の 教 育 の	健 康 の こ と	介 護 の こ と	老 後 の 生 活 の こ と	住 ま い や 住 宅 の こ と	仕 事 の こ と	経 済 的 な こ と	近 所 づ き あ い の こ と 、 友 だ ち づ き あ い の こ と	防 犯 、 地 域 の 安 全 の こ と	災 害 時 の こ と	関 心 が 少 な い こ と 、 人 と の 交 渉 の こ と	そ の 他	特 に な い	無 回 答
全体	731	22.4	28.6	20.0	37.2	23.0	20.7	29.5	9.7	31.2	43.0	9.7	3.4	12.9	1.5
緑ヶ丘・滝坂	78	19.2	26.9	14.1	23.1	23.1	12.8	16.7	5.1	35.9	46.2	6.4	6.4	16.7	0.0

地域の強み・弱み，地域特性への取り組み

	強みと弱み	強みを伸ばしていくためにやること 弱みを補うために実施すること
強み	①地域のつながりが強く，近所付き合い，親族づきあいなどを行っている割合が高い ②環境面で，病院・歯科が多い。芸術の街などの利点があり，若者の人口が増えている ③まちづくり協議会が活発で，桜祭りの定着も見られる	①地元のお店や病院を活用していく ②大学等との連携を強化し，若年層のまきこみをはかっていく ③(強み・弱み両面に対し)地域への強い反面，不安も多いので，安心して住み続けられるよう，住民の助け合い・見守り等の仕組みをつくる
弱み	①自治会の加入人口が低く，地区協との共生がスムーズに運営されていない ②環境面で，団地の建替え，商業施設の少なさなどの不安がある ③高齢化に伴い一人暮らしの人が増え，地域の安全・災害対策に不安を感じている	①マンションに住む人々に対して，自治会づくりを働きかける ②団地の建替えに対する地域における相談の仕組みをつくる

地域住民からのご意見

- ~~~~~
- ~~~~~

※ 「地域住民からのご意見」「今後の方向性」については，12月中旬に市内8地域で開催する「地域福祉計画地域別説明会」でのご意見を踏まえて掲載いたします

今後の方向性

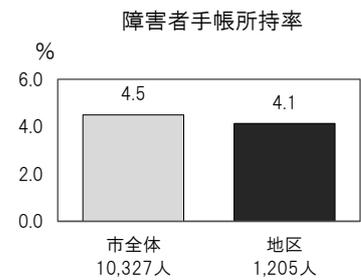
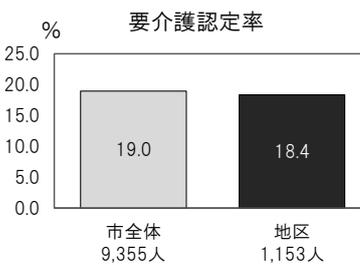
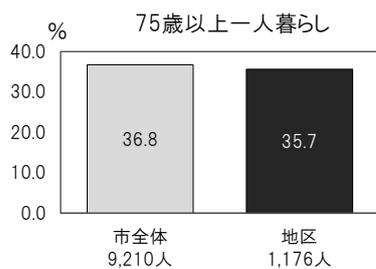
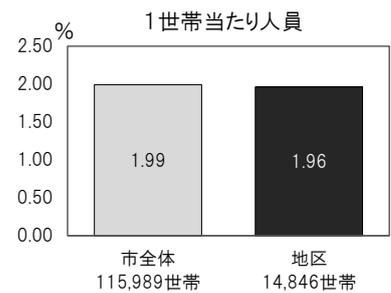
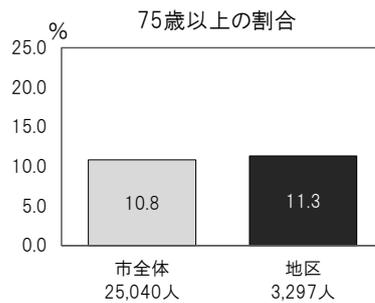
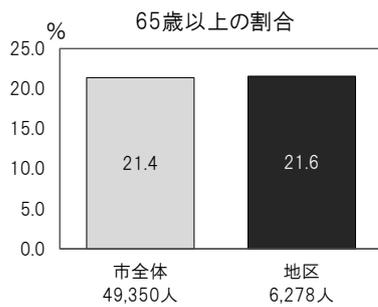
2 若葉小学校・調和小学校地域

この地域は、市の南東部に位置し、神代団地という大きな集合住宅があります。入間町周辺地区は、武蔵野の面影を残す国分寺崖線をはじめ緑豊かな環境が残されており、うるおいのある都市環境を形成しています。

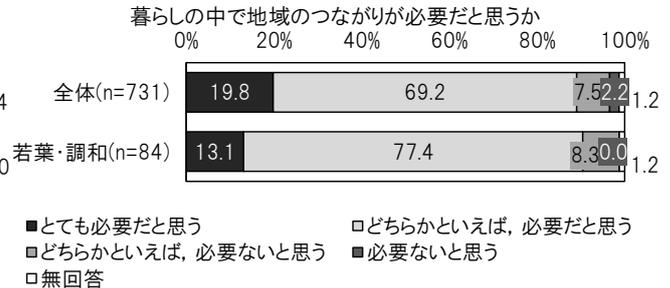
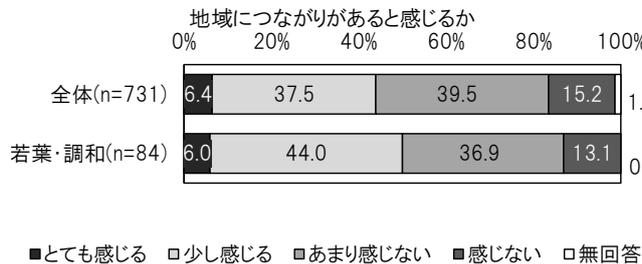
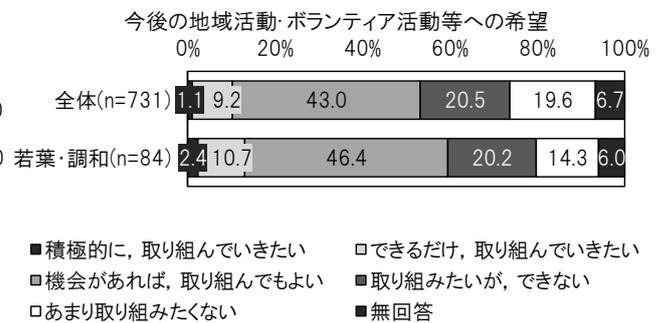
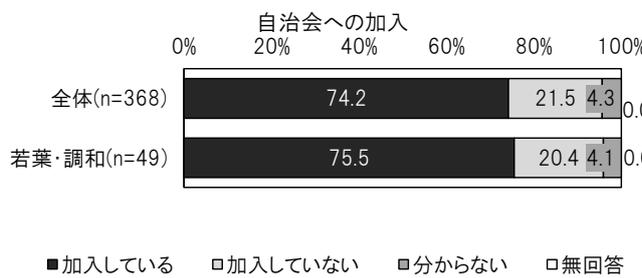
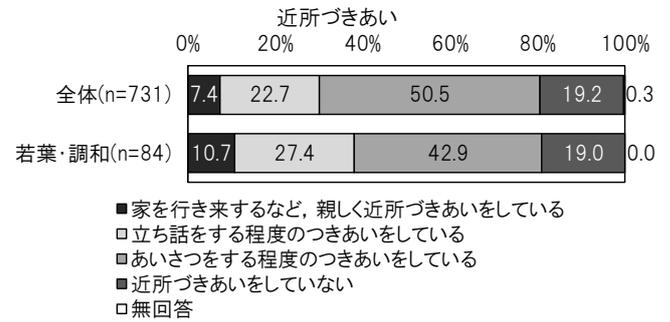
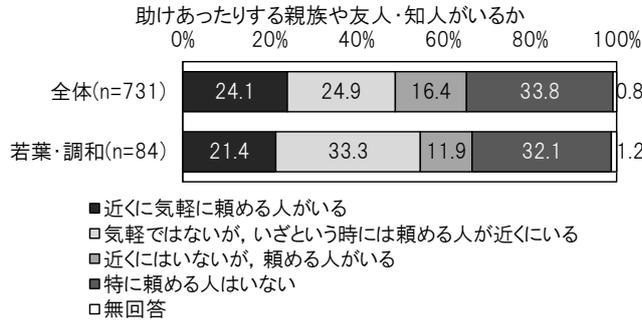
また、桐朋学園、武者小路実篤記念館のほか、市民大町スポーツセンターや調和小学校内の室内プールなどスポーツ施設があります。



人口・世帯	人口	29,115
	世帯	14,846
組織・活動	自治会	26
	地区協議会	2
	市民活動団体	37
	ひだまりサロン	7
	老人会	5
	民生委員児童委員	22
福祉施設	児童福祉施設	12
	高齢者・介護保険施設	6
	障害者(児)福祉施設	7
医療施設	病院・診療所	7
	歯科医院	17



アンケート調査



地域の中で不安や課題と感じていること

	合計	子育て、子どもの教育のこと	健康のこと	介護のこと	老後の生活のこと	住まいや住宅のこと	仕事のこと	経済的なこと	近所づきあいのきこい、友だちづきあいのこと	防犯、地域の安全のこと	災害時のこと	気軽な相談できる人（機会）が少ないこと	その他	特になし	無回答
全体	731	22.4	28.6	20.0	37.2	23.0	20.7	29.5	9.7	31.2	43.0	9.7	3.4	12.9	1.5
若葉・調和	84	23.8	33.3	21.4	28.6	25.0	23.8	28.6	11.9	29.8	44.0	11.9	2.4	11.9	0.0

地域の強み・弱み，地域特性への取り組み

	強みと弱み	強みを伸ばしていくためにやること 弱みを補うために実施すること
強み	①自治会加入率が高い ②地域のつながりが多い ③ボランティアへの興味が深い	①自治会へ自治会加入率が高いことをフィードバックする ②すでにつながっているグループをネットワーク化する ③小地域のボランティア情報を共有していく
弱み	①地形の弱み(坂が多い) ②施設が少ない(病院など)健康に不安がある ③近所付き合いが少ない	①住民主体で地域独自の交通システムをつくる(自転車等を使って) ②施設の少なさを生かして，地域づくりを連携して行う(今ある病院等を介して) ③自治会単位でのつながりづくりをしていく(お祭，サロン，地域福祉コーディネーターの配置等)

地域住民からのご意見

- ~~~~~
- ~~~~~

※ 「地域住民からのご意見」「今後の方向性」については，12月中旬に市内8地域で開催する「地域福祉計画地域別説明会」でのご意見を踏まえて掲載いたします

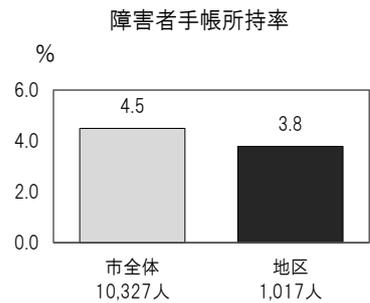
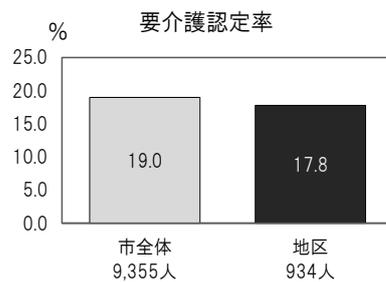
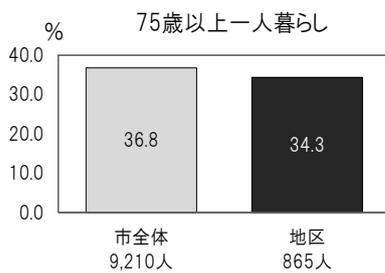
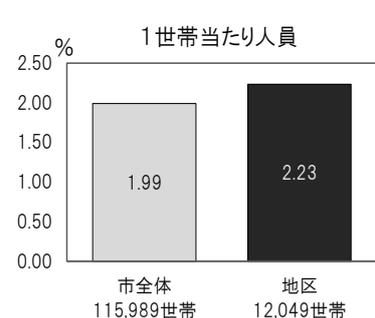
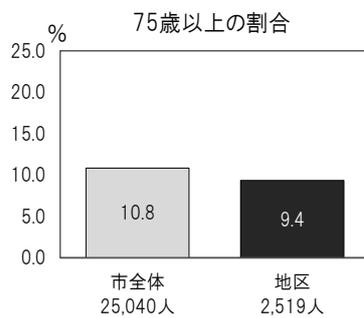
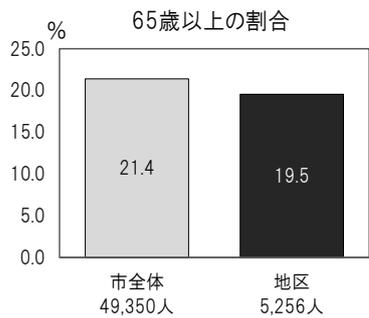
今後の方向性

3 上ノ原小学校・柏野小学校地域

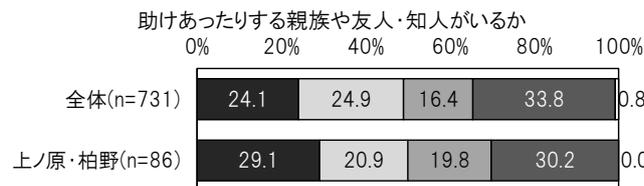
この地域は、野川が流れ、里山や水辺の環境が保全されており、田園風景も残る地域です。集合住宅や戸建て住宅の建設が多く、子育て世帯の流入などで、上ノ原小学校は、市内で児童数が一番多くなっています。また、65歳以上の割合が8圏域の中で2番目に低く比較的若い方が多い地域です。



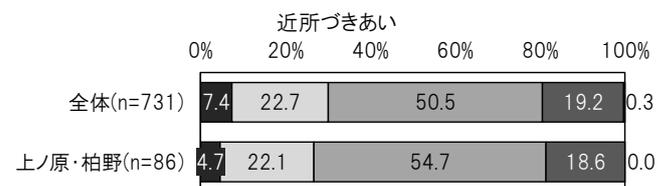
人口・世帯	人口	26,918
	世帯	12,049
組織・活動	自治会	46
	地区協議会	1
	市民活動団体	24
	ひだまりサロン	6
	老人会	7
	民生委員児童委員	13
福祉施設	児童福祉施設	14
	高齢者・介護保険施設	5
	障害者(児)福祉施設	3
医療施設	病院・診療所	7
	歯科医院	7



アンケート調査



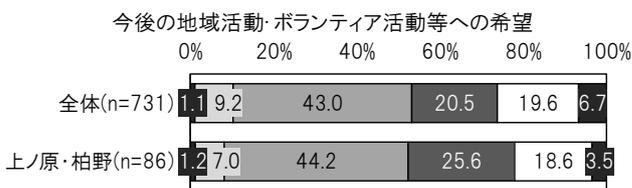
- 近くに気軽に頼める人がいる
- 気軽にではないが、いざという時には頼める人が近くにいる
- 近くにはいないが、頼める人がいる
- 特に頼める人はいない
- 無回答



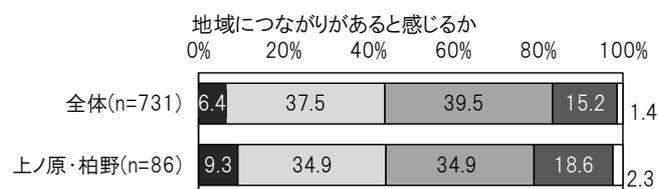
- 家を行き来するなど、親しく近所づきあいをしている
- 立ち話をする程度のつきあいをしている
- あいさつをする程度のつきあいをしている
- 近所づきあいをしていない
- 無回答



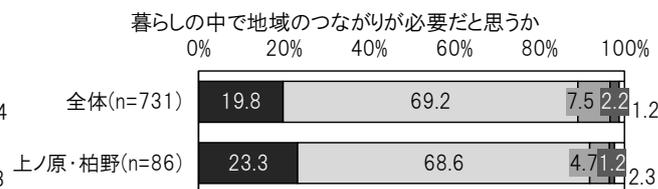
- 加入している
- 加入していない
- 分からない
- 無回答



- 積極的に、取り組んでいきたい
- できるだけ、取り組んでいきたい
- 機会があれば、取り組んでもよい
- 取り組みたいが、できない
- あまり取り組みたくない
- 無回答



- とても感じる
- 少し感じる
- あまり感じない
- 感じない
- 無回答



- とても必要だと思う
- どちらかといえば、必要だと思う
- どちらかといえば、必要ないと思う
- 必要ないと思う
- 無回答

地域の中で不安や課題と感じていること

	合計	子どもと育て、子どもの教育のこと	健康のこと	介護のこと	老後の生活のこと	住まいや住宅のこと	仕事のこと	経済的なこと	近所づきあいのきこあとい、友だちづきあいのこと	防犯、地域の安全のこと	災害時のこと	気軽な相談できる人(機会)	その他	特になし	無回答
全体	731	22.4	28.6	20.0	37.2	23.0	20.7	29.5	9.7	31.2	43.0	9.7	3.4	12.9	1.5
上ノ原・柏野	86	27.9	27.9	27.9	38.4	17.4	18.6	24.4	8.1	31.4	46.5	8.1	1.2	12.8	1.2

地域の強み・弱み，地域特性への取り組み

	強みと弱み	強みを伸ばしていくためにやること 弱みを補うために実施すること
強み	①介護施設が多い ②若い世代が多い ③地域活動が盛ん	①地区協議会と自治会との連携・協力 ②小学校を中心とした拠点づくり ③誰もが参加できるイベント
弱み	①新旧の連携が悪い ②ひだまりサロンが少ない ③介護施設が地域に開かれていない ④商店街の衰退 ⑤上ノ原小学校の生徒が急増	①商店の活性化(空き店舗の活用) ②施設の情報を集めて活用する ③地区協議会と自治会の協働

地域住民からのご意見

- ~~~~~
- ~~~~~

※ 「地域住民からのご意見」「今後の方向性」については，12月中旬に市内8地域で開催する「地域福祉計画地域別説明会」でのご意見を踏まえて掲載いたします

今後の方向性

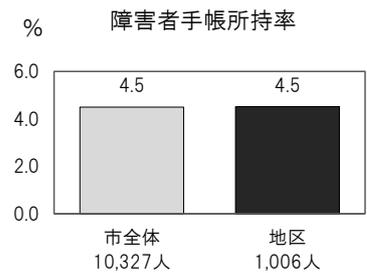
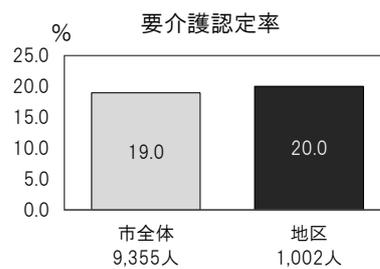
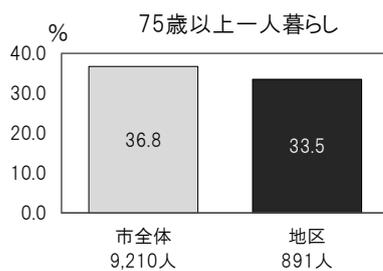
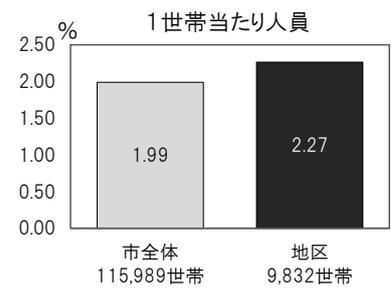
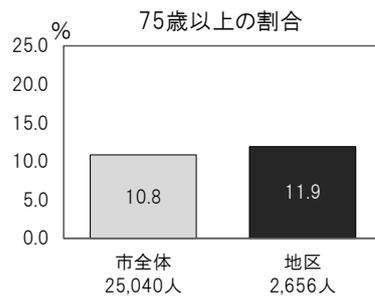
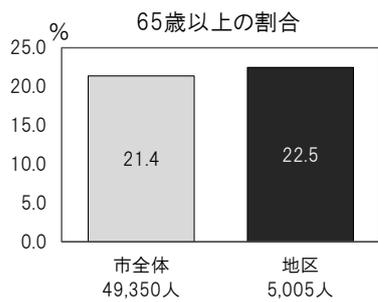
4 北ノ台小学校・深大寺小学校地域

この地域は、武蔵野段丘と断崖により、自然樹林が広がる緑豊かな住宅市街地が形成された地域です。都立神代植物公園や国宝に指定された白鳳仏のある深大寺があり、市民や訪れる人にとっての憩いの場となっています。

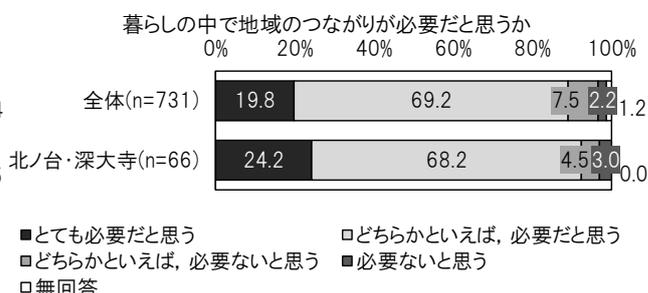
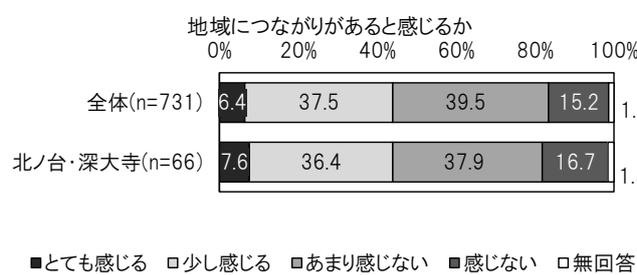
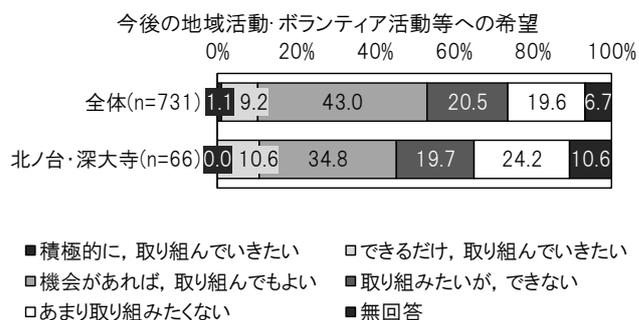
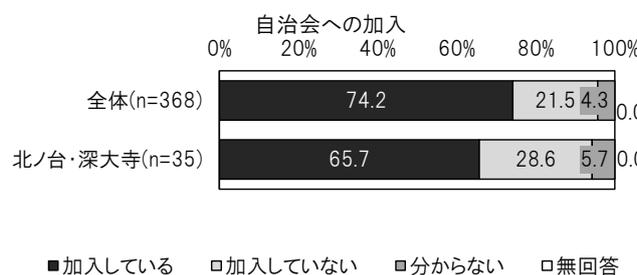
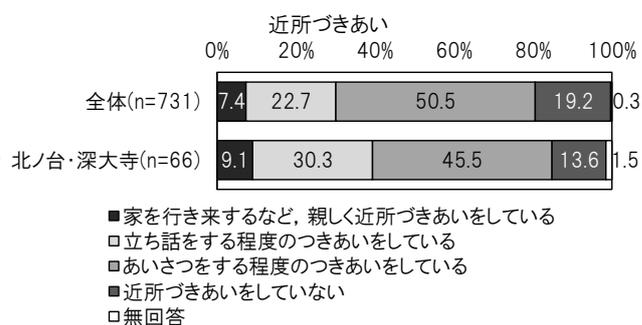
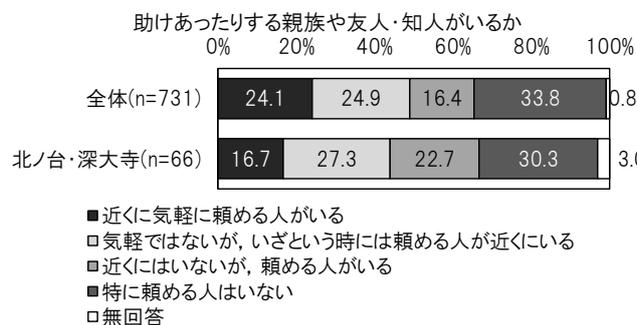
鉄道駅から離れた地域の市民の利便性向上を図るため、平成24年1月からはミニバス北路線が全線運行されたほか、平成28年10月に路線バスの運行路線も拡充されました。



人口・世帯	人口	22,277
	世帯	9,832
組織・活動	自治会	20
	地区協議会	1
	市民活動団体	40
	ひだまりサロン	7
	老人会	6
	民生委員児童委員	16
福祉施設	児童福祉施設	11
	高齢者・介護保険施設	10
	障害者(児)福祉施設	5
医療施設	病院・診療所	2
	歯科医院	4



アンケート調査



地域の中で不安や課題と感じていること

	合計	子育て、子どもの教育のこと	健康のこと	介護のこと	老後の生活のこと	住まいや住宅のこと	仕事のこと	経済的なこと	近所づきあい、友だちづきあい	防犯、地域の安全のこと	災害時のこと	気軽に少相な談いできる人(機会)	その他	特になし	無回答
全体	731	22.4	28.6	20.0	37.2	23.0	20.7	29.5	9.7	31.2	43.0	9.7	3.4	12.9	1.5
北ノ台・深大寺	66	22.7	28.8	21.2	37.9	15.2	16.7	30.3	9.1	24.2	37.9	4.5	1.5	13.6	3.0

地域の強み・弱み, 地域特性への取り組み

	強みと弱み	強みを伸ばしていくためにやること 弱みを補うために実施すること
強み	①住民活動が活発である ②地域資源がある ③子育て世代が多い	①子育て世代に参加してもらう取組をもっと進める ②地域資源を生かしたイベント(朝市など)と, 参加者を増やすため送迎車を用意
弱み	①高齢化率が高い ②自治会加入率が低く地域との関わりが少ない人も多い ③支援級がないため障害児への理解が薄い ④医療機関・公共交通が少ない。空き家が多い。	①空き家を活用したサロン ②地域資源を洗い出して活用する ③地域施設で持っている車を活用できないか

地域住民からのご意見

- ~~~~~
- ~~~~~

※ 「地域住民からのご意見」「今後の方向性」については, 12月中旬に市内8地域で開催する「地域福祉計画地域別説明会」でのご意見を踏まえて掲載いたします

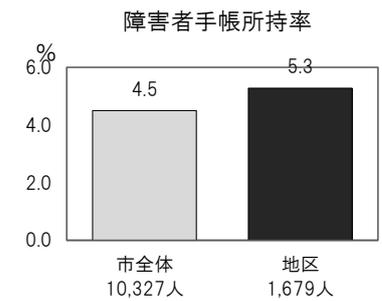
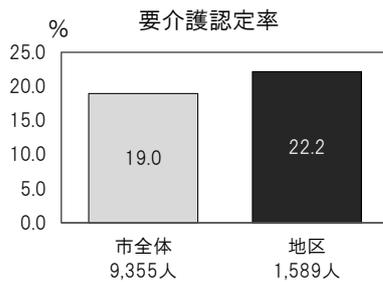
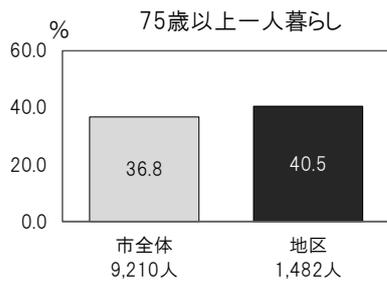
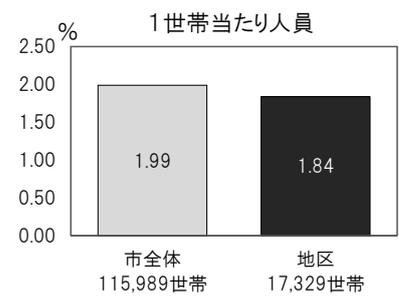
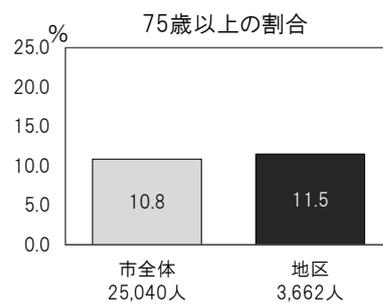
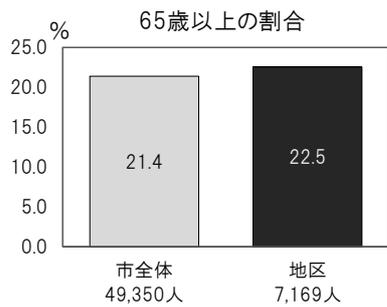
今後の方向性

5 第二小学校・八雲台小学校・国領小学校地域

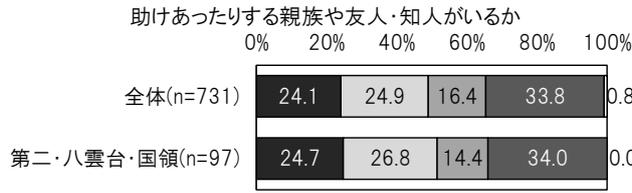
この地域は、市の中央部に位置し、国領小学校地域には、くすのき住宅という大きな集合住宅や大型商業施設があります。介護保険認定率や障害者手帳所持率が8圏域の中で最も多く、75歳以上人口に占める一人暮らしの割合も最も高くなっています。また、児童福祉施設も多く立地しているほか、市民活動支援センターや子ども家庭支援センターが設置されています。



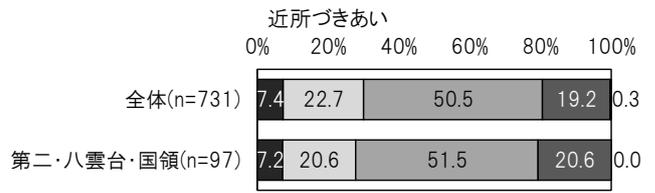
人口・世帯	人口	31,833
	世帯	17,329
組織・活動	自治会	48
	地区協議会	2
	市民活動団体	62
	ひだまりサロン	15
	老人会	2
	民生委員児童委員	24
福祉施設	児童福祉施設	29
	高齢者・介護保険施設	10
	障害者(児)福祉施設	17
医療施設	病院・診療所	14
	歯科医院	29



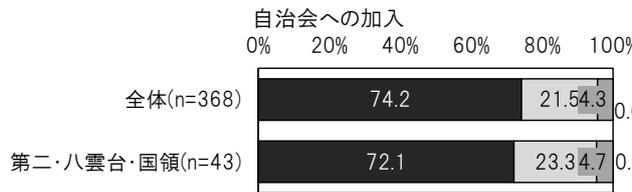
アンケート調査



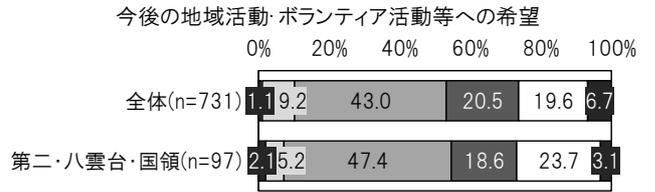
- 近くに気軽に頼める人がいる
- 気軽に頼めるが、いざという時には頼める人が近くにいる
- 近くにはいないが、頼める人がいる
- 特に頼める人はいない
- 無回答



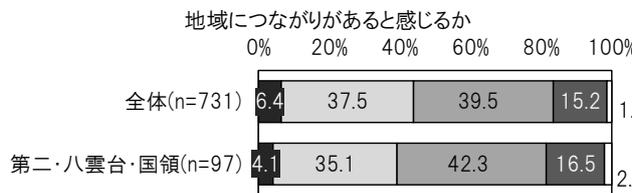
- 家を行き来するなど、親しく近所づきあいをしている
- 立ち話をする程度のつきあいをしている
- あいさつをする程度のつきあいをしている
- 近所づきあいをしていない
- 無回答



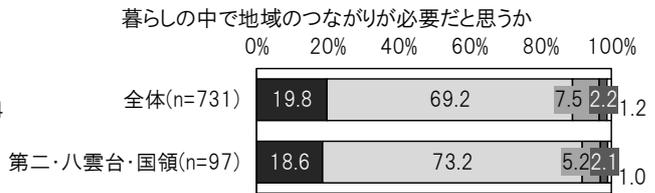
- 加入している
- 加入していない
- 分からない
- 無回答



- 積極的に、取り組んでいきたい
- できるだけ、取り組んでいきたい
- 機会があれば、取り組んでもよい
- あまり取り組みたくない
- 取り組むたいが、できない
- 無回答



- とても感じる
- 少し感じる
- あまり感じない
- 感じない
- 無回答



- とても必要だと思う
- どちらかといえば、必要だと思う
- 必要ないと思う
- 必要ないと思う
- 無回答

地域の中で不安や課題と感じていること

	合計	子育て、子どもの教育のこと	健康のこと	介護のこと	老後の生活のこと	住まいや住宅のこと	仕事のこと	経済的なこと	近所づきあいや、友だちづきあいのこと	防犯、地域の安全のこと	災害時のこと	気軽な相談できる人(機会)	その他	特になし	無回答
全体	731	22.4	28.6	20.0	37.2	23.0	20.7	29.5	9.7	31.2	43.0	9.7	3.4	12.9	1.5
第二・八雲台・国領	97	18.6	37.1	15.5	46.4	27.8	28.9	40.2	10.3	34.0	42.3	7.2	4.1	7.2	1.0

地域の強み・弱み，地域特性への取り組み

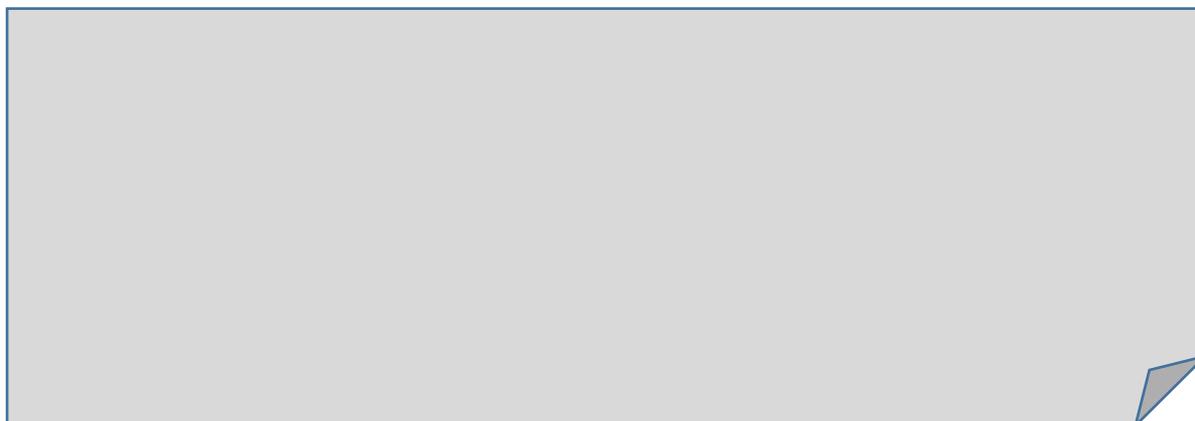
	強みと弱み	強みを伸ばしていくためにやること 弱みを補うために実施すること
強み	①災害への備えがある。対応ができる(防災訓練が盛ん) ②つながり・ネットワークが強い(地区協議会・自治会) ③便利な地域(スーパー・病院) ④お祭が盛ん(交流)	①あいさつ，訓練を継続する ②自分からすすんであいさつする(心がけ) ③子どもを集めるための工夫をする(親が参加してくれる)
弱み	①都会化・環境(ビル風) ②団地の高齢化・孤立 ③地域活動への参加が少ない(PTA，通学路，ローテーション)	①日頃から声かけし，顔の見える関係をつくる ②近くのひだまりサロンに参加を促す ③包括などの関係機関とつながる

地域住民からのご意見

- ~~~~~
- ~~~~~

※ 「地域住民からのご意見」「今後の方向性」については，12月中旬に市内8地域で開催する「地域福祉計画地域別説明会」でのご意見を踏まえて掲載いたします

今後の方向性

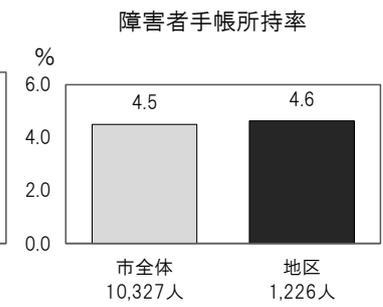
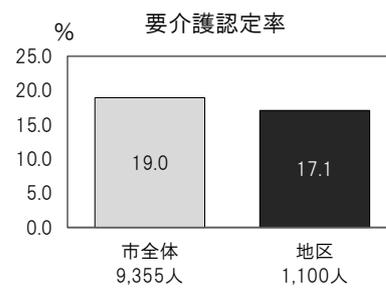
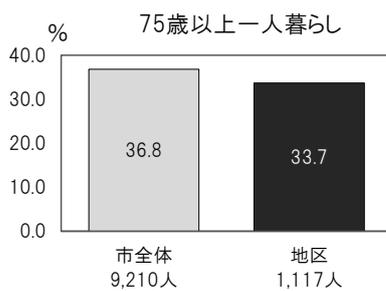
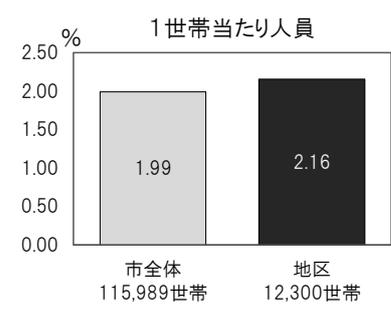
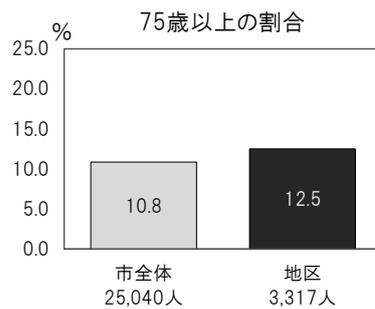
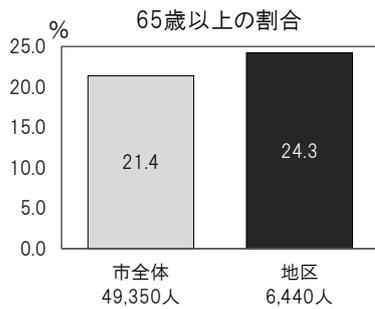


6 染地小学校・杉森小学校・布田小学校地域

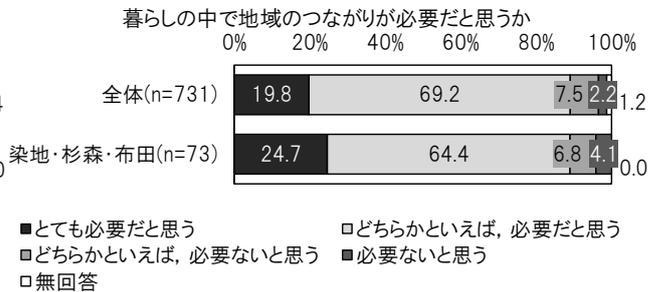
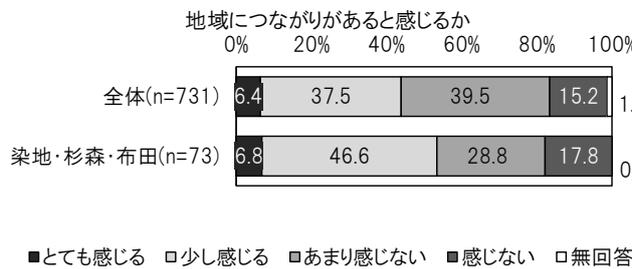
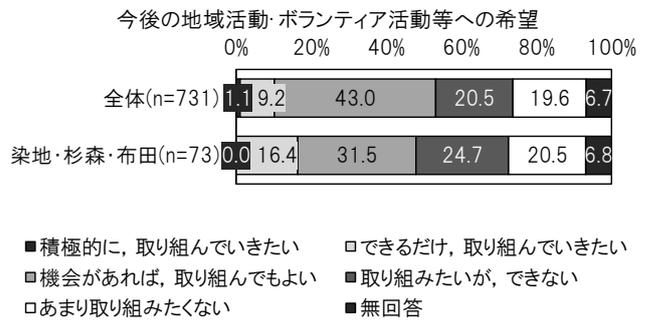
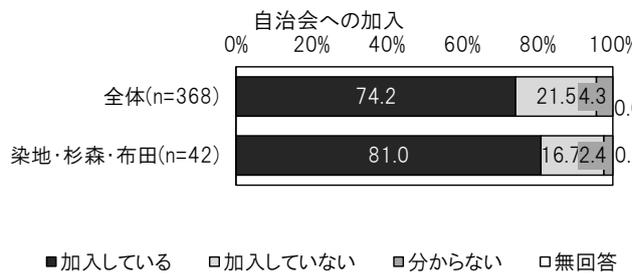
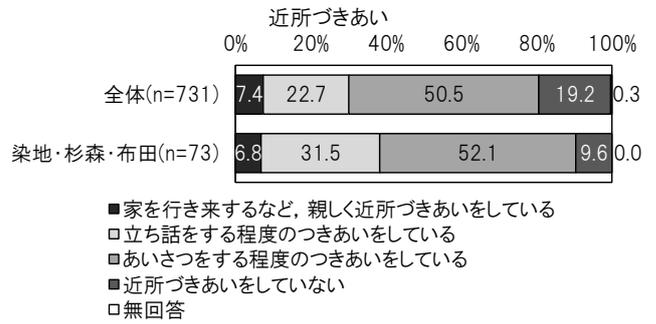
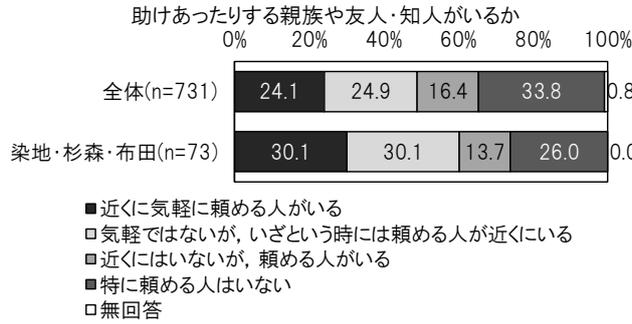
この地域は、市の中央南部に位置し、一団地の住宅施設である多摩川住宅があり、築年数が長いことから建替え問題を抱えています。65歳以上の割合・75歳以上の割合が8圏域の中で最も高くなっています。また、ひだまりサロン数が最も多くなっています。地域の南には多摩川が流れ、映画の撮影所などもある地域です。



人口・世帯	人口	26,536
	世帯	12,300
組織・活動	自治会	31
	地区協議会	2
	市民活動団体	46
	ひだまりサロン	21
	老人会	4
	民生委員児童委員	14
福祉施設	児童福祉施設	15
	高齢者・介護保険施設	8
	障害者(児)福祉施設	6
医療施設	病院・診療所	1
	歯科医院	8



アンケート調査



地域の中で不安や課題と感じていること

	合計	子育て、子どもの教育のこと	健康のこと	介護のこと	老後の生活のこと	住まいや住宅のこと	仕事のこと	経済的なこと	近所づきあいや、友だちづきあいのこと	防犯、地域の安全のこと	災害時のこと	関心がない、少相談できると感じる人（機）	その他	特になし	無回答
全体	731	22.4	28.6	20.0	37.2	23.0	20.7	29.5	9.7	31.2	43.0	9.7	3.4	12.9	1.5
染地・杉森・布田	73	20.5	20.5	21.9	42.5	27.4	26.0	26.0	6.8	28.8	45.2	9.6	1.4	13.7	0.0

地域の強み・弱み，地域特性への取り組み

	強みと弱み	強みを伸ばしていくためにやること 弱みを補うために実施すること
強み	①人間の基本「あいさつ」ができている(長 年生活している人) ②子ども会，自治会等自主的住民活動が 盛んである ③子どもから大人まで世代間交流がある	①バーベキューやもちつきなどの行事を行う ②大人から子どもへ，地域の方から声をかけ る ③家庭からの習慣を大切にする
弱み	①隣人同士のあいさつがない ②隣人・2代・3代の交流が少ない ③階段のみの集合住宅。重い荷物を持つ ことが難しい	①自治会に入るメリットを伝える ②無理のない形で自治会をすすめる

地域住民からのご意見

- ~~~~~
- ~~~~~

※ 「地域住民からのご意見」「今後の方向性」については，12月中旬に市内8地域で開催する「地域福祉計画地域別説明会」でのご意見を踏まえて掲載いたします

今後の方向性

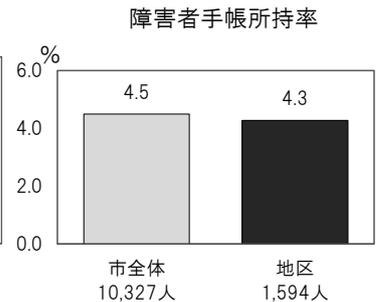
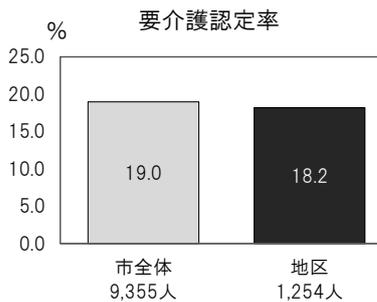
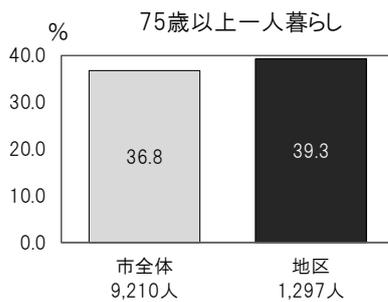
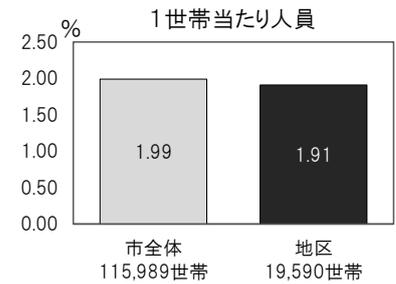
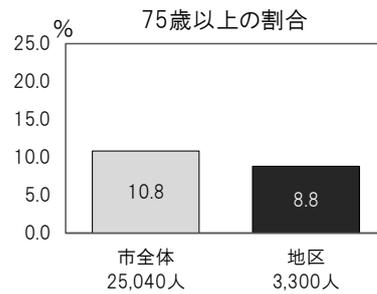
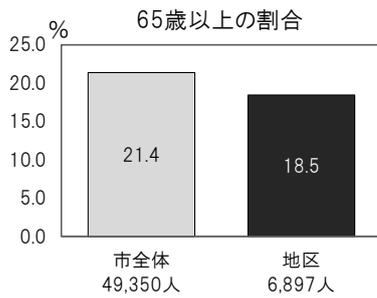
7 第一小学校・富士見台小学校・多摩川小学校地域

この地域は、市の西部に位置しています。人口が8圏域の中で最も多い地域で、65歳以上の割合・75歳以上の割合が最も低くなっています。

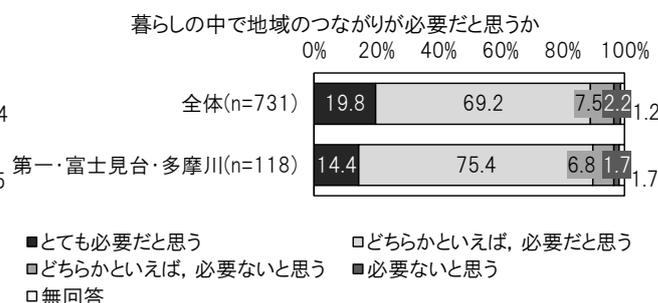
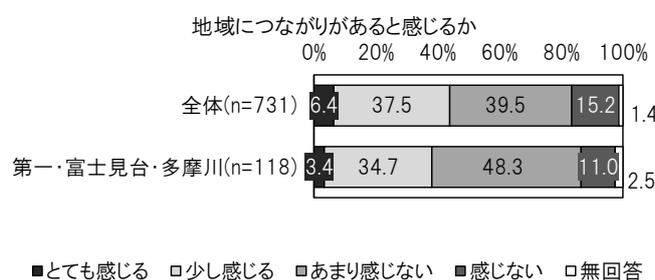
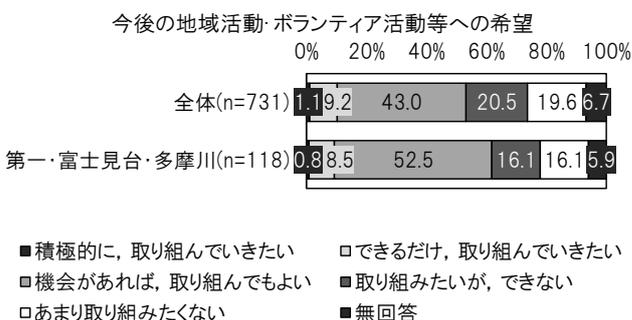
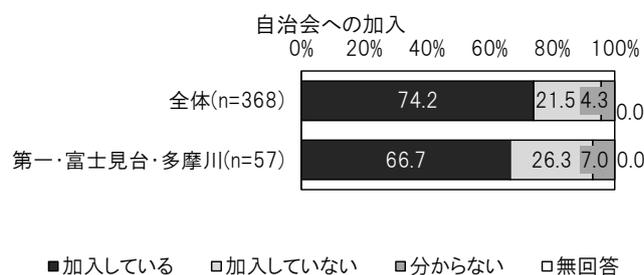
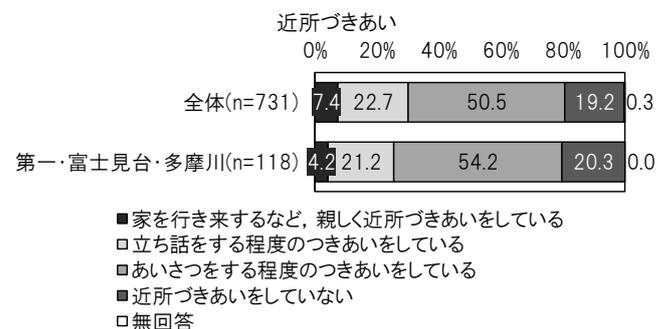
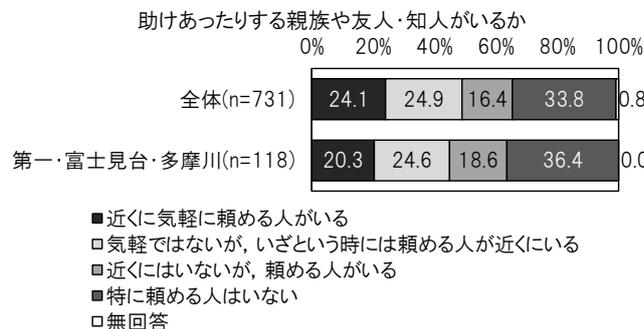
調布の中心市街地である調布駅があり、駅上に大型商業施設が新たに開設し、にぎわいが広がりました。また、多摩地域最大級のシネマコンプレックスも誕生しました。京王線の地下化により、市街地の南北一体化など、まちの景観が大きく変貌しました。



人口・世帯	人口	37,373
	世帯	19,590
組織・活動	自治会	56
	地区協議会	3
	市民活動団体	65
	ひだまりサロン	13
	老人会	2
	民生委員児童委員	26
福祉施設	児童福祉施設	25
	高齢者・介護保険施設	8
	障害者(児)福祉施設	24
医療施設	病院・診療所	34
	歯科医院	32



アンケート調査



地域の中で不安や課題と感じていること

	合計	子育て、子どもの教育のこと	健康のこと	介護のこと	老後の生活のこと	住まいや住宅のこと	仕事のこと	経済的なこと	近所づきあいや、友だちづきあいのこと	防犯、地域の安全のこと	災害時のこと	気軽に相談できる人(機)のこと	その他	特になし	無回答
全体	731	22.4	28.6	20.0	37.2	23.0	20.7	29.5	9.7	31.2	43.0	9.7	3.4	12.9	1.5
第一・富士見台・多摩川	118	22.9	28.8	18.6	35.6	28.0	21.2	32.2	10.2	33.1	40.7	10.2	2.5	11.9	1.7

地域の強み・弱み, 地域特性への取り組み

	強みと弱み	強みを伸ばしていくためにやること 弱みを補うために実施すること
強み	①若い世代が多い ②社会資源が豊富 ③ボランティア活動の意欲が高い	①地域デビューのハードルを下げる ②活動の意義を可視化(地域通貨など)
弱み	①世代交代が上手くできていない ②地域のつながりが弱い	①興味のあるテーマで活動に参加してもらう (災害対策など) ②活動の日時を土日にするなど、幅を広げる (生活スタイルがバラバラ) ③活動の内容によってターゲットを絞る

地域住民からのご意見

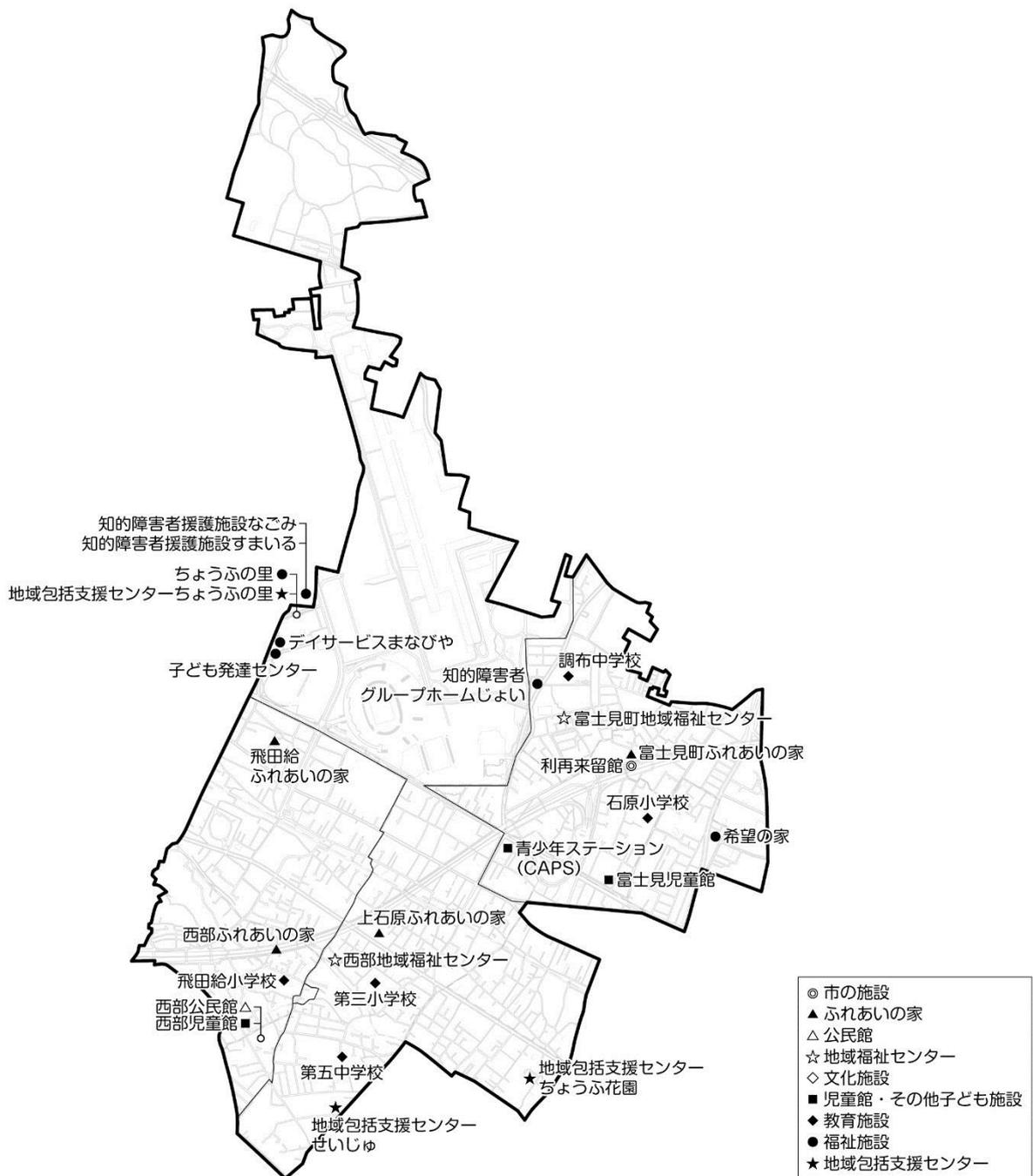
- ~~~~~
- ~~~~~

※ 「地域住民からのご意見」「今後の方向性」については、12月中旬に市内8地域で開催する「地域福祉計画地域別説明会」でのご意見を踏まえて掲載いたします

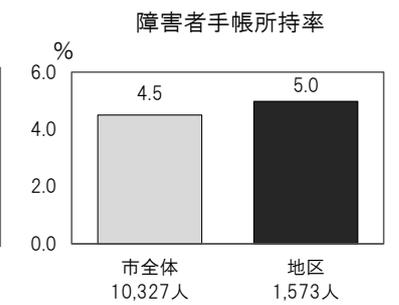
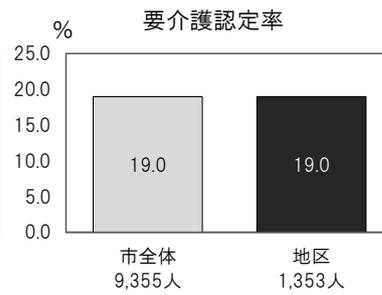
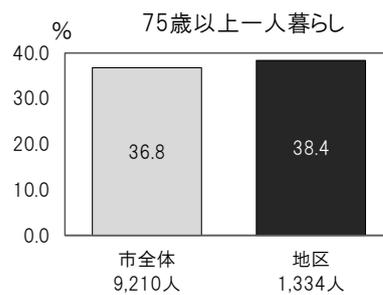
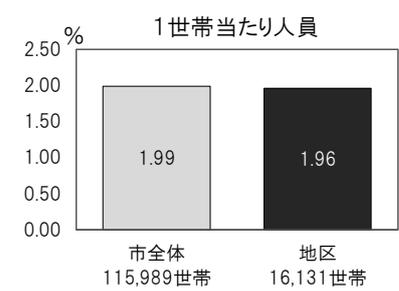
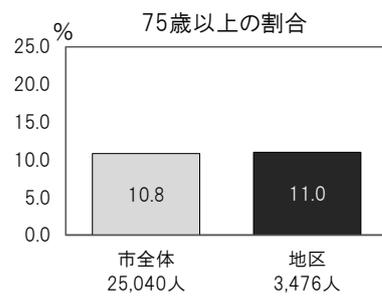
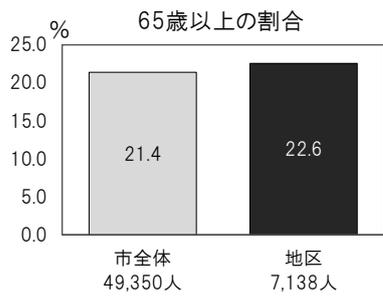
今後の方向性

8 第三小学校・石原小学校・飛田給小学校地域

この地域は、市の西部に位置し、8圏域の中で65歳以上の割合は2番目に高くなっています。福祉施設が最も多い地域となっています。2020年のオリンピック・パラリンピックに向けた東京スタジアムや武蔵野の森スポーツプラザがあり、飛田給駅周辺は、住民や来訪者にとって魅力的で快適な市街地整備が進められています。北側地域は、調布基地跡地、調布飛行場及び都立野川公園等が広がっています。

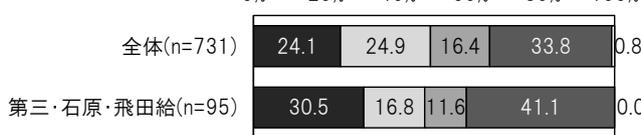


人口・世帯	人口	31,639
	世帯	16,131
組織・活動	自治会	88
	地区協議会	3
	市民活動団体	59
	ひだまりサロン	19
	老人会	6
	民生委員児童委員	23
福祉施設	児童福祉施設	27
	高齢者・介護保険施設	12
	障害者(児)福祉施設	24
医療施設	病院・診療所	9
	歯科医院	16



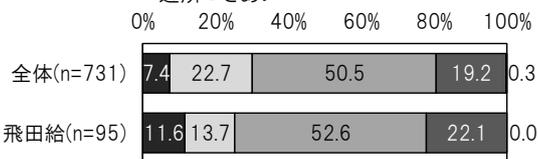
アンケート調査

助けあったりする親族や友人・知人がいるか



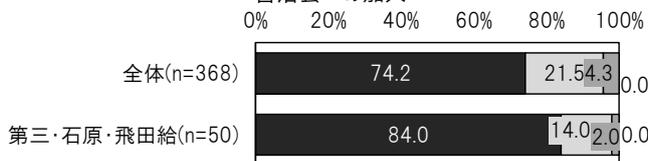
- 近くに気軽に頼める人がいる
- 気軽ではないが、いざという時には頼める人が近くにいる
- 近くにはいないが、頼める人がいる
- 特に頼める人はいない
- 無回答

近所づきあい



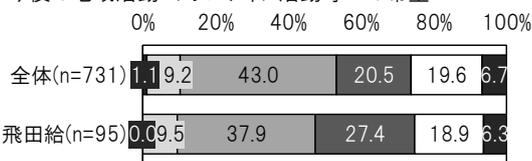
- 家を行き来するなど、親しく近所づきあいをしている
- 立ち話をする程度のつきあいをしている
- あいさつをする程度のつきあいをしている
- 近所づきあいをしていない
- 無回答

自治会への加入



- 加入している
- 加入していない
- 分からない
- 無回答

今後の地域活動・ボランティア活動等への希望



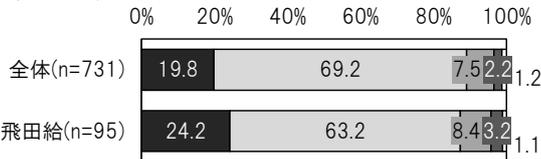
- 積極的に、取り組んでいきたい
- できるだけ、取り組んでいきたい
- 機会があれば、取り組んでもよい
- 取り組みたいが、できない
- あまり取り組みたくない
- 無回答

地域につながりがあると感じるか



- とても感じる
- 少し感じる
- あまり感じない
- 感じない
- 無回答

暮らしの中で地域のつながりが必要だと思うか



- とても必要だと思う
- どちらかといえば、必要だと思う
- どちらかといえば、必要ないと思う
- 必要ないと思う
- 無回答

地域の中で不安や課題と感じていること

	合計	こ 子 と 育 て 、 子 ど も の 教 育 の	健 康 の こ と	介 護 の こ と	老 後 の 生 活 の こ と	住 ま い や 住 宅 の こ と	仕 事 の こ と	経 済 的 な こ と	近 所 づ き あ い の こ と 、 友 だ ち づ き あ い の こ と	防 犯 、 地 域 の 安 全 の こ と	災 害 時 の こ と	関 心 が 少 な い こ と 、 相 談 し て く ら い の こ と 、 機 会 の こ と	そ の 他	特 に な い	無 回 答
全体	731	22.4	28.6	20.0	37.2	23.0	20.7	29.5	9.7	31.2	43.0	9.7	3.4	12.9	1.5
第三・石原・飛田給	95	26.3	26.3	18.9	41.1	18.9	17.9	32.6	14.7	35.8	48.4	16.8	6.3	13.7	3.2

地域の強み・弱み, 地域特性への取り組み

	強みと弱み	強みを伸ばしていくためにやること 弱みを補うために実施すること
強み	①福祉施設が多く災害時に避難できる(グランドも) ②人が集まる施設・グランドがある ③自治会が多い	①福祉施設のPR ②地域住民型集いを行う(イベント) ③若い世代の加入を促す(自治会活動) ④学生の活用(大学など)
弱み	①店が少なく交通の便が悪い ②高齢化率が高い ③近所付き合いをしている人が少ない	①若い世代を上手く活用していく ②高齢者の活躍の場を皆で考える ③敷地を利用してイベントを行う

地域住民からのご意見

- ~~~~~
- ~~~~~

※ 「地域住民からのご意見」「今後の方向性」については、12月中旬に市内8地域で開催する「地域福祉計画地域別説明会」でのご意見を踏まえて掲載いたします

今後の方向性

第7章 計画の推進に向けて

1 協働による計画の推進

地域福祉の主役は、地域で生活している市民一人ひとりです。自分たちの住む地域を支え合い、助け合いのできる理想の地域に近づけていくためには、市の取り組みに加え、市民との協働が不可欠となります。

また、地域の中には、それぞれの地域に応じた多様な福祉ニーズがあることが考えられます。それらに対応していくためには、その地域で活動するボランティア、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会などの取組も必要となることから、これらの地域資源も重要な地域福祉の担い手となります。

この計画の推進に当たっては、地域福祉を担う主体それぞれが、相互に連携を図り、役割を果たしながら計画を進めていくことが大切です。

(1) 市民の役割

市民は、地域に住む担い手の一人として、地域や福祉に対する関心を持つことが重要です。また、そのためには日頃から地域の人たちが、あいさつや声かけを通じて交流を深め、顔見知りの関係を築いていくことが重要です。

また、ボランティア等の社会貢献活動や、赤十字募金、共同募金、福祉団体への寄付等助け合いの活動に理解を示し、可能な範囲で協力することも大切です。

(2) 地域の役割

自治会やボランティア団体、NPO 法人、民生委員・児童委員など、地域活動団体は、地域の中にある生活課題を発見・共有するとともに、地域の中で連携しながら解決していくことが重要です。

(3) 福祉サービス事業者の役割

福祉サービス事業者は、サービスの質の確保、事業内容の情報公開や利用者の生活の質の向上に取り組むことが重要です。また、福祉施設などにおいては、利用者とボランティアなどが交流し合う場として期待され、地域福祉の拠点としても期待されます。特に、社会福祉法人は、地域における公益的な取組の責務から高齢者や生活困窮世帯等への生活支援など、制度にない事業支援が期待されます。

(4) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、自ら福祉サービスを提供するなどの活動に取り組んでいます。が、地域福祉推進の中心的な存在として、市民と地域活動団体、福祉サービス事業者、行政とのコーディネート役としての機能も求められます。

また、社会福祉協議会としての組織の機能強化を図るとともに、地域における多様な課題を把握し、その課題に対応した事業の展開を図ることが期待されます。

(5) 市の役割

市は、市民や地域活動団体などの自主的な活動を促し、地域コミュニティの醸成や市民活動支援などの総合的なコミュニティ施策の推進を図るとともに、地域福祉力の向上を目指し福祉施策の総合的な推進の役割を担っています。

また、本計画は地域という視点で様々な分野を横断的につなげる役割を担っており、包括的に地域福祉を推進するよう努めていきます。

2 計画の周知・普及

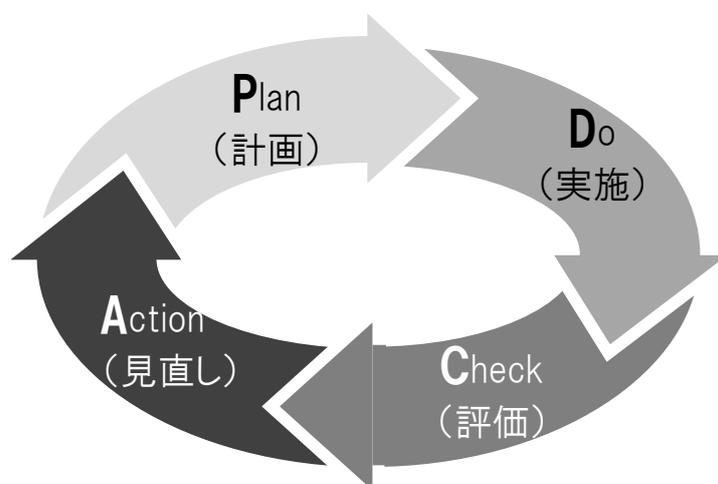
地域福祉を推進する上で、計画の目指す地域福祉の方向性や取組について、市民、ボランティア、NPO、社会福祉法人をはじめとする福祉サービス事業者、社会福祉協議会、市などの計画に関係する全ての人々が共通の理解を持つことが必要です。

そのため、「市報ちょうふ」や市のホームページなどを通じて、計画を広く市民に周知し、普及に努めます。

3 計画の進行管理・評価

本計画の推進のため、PDCAサイクル（P（計画）、D（実施）、C（評価）、A（見直し））の考え方にに基づき進行管理を実施し、計画全体の継続的な改善を図ります。

また、調布市地域福祉推進会議では、引き続き、計画の推進と進行管理など地域福祉の推進について必要な事項の検討を行って参ります。



福祉施策は、社会状況や福祉を取り巻く環境の変化などに応じて、適宜、改変していく必要があります。今後、新たな福祉圏域での取組やその圏域設定の検証を行う中で、必要に応じて、見直しを図ることも想定されます。そのためにも、将来的に予想される福祉課題への対応や、地域共生社会の実現に向けた取組等を行うため、次期福祉3計画の改定に併せて、圏域における福祉実践の取組や圏域設定のあり方について検証し、必要に応じて見直しを進めて参ります。

資料編

登録番号
(刊行物番号)

2017-000

調布市地域福祉計画

発行年月 平成 年 月
発行 調布市
編集 調布市福祉健康部福祉総務課
〒182-8511
東京都調布市小島町2-35-1
電話 042(481)7101
URL <http://www.city.chofu.tokyo.jp/>